

令和6年第2回定例会

むかわ町議会会議録

令和6年 6月24日 開会

令和6年 6月25日 閉会

むかわ町議会

令和6年第2回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 （6月24日）

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	5
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	8
町長行政報告及び提出事件の概要説明	9
一般質問	12
大 松 紀美子 議員	12
小 坂 利 政 議員	30
古 内 みゆき 議員	44
伊 藤 恵 美 議員	58
栗 原 健 一 議員	67
中 島 勲 議員	78
北 村 修 議員	90
散 会	111

第 2 号 （6月25日）

議事日程	113
------	-----

本日の会議に付した事件	1 1 5
出席議員	1 1 5
欠席議員	1 1 5
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 6
事務局職員出席者	1 1 7
開 議	1 1 8
議事日程の報告	1 1 8
報告第 2 号及び報告第 4 号の一括上程、説明、質疑	1 1 8
承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
承認第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 7
承認第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
同意第 5 号から同意第 3 1 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 2
議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 7
議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 8
議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
議案第 4 2 号及び議案第 4 4 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 1
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 3
諸般の報告	1 5 5
請願第 1 号の上程、委員会付託	1 5 5
意見書案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 6
意見書案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 7
意見書案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 0
意見書案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 3
意見書案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 4
意見書案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 5
意見書案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 7
意見書案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 8
所管事務調査等報告の件	1 6 9
閉会中の特定事件等調査の件	1 7 0

議員の派遣に関する件	1 7 1
閉議及び閉会	1 7 1
署名議員	1 7 3

むかわ町告示第29号

令和6年第2回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年6月14日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和6年6月24日

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1 番	栗 原 健 一	議員	2 番	伊 藤 恵 美	議員
3 番	古 内 みゆき	議員	4 番	奥 野 恵美子	議員
5 番	東 千 吉	議員	6 番	佐 藤 守	議員
7 番	中 島 勲	議員	8 番	大 松 紀美子	議員
9 番	三 上 純 一	議員	10 番	小 坂 利 政	議員
11 番	北 村 修	議員	12 番	津 川 篤	議員
13 番	野 田 省 一	議員			

不応招議員（なし）

令和6年第2回むかわ町議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

令和6年6月24日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告及び提出事件の概要説明
- 第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1 番	栗 原 健 一 議 員	2 番	伊 藤 恵 美 議 員
3 番	古 内 みゆき 議 員	4 番	奥 野 恵美子 議 員
5 番	東 千 吉 議 員	6 番	佐 藤 守 議 員
7 番	中 島 勲 議 員	8 番	大 松 紀美子 議 員
9 番	三 上 純 一 議 員	10 番	小 坂 利 政 議 員
11 番	北 村 修 議 員	12 番	津 川 篤 議 員
13 番	野 田 省 一 議 員		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	成 田 忠 則
支 所 長	吉 田 直 司	会 計 管 理 者	今 井 巧
総務財政課長	佐々木 義 弘	総務財政課 主 幹	伏 木 允 一

総務財政課 主幹	三 上 祐	情報防災対策 室長	梅 津 晶
情報防災対策 参事	関 根 徹	総合政策課長	栃 丸 直 士
総合政策課 参事	本 間 彰	総合政策課 主幹	澤 田 健
町民生活課長	柴 田 巨 樹	町民生活課 主幹	横 山 貴 仁
町民生活課 主幹	松 本 和 香	保健介護課長	酒 卷 宏 臣
保健介護課 主幹	小 坂 僚 介	保健介護課 主幹	高 橋 佳 香
保健介護課 主幹	加 藤 こずえ	福祉・子育て 課長	熊 谷 伸 一
福祉・子育て 課主幹	谷 川 功 一	農林水産課長	東 和 博
農林水産課 参事	藤 野 真 稔	農林水産課 主幹	飛 岡 雅 幸
農林水産課 主幹	宮 村 敦 嗣	経済建設課長	江 後 秀 也
経済建設課 参事	菊 池 功	経済建設課 参事	佐 藤 琢
経済建設課 参事	西 村 和 将	企画町民課長	菅 原 光 博
企画町民課 主幹	中 上 紀 文	企画町民課 主幹	矢 野 優 子
経 済 戦 略 室 主幹	藤 田 浩 樹	経 済 戦 略 室 主幹	櫻 井 和 彦
経 済 戦 略 室 主幹	太 田 耕 司	国民健康保険 穂別診療所 事務局長	長谷山 一 樹
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	西 幸 宏
生涯学習課 教育指導参事	池 田 佳	生涯学習課 参事	高 木 龍一郎
生涯学習課 主幹	松 本 洋	生涯学習課 主幹	山 木 美 幸
選挙管理委員 会事務局長	佐々木 義 弘	農業委員会 事務局長	東 和 博

農業委員
支局 会長

宮 村 敦 嗣

監 査 委 員

数 矢 伸 二

事務局職員出席者

事 務 局 長

大 塚 治 樹

主

査

酒 卷 早 苗

◎開会及び開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野田省一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、東 千吉議員、6番、佐藤 守議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（野田省一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

さきに議会運営委員長から、6月18日開催の第6回議会運営委員会での本定例会の運営に関わる協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許します。

佐藤議会運営委員長。

〔佐藤 守議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 守君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、6月18日に開催いたしました第6回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第2回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は40件で、その内訳は、報告3件、承認3件、同意27件、議案7件であります。

提出審議案件の取扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする案件は、報告第2号から報告第4号までの3件、同意第5号から同意第31号までの27件、議案第42号から議案第44号までの3件で、会期日程表に記載のとおりであります。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は12件で、その内訳は、発議1件、請願1件、意見書案8件、その他2件であります。

まず、発議についてであります。次期改選期に向けた議員定数及び報酬について、調査、検討するとともに、町民により開かれた議会とするため、議会運営委員会での協議を踏まえ、議会運営委員長が発議第2号として、議会改革等調査審査特別委員会の設置に関する件として提出されております。

次に、請願についてであります。提出のありました請願1件につきましては、所管の委員会へ付託することで協議済みです。

次に、意見書案についてであります。議員提出の意見書案については3件であり、6月14日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号4番から受理番号6番まで、提出者が所定の賛成者をつけて意見書案第4号から意見書案第6号として提出されております。

また、陳情文書表の取扱いについては、令和6年3月定例会締切日以降に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。

受付番号6番、7番は内容が同一であるため意見書案第7号として、受付番号8番は意見書案第8号として、受付番号9番は意見書案第9号として、受付番号10番は意見書案第10号として、受付番号11番は意見書案第11号として所管の委員会構成員で提出され、受理番号3番から5番までの3件については、全議員へ印刷配付することとされております。

所管事務調査報告は、総務厚生常任委員会及び復興拠点施設等整備事業調査特別委員会から調査継続、または調査終了に伴う調査報告書が提出されております。

次に、一般質問については、大松紀美子議員ほか6名から20項目の通告があり、その取扱いとは通告どおりといたします。

以上の審議案件数とその取扱いから、本定例会の会期については、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から25日までの2日間としたところであります。

質疑される方は質疑と意見を混同せず、また議題外にわたることなく、要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、規律ある会議運営の点からも、私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

また、換気のための休息、休憩及び必要最低限の説明員の自由な出入りは、議長の議事整理権において判断させていただきます。

本会議の服装については、年間を通じた省エネ、節電の観点から、ナチュラル・ビズ・スタイルを町で取り組んでいることから、ネクタイの着用は自由とし、上着については、その日の議長判断により自由とさせていただきます。

また、熱中症予防の観点から、議員の水の持込みを可としたことから、説明員についても同様としておりますので、御了承願います。

最後に、議会中継であります。情報公開を推進するため、本定例会におきましても、四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映しますので、お知らせいたします。

以上を申し上げ、令和6年第6回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長から報告のとおり、本日から25日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から25日までの2日間に決定しました。

なお、円滑な議会運営のため質疑及び答弁は簡潔明瞭に行うようお願いをいたします。

◎諸般の報告

○議長（野田省一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第144号のとおりですので、御了承願います。

◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（野田省一君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。
竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 皆さん、おはようございます。

改めまして、このたびの町村議長会優良議会広報表彰、皆さん、おめでとうございます。

さて、本日ここに、令和6年第2回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆さんには御出席をいただき、ありがとうございます。

提出事件の概要説明に入ります前に、行政報告としまして、3点御報告を申し上げます。

1点目は、先般発生いたしました準公金の不適正な会計処理についてでございます。

事件内容は、町民生活課ゼロカーボン推進グループが事務局を担っておりますむかわ町防犯灯管理委員会の令和4年度及び令和5年度会計において、本町職員である会計担当者が支払う必要のない金銭を団体口座から複数回にわたり引き出し、金庫、自身の机の中に一定期間現金を保管した後、口座に戻したものでございます。引き出した回数、金額につきましては、13回、計175万5,100円でございます。引き出された金銭は全て口座に戻されております。横領、そして私的流用といった事実は確認されていないものの、不用意に金銭を引き出し、現金で管理をするということは、極めて不適正な準公金の管理と言わざるを得ないものであり、令和6年5月8日付で停職1か月の処分を行ったものでございます。

なお、当該職員は同日付、依願退職をしております。

加えて、令和5年度、町民生活課の管理職であった2名については訓告、同じく令和4年度に管理職であった2名については嚴重注意の処分を行ったところでございます。

このたびの非行為を発生させたことに対し、町民の皆様をはじめ、関係者の皆さんに深くおわびを申し上げます。

今後、このようなことが起きることがないように、再発防止に万全を期すとともに、町民の皆さんの信頼を一日も早く回復できるよう全力を尽くしてまいります。

2点目は、むかわ町さくら認定こども園の運営状況についてでございます。

令和6年6月4日、さくら認定こども園保護者有志の会より、さくら認定こども園に関する嘆願書が提出され、受理しております。

嘆願事項につきましては、さくら認定こども園の運営を公設に戻し、安心・安全、安定し

た保育サービスを提供すること、子どもたちが安全で快適に過ごせるよう、保育施設を整備すること。

以上、2項目が挙げられております。

こども園については、3月をもって7名の保育士等の職員が園を離れ、4月以降は保育士の追加配置がされないまま、運営が続けられております。この間、5月2日に保護者説明会を実施、運営方針からは改善勧告で挙げられたパワーハラスメントについて、第三者委員会による調査結果が出てから保護者に説明したいとの理由で、出席はできないということでありました。参加した保護者からは、保育体制が説明がないまま変わった、見守りの目が足りなく、子どもを安心して預けられないといった声も上がっております。

町としましては、早期に運営法人に協議のテーブルに着いてもらうため、5月24日、運営法人、保護者会代表、町との三者で協議を行っております。早期に保護者説明会の開催を要望しましたが、再度第三者委員会の調査結果を踏まえてから開催すべきとの意見が多く、調査結果を待つ形となりました。

6月19日に保護者、運営法人、町による三者会議が開催され、第三者委員会の調査では、パワーハラスメントの存在までは認定されなかったものの、不適切な行為の存在は指摘せざるを得ないとの報告があったところでございます。会議の目的は、あくまでも保護者の不安の声を伝え、運営法人がそれを受け止め、全体で回答していく場となりましたが、十分な議論ができないまま終了しております。

令和5年12月6日に2回目の改善勧告を通知、間もなく全ての項目に対する改善報告書が提出される予定でございます。回答内容を確認の上、改善が図られているかを判断した上で、認可指導権限を持つ北海道とも連携を図り、今後の対応を協議することとしております。

引き続き、運営法人に対しましては、安全・安心な保育環境がつくられるよう指導してまいります。

3点目は、古生物化石を御縁としての令和元年に両自治体の協力に関する意向表明書を締結、この間、交流を続けてきておりますバルト三国の一つのリトアニア共和国・アクメネ地域市への訪問についてでございます。

先般6月6日から11日にかけてアクメネ地域市より御招待をいただき、また在リトアニア日本国大使館、尾崎大使をはじめ、大使館の皆さんの御高配を賜り、伝統行事への出席のほか、桜の記念植樹や主要な施設の視察を行ってまいりました。直線距離で約8,000キロを超えるはるか遠くの北ヨーロッパの地に、カムイサウルス、そしてむかわ竜等を届けるととも

に、我が町の町章が描かれたモニュメントが設置され、両自治体の交流のあかしを記すことができました。このたびの訪問を契機として、両自治体、そして両国の未来につながる交流のさらなる広がりというのを願うところでございます。

以上、第2回定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

さて、本定例会で御審議いただきます事件につきましては、報告が3件、承認3件、同意27件、議案7件でございます。

報告第2号から第4号につきましては、令和5年度歳出予算のうち、当該年度に支出が終わらない経費について翌年度に繰り越したため、一般会計及び上水道事業会計、下水道事業会計繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

承認第2号から第4号 専決処分につき承認を求める件につきましては、令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第14号）を令和6年3月31日に、地方税法等の改正に伴うむかわ町税条例の一部を改正する条例を令和6年4月1日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴うむかわ町番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を令和6年5月27日にそれぞれ専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

同意第5号から第31号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件につきましては、任期満了による27名の農業委員の任命につき議会の同意を求めるものでございます。

議案第38号につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、生田辺地に関わる公共的施設の総合整備計画における事業費及び辺地対策事業債の予定額を変更しようとするものでございます。

議案第39号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する件につきましては、マイナンバーカードと被保険者証一体化に伴い、規約を変更することについて、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第40号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の交付に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第41号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案につきましては、地域包括支援センター運営協議会の定義規定が改正されたことに伴い、条例を制定するものでございます。

議案第42号 令和6年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）、議案第43号 令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第44号 令和6年度むかわ町上水

道事業会計補正予算（第1号）につきましては、事業の必要性から所要の補正を行うものでございます。

後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定くださるようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 行政報告及び提出事件の概要説明が終わりました。

これで、町長の行政報告及び提出事件の概要説明を終わります。

◎一般質問

○議長（野田省一君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（野田省一君） まず、8番、大松紀美子議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） 一般質問をさせていただきます。

まず、随意契約の公表についてです。

3月議会でもこの契約についてはお伺いをいたしました。公表についてガイドライン等がないため、公表はできないとのことでした。しかし、財務規則116条の3では、この随意契約の内容について公表するということになっています。ガイドラインがなくても、公表はしなければならないこととなっています。

改めて、3月議会で明らかにされた一者特命随意契約19件の内容と、今年度契約した一者特命随意契約の内容についてお伺いをいたします。

また、もう一点は、今年度契約した随意契約の件数と内容についてもお伺いいたします。

○議長（野田省一君） 佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 御質問の要旨に沿いまして、お答えいたします。

1点目の一者特命による随意契約の件でございますが、本年3月開会の第1回町議会定例会において御答弁いたしましたとおり、庁内で組織します入札参加者指名選考委員会におきまして、指名登録のある有資格者の中から、発注内容の適性や過去の実績などを踏まえ、審議・決定いたしました、令和5年度事業執行における一者特命随意契約として決定した事業数は、全部で19件でございます。

19件に係る随意契約の根拠法令でございますけれども、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の該当が9件及び第6号の該当が10件、また、むかわ町財務規則第117条第3項第2号の該当が19件となっております。

次に、令和6年度事業執行につきまして、一者特命随意契約として決定した事業数は、これまで6件ございまして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の該当が4件、第6号の該当が2件、むかわ町財務規則第117条第3項第2号の該当が6件ということになってございます。

2点目の令和6年度、契約に関する随意契約の件でございますが、1点目の答弁と同様、入札参加者指名選考委員会で審議・決定いたしました随意契約の事業件数は、これまで2件でございます。

この2件に係る根拠法令でございますが、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の該当として、決定しているものでございます。

なお、本年5月31日にむかわ町随意契約ガイドラインを制定し、随意契約に係る解釈や指針、公表基準を設けております。

令和6年度以降に執行する事業につきましては、本ガイドラインに基づき、事務を執り進めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 具体的な事業名をお伺いします。

○議長（野田省一君） 佐々木課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 令和6年度以降に締結された一者特命の随意契約につきましては、公表基準に基づき、ホームページにて定期的に公表していくということにしております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） ホームページに公表できるものを議会の本会議の一般質問で公表できないという理由は何でしょうか。

それから、5月31日付でホームページに、ちょっとお待ちください。すみません、ガイドライン、私も見させていただきました。この内容について、改めてちょっと概略的にどんなものをつくったのか説明をしていただきたいのと、こういうものが3月議会で、私、提案しました。本当に早い作成をされたと思っているんですが、このできた段階で議員のほうにもちょっと説明をしていただきたかったというふうに思っているところなんです、取りあえ

ず今この場で、このガイドラインのあらかた目指しているものは何なのか、どういうことで作られたのかということを説明をお願いいたします。

公表できないということは何なのかということを先にお聞きしておりますので、そのことも御答弁ください。

○議長（野田省一君） 佐々木課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） ガイドライン制定の目的でありますけれども、透明性を高めるということがまず1つ目、大きな目標としてございます。一者特命の随意契約につきましては、令和6年度以降、速やかに公表していきたいというふうに考えております。

具体的には、期限を区切って、例えば四半期ごとにその契約されたものを報告するというような形で、その都度都度締結されたものを速やかに報告をするという形で考えております。四半期ごとということになりますので、令和6年6月30日をもって、一旦その後にそれまでの分を報告するというような方法で考えております。

〔「ガイドラインは説明してくれないんですか」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） 課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 随意契約のガイドラインにつきましては、今年の5月31日に制定をされております。契約の三原則として公正性の確保、経済性の確保、適正履行の確保と、こういったものを兼ね備えた契約が適正な契約ということでございまして、そういったものをガイドラインに基づいて公表することで確保できるという目的を持って制定をいたしました。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 今の御答弁から令和6年度に契約したものについては、随時公表していくと、ホームページで。先ほど私がお尋ねしたのは、ホームページに掲載していくというものをなぜ議会の議員の本会議の質問の中で公表していただけないのかという理由について伺っています。

○議長（野田省一君） 佐々木課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 当該年度分、令和6年度分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、定期的に速やかに公表することにしております。

それと、運用といたしまして、いわゆる令和5年度の19件に関しましても、必要な場合には公表していくというような運用形態を取っているところでございます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） ごめんなさいね、私の質問の御答弁にはなっていないというふうに思っています。

令和5年度の19件についても必要があれば公表していくこともあり得る、ちょっとよく分からないですね。やっぱりこれは町としての姿勢だと思いますので、町長なりが御答弁いただいたほうがよろしいのではないのでしょうか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 質問に対しての答弁は、事務方が今答えたとおりでございまして、今回のガイドライン、重ねますけれども、競争入札を原則とする契約、随意契約の妥当性というのを客観的に判断しながら、適正、そしてかつ円滑な運用を確保するため、随意契約についての標準的な解釈、そして指針を示すものとして、今回ガイドラインを示したところでございます。これは、ガイドラインの中身にも趣旨として入っているかと思えます。

それと、先ほど担任する課長が答弁した適用の在り方ですが、よろしいですか。

今回は策定に当たって施行というのが、施行、令和6年度からとしております。施行、行いますよという施行は6年度からしております。制定以前の取扱いとして、先ほど言った必要がある場合は、令和5年度分に限り適用する。施行は遡ることはできませんけれども、適用は遡ることができる、こういったところの文案規定をしっかりと捉えながら、適用という表現というのも決裁時に取らせていただいているところでございます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） これ、確認なんです、ガイドラインが私も3月のときにもっとよく勉強すればよかったなと反省をしております。この財務規則の中では、ガイドラインがなくても、公表をしなければならないというふうになっておりますよね。よろしいですよね。確認です。

○議長（野田省一君） 佐々木課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 一者随意契約のみならず、全ての契約については、もう当然でありますけれども、透明性を持って行っております。少額の物品ですとか業務といったもの、全て役場内の業務を物品購入、契約で成り立っているところであります。そういったものを過去から全ての契約を公表するというようなことにつきましては、その契約本数ですとか事務量から現実的ではないというふうに考えているところであります。やはり公表基準を設けた上で、公表すべきというふうに考えております。

したがいまして、今回ガイドラインを作りまして、ガイドラインにのっとった公表をしていくということでございます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 私が聞いているのは、今ある財務規則の中だけでも、ガイドラインがなくても公表すべきと書いているんですから、公表すべきものなんですねということをお尋ねして、ごくごく簡単なことをお聞きしているつもりですが。

○議長（野田省一君） 三上総務財政課主幹。

○総務財政課主幹（三上 祐君） ただいまの御質問にお答えいたします。

3月定例会でも同じような御答弁させていただきましたが、確かにむかわ町財務規則第116条3に公表の規定はございます。

その中で、公表すべきという部分の地方自治法施行令の解釈がございます。ここで言う公表につきましては、地方自治法施行令第167の2第1項第3号または第4号、この契約によるものにつきましては、財務規則で公表をしていくという中身となっております。

では、この地方自治法施行令、申し訳ございません、第167条の2第1項第3号、第4号と、こういった条文はどういうものなのかという部分につきましては、まず第3号につきましては、特定の施設等から物品を借入れ、または役務の提供を受ける場合に契約をするとき、次に第4号につきましては、新規事業分野の事業者から新商品の買入れの契約をするときという、こういった適用条文で一者特命の随意契約する場合は、公表するということになってございます。

ちなみに、本町につきましては、この一者特命随意契約をしたときに、自治法施行令に該当する条項がないため公表をしていないということで、3月定例会におきましても、御答弁させていただいたところとなっております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 先日、ある町内会長の方から相談がありました。空き地、空き家の調査をしたいので、協力をしてほしいとM Dinoのほうから見えたそうです。札幌から数日間来ているとも話していたといひます。この町内会長の情報はどこから聞いて知ったのかと尋ねましたら、町から聞いたということでした。町内会長の方は、町からは何の連絡もなかったとのことですが、1つはこの経緯について伺ひます。

また、このもう一つは、この業務契約どのような契約なのか、公募はされたのか、ほかにこの業務を行える業者はいたのではないかと思います、どのような経過でしょうか。

○議長（野田省一君） 大松議員、一般質問の範囲を超えている。これに関連して質問してください。

○8番（大松紀美子君） 令和6年度の随意契約についても、内容について伺いますということで質問を出しておりますので、反してはいないと思いますよ、議長。

何言っているんですか、質問項目出していますよ。

〔「今年度の契約」と言う人あり〕

○8番（大松紀美子君） 今年度も聞いているんですよ。

○議長（野田省一君） 今年度、2番目に入ったんですね。

○8番（大松紀美子君） よく見てください。

○議長（野田省一君） 答えられる範囲で。

○8番（大松紀美子君） 答えられる範囲じゃなくて。

○議長（野田省一君） いやいや、答えられる者が答えてください。

〔「議長の態度おかしいよ」と言う人あり〕

○8番（大松紀美子君） おかしいよ。何あれ。

〔「ちょっと休憩しろよ」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時46分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

佐々木課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 令和6年度の6件につきましては、今月の末に公表を予定しております。今のところ申し上げることができるのは、6件の内訳、委託業務が5件、物品購入が1件というところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 私、すごくおかしいと思うんですよ。もうちゃんと契約して事業を、こんなふうに町内会長の方がこういう方が来たと、M Dinoのほうから来たと。空き家

の、空き地の調査協力してほしいと。受けるほうは、この人、誰と思うわけですよ。もう事業は進んでいるんですから、私、一応議員で、本会議で質問出して、答弁をいただきたいという正当な形でやっているんですよ。それを何でも既に動いている契約が、これは一者特命の随意契約なのかどうか、どういう契約なのかと聞いていることを公表できないということは、何なんですか。理由が分かりません。公表すべきじゃないか、そうですと言うべきじゃないんですか。言えないし、言いたくないのかもしれませんが、とにかくこういうことで動いています。

それから、もう一つ、これは町から何の連絡もなかったと。言ってみれば、誰が町内会長で、こういうところに行けばいいですよということを情報流したわけでしょう。その方が言うには、あらかじめ町のほうから、こういう調査で、こういう者が行きますから、御協力お願いしますとあるのが普通でしょうと言うんですよ。それはそうですよ。幾ら名刺持ってきたって本物かどうか分からないんですから。町から、こういう方がこういう調査で行きますのでというものが今後あるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうからお答えをします。

まず、公表の件につきましては、ガイドラインを作成をして、その後に公表するというところで、これまで担当が答えたとおりでございます。今年に入っの契約の分については、6月末の分をもって第1四半期の部分を公表するという中身でございます。そういった理解でお願いをしたいというふうに思います。

それから、実際に新年度に入っの業務という形の中で、今進んでいるお話で御質問がございました。この部分については、業務としては出している形でございます。事業の推進に当たっの詳細については、担当のほうでお答えをしますけれども、事業はもう既に新年度に入っていますから、進んでいるというところで、その分については自治会のほうにお問合せというお話もございましたけれども、この部分について、担当のほうから詳細についてお答えをさせていただきます。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） それでは、私のほうから今年度の業務に係る履行状況についてお答えします。

今年度の空き地、空き家対策業務につきましても、議員申します地域商社株式会社M Din oのほうに昨年度から継続して業務を委託しているところでございます。本年度の業務の中

に町なかの流動化の重点対策として、町内会及び実地調査等から物件の最新情報を取得するという業務をお願いしているところでございます。

議員がおっしゃられる町内会長のお宅を訪問したというのを私もその訪問後にちょっと伺いしまして、事業者を確認をしているところでございますが、今後も引き続く業務でございますので、その辺については、その業務遂行に当たりまして、どのような時期にどのような業務を行うかというのを事前に情報をいただく中で、自治会町内会長等の協力を得る必要がある場合については、事前に町と事業者のほうで調整しながら訪問に対する、事前に申出をしていこうというようなことをお話ししていますので、今後につきましては、今回のような事態が発生しないように注意してまいりたいと思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 公表する、公表しないということについては、この議場で明らかにすべきというふうに私は申し上げていますが、かなわないようですね。

私は最も懸念するのは、特に一者特命随意契約するしか選択肢がなかったかという、そのなかったという行政側の判断だと思っているんですよ。濫用していないのか、狭い物の見方をしているのではないかという疑念を持たれるようなことになっているのではないかという、そういう心配の下に、このような質問をさせていただいています。

ガイドラインの中の3原則と書いていましたけれども、公平性、経済性、それから適正な履行の確保ということがありますけれども、やはり住民の皆さんに疑念を持たれないような、契約しなければ事業は進みませんから、そういうものが求められているんですよ。ですから、そういうふうなことで進めていくということが大事だと私は思っているんですよ。ですから、何回も取り上げているんです。せつかくやっていることが何なんだと思われなくようにするためにも、私はこういう質問をさせていただいています。町長、御答弁ください。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 随意契約によるかどうかの判断については、この間も議員とのやり取りもしております。地方自治法の施行令、それから町の財務規則及び今回策定のガイドラインに基づきながら、今後事務の進め、取組を進めていきたい。

なお、先ほども申し上げましたように、今回のガイドライン、随意契約の妥当性というのをより客観的に判断して、さらに適正な、そして円滑な運用、これを図るための随意契約の標準的な解釈、指針として、御理解をしていただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 次の質問に入ります。

町民の健康と生きがいがいづくりについてです。

この提案をさせて、今後述べます質問ですね、いただいた理由はあった○（まる）事業の終了です。事業の終了は、入浴施設を利用する町民から反対の声を多くいただいております。改めて、健康むかわチャレンジ事業のように、町の事業に参加するとスタンプを押していただけなどではなく、無条件でサービスを提供していただきたいというのが町民や高齢者の方々の御意見、願いとなっています。

そこで、①お風呂の日を制定して、町民が入浴施設を無料で入浴できるサービスを行う考えはないか伺います。

2つ目に、高齢者に、入浴施設の無料入浴券を交付する考えはないか伺います。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうから答弁をさせていただきます。

町民の健康づくり事業につきましては、昨年6月から開始しております健康むかわチャレンジ事業の中で、様々な健康増進や病気の早期発見につながる取組への参加を促す事業として実施してございます。

今後も、高齢者を含め、より多くの年代に参加していただけるよう、対象事業やポイントの設定について検討を重ねていくこととしておりまして、現時点において、保健事業での風呂の日の設定や無料入浴券の交付を行う考えはございませんので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 行う考えはないということなのですが、これまで合併前からいろいろ温泉入浴施設に対する高齢者の皆さん、町民の皆さんに対するサービスの提供があったと思うんですが、それらのあった○（まる）、それから入浴施設の週3回、2回とか無料で穂別地区の場合はありましたよね。その辺の経過についてちょっと教えてください。

○議長（野田省一君） 酒巻保健介護課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君） ただいまの御質問でございます。

健康チャレンジ事業以前の温浴施設の利用に関する事業の経過でございます。

平成18年の合併以前につきましては、旧鵜川では、ふれあい入浴券の交付事業、旧穂別町では、福祉風呂事業として、それぞれ満65歳以上の町民の方を対象に福祉施策として実施を

してきた経過がございます。合併時に目的を同じくする類似の事業につきまして、いろいろ多くの事業があったわけでございますけれども、そういった部分の統一化を図るべく調整を進めてまいりまして、この温浴施設の支援関係につきましては、合併時に一旦旧町のまま制度を引き継ぐこととしまして、5年間の中で何とか統一した制度として調整を図っていかうということで合併になったというところでございます。

合併当初につきましては、鶴川地区のふれあい入浴事業につきましては、対象65歳以上の方に年5枚の入浴券を配布し、四季の館の温泉を利用、年5回に限り無料でできるというような形を取っておりまして、穂別地区の福祉風呂につきましては、事業廃止までの間、施設によっては、まず週3回曜日を決めまして、2回利用できると。そして、もう一施設については週1回曜日を決めてというような形でおりました。途中廃止までの間、それを週2回に統一を図り、さらに営業日であればいつでも入れるというような形で回数を少なくしたということの中で、調整を図ってきたところでございます。

そして、平成23年10月、この時点でそれまでの高齢者福祉を目的としておりましたふれあい入浴券、そして福祉風呂事業、これを廃止いたしまして、あった〇（まる）事業として合併、新町、むかわ町としての新しい健康づくりの、高齢者の健康づくりを狙いとした事業として70歳以上に対象年齢を引き上げた上で実証してきたという経過となっております。

あった〇（まる）事業は、御存じのとおり、ポイント制ということで、四季の館、はくあ、そしてほべつの湯、それらについては5回の利用でポイントを付加していきまして、富内の健康センターについては3回で1ポイントということで、そういった中で進めてまいりまして、平成5年度をもって完了させていただいたという、そういった経過になっているということなんです。

いずれにしても現在は、当時、福祉主眼の対策から、その時点においてでも利用がかなり固定化されていたという実態があったようでございます。そういった中で、70歳以下に引き下げた上で、健康づくりの観点で利用の拡大というものを狙いとしたところでございますけれども、それについても一時期年々伸びていった経緯はあるんですけれども、中身見ますと、かなり利用が限定的になってきたというところで、現在のこういった幅広い人に健康づくりに向けた様々な取組に参加いただくということを主眼に置いた事業に見直しを図ってきたという経過になってございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 福祉的な観点から事業が行われてきたというその経過をお伺いした

んですけれども、やはり高齢者側から感じるのは、もうちょっと高齢者に優しくあってもいいんじゃないかなというのが多く聞かせていただいた御意見です。

それから、利用者が限定的になってきたということ、まあまあこれまでも何度か聞かせていただいていますけれども、今さら蒸し返すつもりはありませんけれども、このあつた○（まる）事業については、事業の実施にかなり誤ったものがあつたというふうに思っています。それは、公の場で私は申し上げませんでしたけれども、担当者の方とはお話をさせていただきました。この事業実施の誤った方向、認識の下で、当然偏った利用のされ方をしてしまったという事実もありました。

私は、本当に無条件で高齢者の皆さん、健康づくりのためにもどうぞ入ってくださいと、利用してくださいと、入るか入らないかは、それは御本人が決めることですから、そういう思いで質問しておりますし、これ本当に建設がどういうふうになっていくのかということは心配もありますけれども、温泉カフェの開業、穂別地区の、大変きれいな立派なものができますよね。この施設を本当に無条件でお風呂の日、大体毎月、風呂ですから、26日というふうに制定して、その日は町民、厚真なんかはそうみたいですね。無料で、町民どなたでも入ってくださいというふうな事業もやっていますし、また高齢者に入浴券を交付もしていると聞いております。ですから、こういう穂別の新しくなる温泉施設の開業を機会に、そういう新しい福祉施策もいいのではないかなというふうに思いますけれども、改めてもう一度伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まずは、先ほど答弁にもありましたように、健康チャレンジというんでしょうか、昨年6月にしたこの事業のまず参加促進、この取組によって高齢者の方々をはじめとした様々な、今後におきましても、機会を通してながら対象事業だとか、あるいはポイント設定についての工夫、充実、こういったところを図りながら、多くの年代の方々の健康増進にまず努めていきたい。

それと、議員からの提案のあつたお風呂の日、お風呂の日の在り方は別にしまして、例えばですけれども、今、先ほどから言われている、進められている町なか再生での穂別の温浴施設、こういったところの完成等の節目というんでしょうか、これらも通しながら新たなお風呂利用というか、健康増進も含めての還元措置の在り方というんでしょうか、こういったところは考慮すべきではないのかなと思っております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 今、町長の御答弁に期待をして、次の質問に移ります。

3番目に、第9期介護保険計画の中についてちょっと伺います。

介護保険制度は2000年に創設されて、今年4月から第9期が始まりました。3年ごとの見直しで、介護保険制度は本当に必要な人が必要なサービスを受けることができるよう、そういう制度、高齢者を支える制度になっている状況にはないと私は思っています。

町は、計画策定の趣旨の中で、可能な限り住み慣れた町で自立した日常生活を営むことができるように、医療、介護、介護予防、住まいと自立した日常生活の支援が確保される仕組みの地域包括ケアシステムの深化・推進が今までに増して重要としています。

私は、認知症や身体機能の低下でこの町に住み続けることがかなわず、町を離れていく知人や友人を見送ってきました。その人らしさが失われていく姿を見ることはとてもつらいことです。その人らしく尊厳を持ってこの町で暮らしていただくために、必要なサービスの提供をこれまでも求めてきました。特に全国、全道に比べても少ない通所系サービスの充実、小規模多機能型居宅介護施設、宿泊も通所も、これらやグループホームの増床などを求めてきました。

そこで、第9期での、1つ目、基盤整備にある施設サービス・高齢者居住施設等の施設整備方針の進捗状況と見通しについて伺います。

2つ目に、在宅生活を送る認知症高齢者の生活実態調査、また生活支援はどのように行われているのかについて伺います。

○議長（野田省一君） 酒巻課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君） 第9期介護保険計画に係る御質問について、まず1点目の施設整備方針の進捗状況と見通しについてお答えさせていただきます。

整備方針は、町内の高齢者が将来にわたり生活することができるよう、高齢者福祉施設などの在り方について総合的に分析を行い、本町の持続可能な地域包括ケアシステムを構築することを目的とし、作成するものでございます。

今年度につきましては、町内の介護などで必要とされるサービス内容の分析や町内入所施設の配置と規模の分析などを行うこととしているところでございます。

その進捗状況につきましては、今、ただいま分析のベースとなる基礎的なデータの整理を進めている段階でございます。

これらの分析結果につきましては、地域ケア推進会議を開催いたしまして、町内事業者と共有させていただくとともに、ここの場面では課題なども提起し、事業者と議論を重ねなが

ら9期計画期間中に整備方針としてまとめていくという計画となっております。

続きまして、2点目の認知症高齢者の生活実態把握の実施などにつきましては、地域包括支援センターの見守り支援センター活動において、高齢者などの実態把握のため、高齢者訪問を継続的に実施しております。

その中で、特に75歳以上の後期高齢者を重点に、独居・夫婦世帯や、状況を把握できていない高齢者を優先して訪問しており、必要とされる方に支援が行き届くようにしているところでございます。

また、生活支援につきましては、支援を必要とする方それぞれに合わせて、介護保険サービスをはじめ、配食や外出支援などの生活支援サービスを利用していただけよう調整をしております。

今後も地域における認知症高齢者の相談窓口の周知を進め、できるだけ早く相談や生活支援などのサービスが提供できるよう努めてまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 高齢者、どのような施設が必要なのか、分析というふうにありましたけれども、地域ケア推進会議、各所の事業所の方々と集まって議論をされているという資料も頂きました。

それを見ましたら、9期が始まる前、7期、もうかなり以前からも申し上げていると思うんですけども、むかわ町は、この辺の厚真だとか安平だとか、そういうものと比べても通所のサービスの種類が少ないと。特に私も今言いましたけれども、小規模多機能施設のような、そういう利用しやすい施設が足りないということは、9期を作成する前に地域ケア推進会議等で話された、以前にもあったことです。これを分析すると、これはもっと早くに分析しておかなければならないことで、私は原課としては分かっていたと思いますよ。それがまだこの9期になって分析をしてどのような施設、福祉施設の、そうですね、入所戸数も含めて検討する、分析するという段階ではないと思うんですよ。私はむしろ具体的に、町内の空き地に福祉施設が建つのではないかと、土地を購入するのではないかとといううわさがありました。ここをちょっとぱたっと消えてしまって、ああ、なくなったのかなと思っているんですけども、町民側としては、何かそういう通所サービスが新しくできるのではないかとちょっと期待していました。ところが、まだ相変わらず9期の中でも、9期中に分析をすると、これではちょっとあまりにもお粗末ではないかというふうには私は思っているところです。

当然、地域ケア推進会議の中では、サービスが少ないという声は出ていたと思うんですが、その辺はどのような意見が出ておりましたか、まず1つ伺います。

それから、単身世帯、独居世帯、夫婦世帯、75歳以上の高齢者訪問をされているとおっしゃいましたけれども、これはどのぐらいの割合で行っているのかについても伺います。

○議長（野田省一君） 小坂保健介護課主幹。

○保健介護課主幹（小坂僚介君） 先ほどの質問についてなんですが、まず分析についてでございます。

現在、議員も御承知のとおり、介護を担う職員というのが非常に少なくなってきてございます。介護のニーズもさることながら、介護を支える人が少ない状況でございまして、どの事業所でもそうなんですけれども、人が少ないという状況でございます。これについては、町のほうからは支援のほうを始めているところでございます。具体的には、キャリアアップ事業ですとか介護従事者養成事業、令和6年度からは福祉介護人材就業支援事業を制定して事業を推進していくことで、担い手の確保というのに寄与しているところでございます。

すみません、続いて、夫婦ですとか独居の方の高齢者の訪問回数についてお答えさせていただきます。

令和5年度については、高齢者の訪問について213件したところでございまして、鶴川地区157件、穂別地区56件となっております。また、そのほかにも窓口などで相談を受け付けておりまして、令和5年度については261件となっております。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 介護に限らず、保育についてもそうですけれども、職員を非常に見つけるのが難しい、それは分かっていますよ。ただ、そのことでサービスが行き届かないという理由にはならないんです。ですから、まずそれが1つです。

町は保険者ですから、一人一人の高齢者から保険料を預かってサービスを提供するというのは保険者である町の責任ですから、職員がいらないからサービスが提供できないという理由にはなりません。

ですから、いろんなキャリアアップの支援だとかやっているのは分かっていますよ。でも、私が聞きたいのは、そういうところじゃなくて、今言った地域ケア推進会議の中で、第9期の介護保険制度をつくっていくときに議論した内容ありますよね。今日、ちょっともうあそこないんですけれども、それ頂いていますが、そこに出た実際に事業所で介護のサービスに

携わっている人たちの意見はどんな意見だったんですかということを今お聞きしているんです。お答えください。

○議長（野田省一君） 加藤保健介護課主幹。

○保健介護課主幹（加藤こずえ君） お答えします。

地域ケア推進会議の中では、先ほど御指摘があったように、人員不足の問題ですとか、あと介護度、特養に入る前の支援を必要とする方への介護サービスが足りない部分があるというようにお声をいただいていたかと思います。それに対しまして、保険者、町として様々な人員確保の対策を増やしてきたというところがございます。就業支援事業ですとかも今年度始めさせていただいているところがございます。人員を増やすというのは大変難しい問題ではあるんですけれども、今後も取組を続けていきたいと思っています。

あと、サービスが認知症高齢者ですとか、お困りの在宅高齢者の方に行き届かない部分があるという御指摘でしたけれども、先ほども説明させていただいたところと重複する部分はあるんですけれども、65歳以上の方々を名簿で整理させていただきながら、できるだけ状況が分からない方がいないようにということで、包括支援センターで家庭訪問を重ねさせていただいております。独居高齢者夫婦世帯を優先的に訪問はしていますが、御家族と同居をされていて90代近くになりますと、いろいろお困りのことがあって、生活を続けていく中で、そのお困りのことに気づいていなかったり、サービスの利用で解決できる方もいらっしゃいますので、そこは個別訪問を通してできるだけサービスを利用していただくような働きかけを継続しております。

また、地域の皆さんからの情報も日々いただいておりますので、認知症などで生活がままならなくなった高齢者の方の情報をいただく機会が年々増えておりますので、その方たちの対応に迅速に当たるように、包括支援センターとして活動しているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） そういうことはよく分かるんですよ。でも、私が今、これ施設整備のことでお聞きしているんです。ちょっと質問と御答弁がかみ合わなくて、ちょっと困ったなと思っているんですけれども。

さっき言いましたけれども、地域ケア推進会議、地域の事業所の方々が集まってやっていますよね、会議。その中で出されている意見の中には、むかわ町はほかの町と比べてサービスが少ないと言われていていますよね。事実ですよ。例えば、特養ホームがあって、それから

グループホームがあつてとかありますよね、事業。その中でも、むかわ町は種類が少ないということは明らかに資料の中に出ているんですよ。それをどういうふうなものが足りないと出ているか聞いているんです。

皆さんで共有した資料ありますよね。持っていませんか。第9期の保険制度つくるために、事業者の皆さんが集まって議論しましたよね。意見交換しましたよね。そのときに、むかわ町はほかの町と比べて、そういう施設の種類の種類が足りないんだということを皆さん言っていますよね。言っていないか。それを何が足りないと言っているかということを聞いているんです、私。答えてください。

○議長（野田省一君） 酒巻課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君） 9期計画策定の過程の中による様々な議論の中で、むかわに不足するサービスとして、特に今課題になっておりますのは、在宅サービス、その部分についてやはり今後の充実が必要だというような部分の様々な御意見も踏まえた上で、そういったところを今課題として捉えているところでございます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 在宅サービスを支えるというところで、小規模多機能施設、これは通所も宿泊も、非常にあとと便利な施設だと思うんですけども、この小規模多機能施設を何とか造ろうという計画はないんですか。

○議長（野田省一君） 酒巻課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君） 小規模多機能施設につきましては、現時点でそういった計画は持ち合わせてございませんが、ただ、ただいま先ほど答弁でも申し上げました今期整備計画、方針を策定進めるに当たりまして、むかわ町のこんな高齢者の状態、介護の認定の実態、そしてあとは当然それらの方々の所得の状況ですとか、そういった部分の中で必要とされるサービスというものを分析しまして、そういった中でどんなものがこの地域の中、町の中にそういったサービスを、必要とされるサービス提供するものが一体何床程度必要なのか、そういった部分を何とか関係事業者の方とも協議をしながら定めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 先ほど65歳以上の方の名簿を整理して、どのような状況か分からない人がいないようにされていると、大変いいことだと思うんですけども、これどのぐらいの頻度でお伺いしているんでしょうか。

○議長（野田省一君） 加藤主幹。

○保健介護課主幹（加藤こずえ君） 頻度につきましては、対象にもよりますけれども、名簿の整理の中では、3年に1回訪問ですとか、状況が確認できない方というのを抽出して、優先して訪問するような計画を立てております。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 3年に一遍しかやらないんですか。あまりにも少ないんでびっくりしたんですけれども、もうちょっと頻度を多く行かれるようにしていただきたいなというふうに思います。

それから、地域の要援護者の方の見守り活動などについては、民生委員の方が地域の高齢者を支える大きな力になっていると感じています。具体的には、そういう民生委員会の中ではどのような状況になっているのか伺います。

○議長（野田省一君） 加藤主幹。

○保健介護課主幹（加藤こずえ君） 民生委員さんとの連携につきましては、定例の民生委員で定例会のほうに包括職員が毎回出席しております。その中で、民生委員さんの地域活動の報告をいただきまして、変化のあった心配な方、情報をいただいた方には、包括支援センターで訪問するようにしていますし、定例会と定例会の間で民生委員さんが御心配な方とお会いした場合には、窓口のほうですとかお電話で包括支援センターに連絡いただいて、その後すぐに訪問するように活動しております。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） そういった中で、こういう事例、おっしゃられる範囲でいいんですけれども、どのようなことがありましたか。

○議長（野田省一君） 加藤主幹。

○保健介護課主幹（加藤こずえ君） 事例については様々ですけれども、認知症の進み具合などで生活に支障が出てきて心配な面があるという内容のことが、お知らせされることが多いです。

例えば、目的もなく外に出られていて、交通事故の心配があるのではないかとすとか、お食事とか買物に困っていらっしゃるようだとか、あとは今までと違って身だしなみとかが乱れてきているとか、住民の皆さんはじめ、民生委員さん、皆さん認知症に対する情報もお持

ちで、心配な点というのをお知らせいただけるような地域の状況になっていると思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 民生委員の方もとても大変だと思うんですけども、やはり大きな力になっていただいていると思っておりますので、その辺も、ぜひ地域の情報交換なんかもできると思っていますので、これからもよろしくお願ひしたいと思っています。

むかわ町の高齢化率というのは、もう42%を超えていますから、ますます本当に様々な事態が起きてくることも考えられます。本当にこの間いろいろお聞きした中では、在宅介護を支えてきた訪問介護サービス、要するにデイサービスを受けている事業者の方は、4月からの介護報酬の引下げで、本当にこれからいつまで続けていかれるんだろうかというふうなことを訴えております。国の公的負担を増やすことは当然ですけども、先ほども申し上げましたけれども、保険者は町ですから、住み慣れた町で自宅で最期まで過ごしたいという、そういう高齢者の願ひに寄り添うサービスの充実というものを求めていると思います。御答弁ありましたら、お受けします。

○議長（野田省一君） 酒巻課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君） ただいま御指摘ございましたとおり、高齢化が進む中で、そういう方で介護を必要とする方、そしてまた、その介護の度合いも高まっているというような傾向がある中で、地域の中でのそういった在宅の介護サービスの充実、確保を図ることというのが重要だというふうな、我々もそういった認識をしているところでございます。

高齢化というところの中で、介護する側のほうにもいろいろな人の確保、そして育成という部分で課題もございます。そういった部分、単純にその施設型のサービスだけじゃなくて、そういった在宅サービス、そういったものも含めて今期策定してまいります整備方針の中で、そういった課題をもう一度明らかにしながら、そういったうちの町の中で望ましい介護の在り方、そういったものを突き詰めてまいりたいと思いますので、御理解をいただければと思います。

○8番（大松紀美子君） ありがとうございました。

質問を終わります。

○議長（野田省一君） 換気のため暫時休憩といたします。

再開は11時40分とします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時40分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

◇ 小 坂 利 政 議員

○議長（野田省一君） 次に、10番、小坂利政議員。

小坂議員、マイク入れてください。

〔10番 小坂利政議員 登壇〕

○10番（小坂利政君） 通告に基づいて、一般質問させていただきたいと思います。

冒頭でありますけれども、過般、町長がコロナに罹患をしたという心配な情報がマスコミで流れたわけであります。人知れず私も心痛めて、今回質問するに当たって大変心配をいたしておりました。元気に今日登庁いただいて、私の質問にもお答えいただけると、安堵して通告に基づいて質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、質問事項の1問目でありますけれども、むかわ町における町民財産、これも税金の収入以外の財産として、大きく財務上の財産として評価をされている森林の資源、この実態と、今、多様化する森林の状況がいろんな角度で評価をされている中において、これは将来に向けての取扱い、さらにこの利用方法についてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

その要旨でありますけれども、合併前、旧穂別町、それから旧鶴川町時代、この行政、時の町政との町民間、住民とのいわゆる行政公約という表現が正しいのかどうか分かりませんが、一定程度の約束の中でこれらの事業を進めてきて、町有林としての森林整備に協力をした歴史があるわけであります。これはほかの産業と違って、結果が出るのに40年、50年と長い歳月がかかるわけであります。今、ほぼほぼ50年近くなって伐期、いわゆるお金になる時期を迎えて、この対応をこれから先どのようにお考えなのか、この内容についても、この際、明らかにしていただければというふうに思っております。

次に、旧両町が整備をした町有林の森林資源、現在、本町においてどのように評価をされているのか、なかなか見えづらいところもあるものでありますから、いわゆる埋蔵金的な扱いをしてしまっては駄目だというふうに思うんです。一定程度の評価をしながら、金額的にも、あるいは樹齡的にも、それからこれから切らなきゃならない時期も含めて、この際明ら

かにしていただければというふうに思っております。

3番目でありますけれども、地球規模でのこの温暖化に対する森林整備の重要性、多様化する森林に対する要求、これらが本町の森林整備の今後の取扱い、あるいは取組についてもお持ちであれば伺いをさせていただきたいというふうに思っております。

4番目でありますけれども、町有林の森林資源、前段で申し上げました、あるいは財政的な特化した財政上の問題の中でも、古い町民の皆さんとは、困ったときには何かをしようと、そのために木を植えようと。これ、鶴川の町民と穂別の旧町民とちょっと相当違いがあると思うんです。殊さら申し上げたいのは、穂別の住民の皆さんと穂別の時の町政が約束した、何か大型公共事業のときは、この木を売って使おうという話も今伐期を迎えて、私の耳に聞こえてくるわけでありまして。とりわけ、そんな中であって、今困っているのがその人たちも一定程度施設でお世話になっている特別養護老人ホーム、愛誠園、この施設改修が非常に困っている実態が穂別の町の中では、今盛んに話合いの中で出てくる話題の大きな一つであります。

これらが前段で申し上げました町有林のこの財源、特化して愛誠園とは言いませんが、穂別の住民がかつて時の行政と約束をしたいわゆる行政公約というのかな、これらの果たす役割も一定程度、この中で出てくるだろうと、そんな気持ちで今、私の耳にも入ってくるわけでありまして。これらの対応についてもお考えがあれば、この際伺いさせていただきたい。

以上です。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 初めにですけれども、今回、小坂議員の大項目の1番から3番目、これそれぞれ微妙につながっているのかなと推察しているところでもございます。

1番目の大項目のものについては、経過も含めて担当のほうから、まずはお話しさせていただいて、私は総合開発計画といったところのあたりから登壇させていただければと思う、よろしくどうぞお願いします。

○議長（野田省一君） 藤野農林水産課参事。

○農林水産課参事（藤野真稔君） 私のほうから、御質問いただいた4点について、一括してお答えさせていただきたいと思えます。

1点目の伐期を迎えた町有林、こちらですけれども、むかわ町有林管理経営計画に基づいて、伐採し再造林が妥当なのか、また林地を保全して天然林化が必要な場所ではないか、こういうことなどを現地踏査を行い、判断して管理してきております。

次に、2点目、現在の町有林の管理状況ですが、令和4年度末の確定数値となりますが、総面積で4,082ヘクタール、そのうち人工林が1,896ヘクタール、平均樹齢にしますと46歳、伐期を迎えた10齢級以上が1,234ヘクタールと人工林全体の65%を占めております。天然林も含めた町有林全体の資産評価となりますが、こちらは54億9,000万ほどになります。また、基本基金へ繰入れ可能な立木販売、立木を売払いした収入となりますと、12億5,300万円ほどとなります。

続きまして、3点目の本町における森林整備の今後の取組についてということですが、先ほども触れましたむかわ町有林管理経営計画においても、地球温暖化防止に貢献している森林の持つ二酸化炭素を吸収する働きの維持・増進を図ることとさせていただいております。経営計画を定期的に見直しながらも、引き続き計画に沿って森林整備を進めていきたいと考えております。

最後に、4点目、愛誠園の施設改修助成についてであります。

これまでも森林資源を活用した木質バイオマス等、設備導入など、福祉施設等に対しましても支援実績はございますが、まずは法人において経営的見通しなどを踏まえた上で検討される事業計画、こちらにより支援の是非について判断されるものになると考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 小坂議員。

○10番（小坂利政君） 御丁寧にお答えをいただきまして、ありがとうございます。

結構な財源があるというふうに認識してよろしいと思うんです。ほかの行政もそうでありますけれども、やはり税収以外に直接販売をして、利益と言ったら語弊ありますが、この財源を基にした行政対応するというのは本来の役割、その役割には、非常にいろんな対応の仕方があるというふうに思っておりますが、私が申し上げたいのは、私がもうそこそこ年でありますから、昔のことは非常に記憶に残るんです。言われたことは、もう昨日言われたことは忘れるんだけど、昔言われたことは覚えているんですよね。そんな思いが穂別の住民の中の特に高齢者の皆さんには、強く印象として残っているのが先ほど申し上げた、困ったとき木を売って何とかしてくれないかと、これが根底にあると思うんですよ。

今回、やっぱり今申された答えの中に、私、ヒントをいただいたつもりであります。50億を超える資産価値があるよと。単純に50億超えると言ったら、もうめっちゃめっちゃ魅力のある財源だなと。これが今日初めて、多分この画面を通じて町民の皆さんにも明らかになったと思うんです。これは、やっぱり埋蔵金にしておくわけいかんだろうと。

それと、木というのは、置いておけば価値上がるという評価から、適正な伐期が一番金になるという、そういう時代に移り変わってきているのであります。そんな中において適正な伐期、適正な価値、高い評価という時期が、この際改めてお伺いしますが、その時期はいつなのか。

これ、私は木の専門家ではありませんが、やはりその適正な伐期のときに適正な手入れしたものを販売するという有利なやり方というのがまさしく先ほど答弁の中にあつた地球温暖化に貢献する多機能、森林の持っている機能を発揮する場面においても非常に重要なポイントだと思うんですね。だから、やっぱりその辺は、言っちゃ申し訳ないが、地方行政の中にそれだけの知識を持っている職員は、私、いないというふうに思っております。その程度の知識でやる以外にもっと別次元の知識を用いた、いわゆるその森林管理の対応の仕方というものの、当然これから必要になってくるだろうと。

これは財源でありますから、太くなると価値が下がるというところ、皆さん御存じないと思いますが、太くなり過ぎると値段が下がるんです。したがって、適期伐期、適期販売ということは、今叫ばれている大きな重要なポイントだということを御理解いただきたいし、押しなべてむかわ町は、林業、農業、水産業、3つの柱、経済の中心であります。とりわけ林業だけは、40年以上たたないと結果が出てこない。したがって半世紀、皆さんが今植えても、多分亡くなってからしか結果は出てこないくらいの長いスパンでの判断材料が求められる産業であります。したがって、その適期を逃すと、もっと大きな損失になるということも含めて、その辺の対応いかがになっているのか、この際お伺いできればというふうに思います。

○議長（野田省一君） 藤野参事。

○農林水産課参事（藤野真稔君） 先ほど評価額のお話を私のほうからさせていただいたところ、二重評価といいましょうか、2種類評価をさせていただいたところですが、まず公益的な価値としまして、実際の貨幣に代わることのできない無形の価値のことですけれども、こちらは森林が維持されることによって発揮されているものと思っております。

一方、基金繰入れのお話もさせていただいたところですが、経済的価値として、収穫して初めて生まれる価値だということで、そのためには伐期が前提となり、伐採して収入を図るものと思っております。

両者はとても重要な価値だと思っております、一方が排除されても、両方いかにバランスをよく発揮していくことが重要だと捉えてもおります。

公益性を重視する一方で、一定の機能を損なわない範囲内で伐採を収益を上げるということも必要と考えております。人工林、こちらは長期伐期化は大径化、先ほども議員おっしゃっていましたが、大径化により財産価値は向上する一方で、腐朽、腐れ朽ちるという腐朽ですね、こちらが進行することによって木材単価が低下する危険性もあります。ですので、伐採するにはその時期を見極めて、重要視しながら対応していきたいと思っておりますし、先ほど計画の中でもちょっと触れさせていただきました。現地の踏査しながら、こちらの現地踏査して、今伐期を迎えている山ですけれども、伐採したほうがいいのか、ここでもう一度間伐を入れて成長させたほうがいいのか、そういうのを見極めながら対応していきたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（野田省一君） 小坂議員。

○10番（小坂利政君） 本当に当然細かい調査ということも、当然これから先、必要になってくると思うんですよ、もう伐期を迎えている林々でありますから。やっぱり毎日とは言いませんけれども、最低限1年に一遍くらいの伐期調査と適期調査ということは、これから必要になってくるのかなと、そんなふうに思っております。

それで、もう一点、4番目の関係であります、こじつけではありません。やっぱり約束は守るという姿勢が行政になくちゃならんだろうと。将来的には、いろいろなことで検討したいという御答弁をいただきました。前向きというふうに私は捉えますけれども、それに期待する住民がいかに多いかということも一定程度やっぱり行政としては、調べる必要があるんじゃないかなと。

僕は、これうそついたら駄目なんで、大きく投資するときには、この木を売ろうという約束は必ず昔あったというのも事実でありますから、たくさんの高齢者の皆さんの証言もごございます。これ、やれというこじつけではないんですが、やはりそれらのその人たちの気持ちを大切にするというところも、この森林の裏側には存在するというところを、それで今まで頑張ってきたという、育ててきたという背景も持っているわけですから。

どうも私も本町の住民でありますから、穂別へ行って10年以上になりますが、穂別の仕事をしていて、それだけでも感覚全く違うんですよ、穂別の皆さんの森林に対する思いというのが。これがもう当たり前だと思って、私も感化されたのかもしれませんが、これは重要な皆さんの考え方と私認識しております。結果として、それがまちづくりにつながったということも含めて、これやっぱり困ったときの神頼みではないが、そういうところにやっぱり行政としての気持ちの表現を森林を通じてするというのがどれだけこれからのま

ちづくりに大切なことかというところを、この伐期を迎えて40年たっているわけだから、これは大事にしてやってほしいな。なかなか私の口からこう申し上げても御理解には至らないところもたくさんあると思うが、具体的に今現実としてこういう問題が出てきたと。

もう一つ言わせてもらおうと、ちょっと議題外になるかもしれないが、今拠点整備をしようとしている。どれだけお金がかかるか分からないという発言もあるわけです、私のところに。そのときはお金足りないときも、この木を売って何とかならないのかと。我々は満足、仮に今の経済情勢でありますから、仮にそれが途中で切られるようなことになったらどうするんだと。そのときもこういう財源として持っている。我々が精神込めて植えた木を売ってでもそれらの望みをかなえられないのかという発言も実はあるわけですよ。1つに限定して話していますけれども、その辺の気持ちをぜひ大切にしていきたいというところをもう一度御答弁いただきたい。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） これは、本当に冒頭で申し上げましたけれども、1から3全部つながっているものですから、恐らく後ほどの木づかい条例的に、例えばですけれども、2021年ですが、ウッドチェンジの時代というところで、森についても作る責任、使う責任というふうなところがスローガンとしてあったかと思います。それと、先ほどから言われている伐期を迎えたものをどう適正に判断して利活していくのか。

それと、今日、4番目に具体的に施設名称が出されておりますから、施設名称というのを頭に、それも一つとして頭に描きながらでございますけれども、先ほどの答弁にもありましたように、その施設の具体的な事業計画、これが明らかになった内容での把握というので、しっかりと図りながら、その支援内容について多くの在り方も含めて判断すべきと考えております。

なお、この間も数回にわたり実務者同士ではお話もされてきているところですが、コロナ禍というのも一定程度見定めながら、それが終息というか、愛誠園の中でもありましたから、そういったところも含めながら、今後実務担当者が直接施設訪問して、その内容等、今後に向けて具体的にどう進めていくのかということもこれから予定しておりますので、お含み願いたいと思います。

〔「昼でいいよ」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） 昼食のためしばらく休憩いたします。

再開は13時30分とします。

休憩 午後 零時 0 2 分

再開 午後 1 時 3 0 分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

事前に追加答弁の申出がありましたので、それを許します。

藤野農林水産課参事。

○農林水産課参事（藤野真稔君） 改めまして、資産評価について御説明させていただきたい
と思います。

町有林全体の資産評価ですが、林相ごとに蓄積量を算出し、時勢立木価格を掛けて算出した評価でして、現実的に貨幣に換えることができない無形な価値であります。森林が維持されることで発揮される価値でありますので、申し添えたいと思います。

また、基本基金の繰入可能額のほうですが、直近5年間で主伐における立木販売額に伐期を迎える面積を見て算出したものであります。しかしながら、森林におけます一定の機能を損なわない範囲内での伐採、これが収益を上げることが必要だと思っております。伐期を迎えたからといって全面積一遍に伐採できるものではございません。ですので、毎年ある程度の額が、収入額があり、その積み上げたものの総額でありますので、誤解のないようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野田省一君） 次に、小坂議員。

○10番（小坂利政君） 全体の質問は先ほどで終わろうかなと思ったんですが、改めて追加答弁がございましたので、その関連についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

伐期の木なんですが、これは非常に微妙な判断が伴うんです。例えば、40年だよ、41年たったから半額になりますよという意味ではないんですよ。適期伐期というところの適期評価ということをお話をしているわけですから、その辺はひとつ、適宜というか、場に沿った答弁をしていただきたい。誤解を招くんですよ。

そうすると、評価がもっと下がるのかということにもなりますし、非常にこれ、40年以上かけて成長する一つの産物ですから、これに伴う評価の仕方というのは、評価の仕方によっては伐期を過ぎたからゼロになるという評価にもなるかもしれないし、あるいは、それから

何年間は大丈夫ですよという、そういう想定の中での評価は私はするべきだと思うんです。これは、専門家の話の仕組みなんですよ。その辺をわきまえて判断していただかないと、何回も申し上げるように、当時、時の行政と約束した評価がここに来て崩れるという、そういう現象にもなりかねないので、僕は、その辺の評価ということを、たった1週間かそこらでできる話じゃないんですよ、これは。私が質問を設定したから、慌てて評価したらその結果が出るという話ではないんです。もうちょっと慎重な評価の中でこれから取り組んでいただきたいし、適正な評価と私が申し上げているのは、そういう評価を対象にして物申しておりますので、それはひとつ御理解をいただきたい、これからは。

次の質問に入らせていただきたいと思います。

いいですよ、座って。もう答弁ないでしょう。

〔発言する人あり〕

○10番（小坂利政君） あるの。そうしたら、お願いします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今の背景でございますけれども、現在あります、先ほども申し上げました、引き継いできているのを新たに見直した町有林の管理計画、これに基づきながら、おっしゃられた適時伐期、こういったところを現地踏査も行いながら適切に判断、管理、努めていきたいと思っています。

○議長（野田省一君） 小坂議員。

○10番（小坂利政君） その答弁で満足いたしましたので、次の質問に入らせていただきたいと思います。

それぞれ、何となく私の説明を見ていると、ああ、これは一定程度の関連があるなというところで御答弁いただいていると思いますので、それを超えた質問をさせていただきたいと思っております。

2番目であります、北海道総合開発が御案内のとおり施行されます。今後10年の北海道の総合開発、2年前倒しで施行されるわけでありましてけれども、この基本的なまちづくりが連動して、本町にもいろんな形で対応しなきゃならない状況が必ず出てくると。

今回の総合開発計画の中で、特に私が注目させていただいたのは、いわゆる地方行政の過疎、それから僻地という表現がなくなるということにより私は強い関心を持っております。その中で何を意味するかというところは、生産空間という表現でそれを対応したいということで、今後の本町のまちづくりの中身、殊さら、林業における内容についてお伺いをさせ

ていただきたいと思って設問をさせていただきました。

以上であります、御案内のとおり、苫小牧、それから千歳、札幌、殊さら千歳を中心に、我々があまり今まで経験したことのない産業革命が日本の注目を集めて行おうとしておるわけであります。これは、経済構造もおのずから変わります。全く、近隣の周辺自治体として、この国際的に叫ばれているいわゆる自然環境の変化、これに伴う対応というのが、森林の多様性も含めてますます重要になることが想定をされるわけであります。状況変化を捉えた、特化して自然環境と、今も申し上げました多様性化した取組、特に、殊さら、町長も森林行政については造詣が深い、私ども認識をいたしておりますし、そういう面では、いろんな役職にもお就きになられて、北海道の森林環境というところでは、殊さら大きく行政対応もされていることについても感謝を申し上げますが、本町のこれから10年、北海道総合開発計画に伴いながらの状況変化を捉えたまちづくりについて、お考えがあれば伺いをさせていただきます。

2番目であります、特化した、特化したといって、全てが森林だという表現は別に私はするつもりもありませんが、今、ここで叫ばれている環境の変化に伴う森林の立ち位置ということから考えていくと、一定程度特化をした政策も必要になってくるような気がいたしております。ここでは木づかい条例という表現をさせていただきましたが、今の段階では、多分、私の認識としては、北海道ではこの条例を施行している町村は多分ないだろうと思っております。全国的に見ても、今、取り組もうとしている県は1つか2つくらいあるかな、具体的にはまだ。しかし、これが後々効力を発揮するというふうに私は理解をいたしております。

ぜひ、木づかい条例という、漢字で書くところという書き方になります、これ、平仮名で書くと、ある意味連動して、心使いの気遣いにもつながるなど。これ、もう、町長の得意な分野でありますから、私もあえてその辺を踏み込みますけれども、そのくらいの気持ちを持った条例を制定することによって、一定程度、ほかの自治体と違う取組と対応が可能になってくるだろうと、そのように考えて、今回は政策提案になりますが、私のほうからこの部分についてお考えをいただきながら、もし、可能であれば前に進めていただきたいと、要望も含めて御答弁をいただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 第1答弁をさせていただきます。

第9期の北海道の総合開発計画、改めて目を転じさせていただきました。主要施策として、

議員押さえているように、北海道そのもののポテンシャル、179のポテンシャル、こういったところを生かしながら、共に官民挙げて北海道の未来をつくるため、地球温暖化対策をはじめとするゼロカーボン北海道の実現、そして森林吸収、さらにはバイオマスの活用というのが相当力を込めて記載されているのかなと認識しているところでもございます。

そこで、1点目ですが、町としては森林でのCO₂の吸収量、この見える化というのを、今、むかわ町ではカーボンクレジット、これを創出することが算出できて、吸収量の拡大、これを視野に計画できることから、今年度中にJ-クレジット制度、これに基づいて昨年11月末に森林吸収J-クレジットとして、町有林、まずは町有林を先行しての森林管理の取組をプロジェクトとして登録していただき、現在、吸収量のモニタリングを行う段階まで来ているところでもございます。

それと、2点目の木づかい条例、むかわ町におきましては、平成24年3月に町の地域材、これも御案内のとおりです、利用推進方針、こういったところを定めながら、建築物への地域材の利用、それと建築材料以外の木製品導入、こういった促進や森林バイオマスの利用促進というのを行っているところでもございます。

本町としてその条例というのを制定する場合、推進の方針だとか、さらにはその方針にひもづくというんでしょうか、協定の内容というのをさらに精査、そして整理する必要があるかと思います。全く、私自身も木づかい条例は否定しておりません。そして、制定の可否というのも含めて、今の段階です、調査・研究というのをしっかりと進めていければなと思います。

言わずもがなでございますけれども、木を使うというのは、切って、言っているとおりです、使って、植えて育てると。木づかいだけでいいのかと、気持ちも込めないと駄目ですよねというふうに、人工林サイクル、循環の二酸化炭素の吸収だとか、あるいは国土保全、緑の資源となる、社会資本となるこの森林というのを有効活用していければなと思っております。

○議長（野田省一君） 小坂議員。

○10番（小坂利政君） 大変的を得た答弁をいただきまして、ありがとうございます。

実は、今年から、全国民、いわゆる復興税に替わって環境税という名目で1人当たり1,000円ずつ徴収をされて、これが各市町村に交付をされるわけです。これが一定額でなく今後も増え続けていくという背景が実はあるわけでありまして。私は、その辺での、この活用とは言いませんが、国民が関心を持つ時代に入ったと、これは資源としてもそうであります

が、いわゆる環境面で、今、答弁でおっしゃってありました本町も取り組んでいる実態がございまして、それに向けての対応も含めて、国民はそちらのほうに目を向けていくし、考え方もシフトしていく。

日本は、ある意味森林大国なんです。私が言うまでもなく、御存じだと思いますが、国土の8割が森林ということであります。それで、北海道においてどうかというと、全国の森林面積の25%が北海道にあるよ、森林大国北海道なんです。とりわけ、その中でもむかわ町は森林に一定の住民理解を得ながら政策を進めてきた歴史もあるわけであります。そんな中で、私は、政策的にですよ、北海道総合開発を向こう10年でこれから施行されるわけありますから、その先端を切った政策提言をむかわ町からも発信するべきだと、そんな考え方で今、質問させていただいているんです。それには、非常に住民理解のある穂別地域のそういう環境も実はあるわけありますので、これらについての連動も含めた政策をぜひこの総合開発初年度に取り組む、あるいは早い時期に実行する、施行する姿勢ということをお示しいただけると非常にありがたいということで質問をさせていただいております。

その中であえて強調して申し上げたいのは、前段で申し上げましたラピダスという千歳に進出をしてくる半導体、これは、私も町会議員長くやっておりますが、1年生の頃に苫東開発という国策の膨大な開発計画が持ち上がっておよそ50年ですよ、さらにまた同じような形で、国策と言ったら表現は悪いんですが、集中してラピダス、半導体の生産工場ができるよと。殊さら、環境に対する考え方も含めて生産基盤をつくろうとしているその近くにある町でありますので、僕はいち早くそういったところに特化した政策を展開することが差別化したまちづくりの基本になるというふうに理解をいたしておりますので、それについてもひとつお考えがあれば伺いをしたい。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） むかわ町、御存じのとおり、震災からのまだ復興の途上でございます。とりわけ、3町、前例のない山腹崩壊、これには相当の再生に向けての時間がかかるかと捉えておりますし、かかると。

そういったところで、さきに、少し話は広がりますけれども、新聞報道でもあったかと思いますが、苫小牧東部地域、近接する、こういったところでの、苫東の工業基地からはうちは離脱しております、苫東の地域からは近接しておりますので、ここの立地企業の50社でしたか、こういったところでの脱炭素社会を目指すGX、この推進を図るための胆振東部の崩壊といったところも視野に入れた、そしてその再生を図っていくんだという勉強会なるもの

が、組合長も入っておられるかと思うんですけども、立ち上げられた。これも一つに、やっぱり震災からの復興の一助にすべく、課題整理と情報収集にも町としても興味を持っているところでもございます。

併せて、これもつい先日報道がされております、脱炭素社会に向けたGX特区、これが6月21日でしたか、北海道全域、この国家戦略特区、課題はあります。合意形成も必要でしょう。こういったところの政令改正というのが決定された、これも一つのヒントと、大きな時代の変化に向けてのヒントにつながっていくのかな。併せて、国家戦略特区、この脱炭素と経済の成長、両立を図るためのGX、ここの課題とそして地元の機運醸成というのも含めて、プラスの発言効果というのをむかわ町としてもその一端を担っている森林の、脱炭素の胆振管内では吸収量はナンバー1の町でもございますし、ここは今、ヒントをチャンスに置き換える時期かなと捉えているところでもございます。

ラピダス関係についても、これは、ラピダスの代表が、今度8月末に地元でやります情報関連の取組、むかわ町でやる事業の中に直接社長がここに来て講演を打っていただくというふうな機会を設けておりますんで、そういったところにもしっかりと向き合いながら、これから何かつなげていければなと思っているところでもございます。

それと、地球温暖化防止については、言わずもがなの位置づけでございますので、よろしくお願いしたいなと思います。

○議長（野田省一君） 小坂議員。

○10番（小坂利政君） 簡単に終わらせようと思ったんですが、だんだん時間も迫ってまいりましたので。

いろんな御答弁をいただきました。ついでに申し上げますけれども、今年の10月に、多分、多分、近々長官になられるであろう林野庁長官がむかわに来ます。これは、関連して、山腹崩壊の現場もヘリコプターで見るという計画もさせていただいておりますので、これはもう総合的に注目はされているということも事実でありますので、いろいろな面で、また理解ある行政対応をしていただければと思っております。

次に移ります。

国際的にエネルギー革命と言われるくらいの急激な再生可能エネルギーに対する注目が集まってきております。本当にこの地方行政においても対応しなきゃならない、財源的にも大変な、そういう中でもこれらについてやっぱりきちっと対応しなきゃならない時代に入っているのは事実であります。そこで聞きたいのが、太陽、それから風力、もう一つ、木質バイ

オマス、これの再生可能エネルギー事業として、本町もそういう面では立地条件としてある意味候補地なのかなと。そういう面では重要性を増すものというふうに考えております。

すぐ近くに接する工業経済関連が立地するわけでありますから、そのそばにおける再生可能エネルギーの供給地としても、前段で申し上げました木質バイオ、森林を一つの資源としたエネルギー提供というか、供給基地としても、あるいは、本町で生産をする、第一次産業、農業における再生可能エネルギーの利用を想定した行政対応も含めて、これは絶対必要なんです。化石燃料をエネルギーとして使った商品なり生産物の、10年以内に不買運動が起きるといふそういう想定をしている学者もいらっしゃいます。そういう面からしても、本町は農業が基幹産業、重要な経済産業でありますから、とりわけ、先にこういう環境に恵まれているという自治体の中で非常に恵まれている環境にあると思うんです。それを早めに気づいてエネルギーを供給する、あるいはそういうエネルギーを利用した生産物をいち早く生産していく行政対応がこれから必要になると思うんですが、その辺についてひとつお答えをいただければと思います。

○議長（野田省一君） 横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君） それでは、私のほうから、1点目の再生可能エネルギーの今後の対応についてのところについてお答えいたします。

令和5年度にむかわ町再生可能エネルギー導入計画を策定し、本町の地域特性を踏まえたポテンシャル調査や事業可能性の検討を行っております。また、水資源エネルギー活用可能性調査も行い、小水力発電についても計画の中に包含しているところです。

再エネ事業についての候補地は、導入する再エネの種類や手法によって設置場所や事業規模が図られるところであり、さらには、事業の採算性についても考慮しながら進めていくところでございます。

○議長（野田省一君） 飛岡農林水産課主幹。

○農林水産課主幹（飛岡雅幸君） 私のほうから、2点目の農業での、農業における再生可能エネルギーの導入についてということでお答えさせていただきたいと思います。

農業での再生可能エネルギーの取組についてでありますけれども、これまで化石燃料に替わる木質バイオマスの取組として、農業用ペレットボイラーの実証事業ですとか、花卉ハウスへのまきストーブの導入の取組を実施してきております。これまでの取組につきましては、導入費用や燃料コストの課題、労働力の課題などがあり、残念ながら定着には至っていないという状況でございます。今後につきましては、農業における再生可能エネルギーの導入に

ついて、どのような取組が本町の農業に適応するのかについて、農業振興対策協議会などの場において、関係機関や農業者の皆様と取組の可能性について調査検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 小坂議員。

○10番（小坂利政君） 時間もなくなってまいりましたので、簡潔に質問しますが、農業に一定程度の再生可能エネルギーの供給をするという気持ちをお持ちだというのは御理解をさせていただきます。そのためにも、私は木づかい条例ということが基本的には必要になる大きな課題だなと。条例を制定することによって、課題である単価の部分も含めて住民理解が得られる方向にいくだろうと私はそういう想定をしていますので、本町の特性を生かした条例の制定について重ねて要望しておきたいと思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどと重なるかもしれませんが、木づかい条例、これは森林を守ることなんです。釈迦に説法になるかもしれませんが、一見矛盾しているようにすけれども、木を使うよということは、保護すべき木を使うんでなくて育てていく、人工林育成林というんですか、こういった中で木を使うこと、そして、日本の森林の4割を占めている使うべき木という、育てる木という森林が十分に管理されているとは言い難い。

ここで、ちょっと話は飛ぶんですけれども、先日、リトアニアに訪問させていただいたときに、桜の植樹を行ってきております。これも、今度御説明申し上げますけれども、しっかりと。

小坂議員、木を植えること、植えるという、谷川俊太郎さんでしたかの、詩人の詩があるかと思います。これ、長くなりますから一節でやめますけれども、木を植えるよ、ということとは、それはつなぐことだよと。さらに、木を植える、それは夢を見ることだよと。そして、結びとして、木を植える、それは智恵と力で生きとし生けるものをしっかりと結ぶんだよと。いったような一節があるわけですが、先ほどから言われております、先人がここまで苦勞してきて育てられている森林、貴重な資源というのを責任を持ってしっかりと使い、そしてさらに守り育むこと、生きとし生けるものの使命と捉えているところでもございます。こういったところの視点も含めて、木使い条例になるのか、気持ち気遣い条例になるのか、むかわ版のものというのも調査検討させていただければなと思っております。

○議長（野田省一君） 小坂議員。

○10番（小坂利政君） ありがとうございます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 古 内 みゆき 議員

○議長（野田省一君） 次に、3番、古内みゆき議員。

〔3番 古内みゆき議員 登壇〕

○3番（古内みゆき君） 第2回定例会に当たりまして、通告に基づき、順次一般質問をさせていただきます。

1つ目、公共調達についての基本的な考えについて伺います。

その前に、大前提として、町で新しい事業を始めることは大変有意義なことであり、積極的に進めるべきだと思っております。そして、その事業を始めるに当たって、事業を行う業者と随意契約をすること自体は何ら問題のないことだと考えています。しかし、随意契約を行うプロセス、仕組み、やり方が果たして町民からお預かりした税金を使う行政として、公正性、経済性、適正履行についてきちんとされているのかということをお聞きしたいと思ひまして、一般質問を行います。

内容についてです。1つ目、一般競争入札が原則とされていますが、広く公募されているのかどうかを伺います。

2つ目、公募されている情報が町のホームページに載っていますが、過去の情報は消えています。現在入札に関わっている業者に限らず、広く認知してもらうため、過去情報を蓄積していく必要があると思いますが、考えを伺います。

3つ目、一者特命随意契約を決める委員会に限らず、行う会議の議事録は必ず取り、必要があれば公表されるべきと思いますが、考えを伺います。

4つ目、一者特命随意契約となっている事業がありますが、公募ではなく、職員が「調査」しただけで決定している事業があります。まずは、一般競争入札が原則であり、公募が必要だと考えますが、考えをお伺いいたします。

5つ目、一者特命随意契約がされている事業について、効果については検証はされておりますでしょうか。

以上です。

○議長（野田省一君） 三上総務財政課主幹。

○総務財政課主幹（三上 祐君） 御質問の要旨に沿ひ、5点、お答えいたします。

1点目の一般競争入札の公募の件でございますが、一般競争入札につきましては、本町一

般競争入札試行実施要領がございます。この第2条におきまして、一般競争入札の対象とする工事につきましては、大規模で、町入札参加者指名選考委員会で適当と認めた案件としてございます。

次に、2点目の公募する町ホームページへの掲載の件でございますが、情報掲載につきましては、本町の工事等に係る発注見通しに関する事項の公表要綱に基づき、第4条に公表時期として、4月1日以降、遅滞なく当該年度における工事及び委託業務について公表、第6条におきまして、公表期間として当該年度の3月31日まで公表するということとしてございます。

3点目の業者選定に係る議事録の関係でございますが、議事に係る報告につきましては、審議事項及び決定に係る質疑、意見につきまして、要点を整理し、会議報告として事務を執り進めているところでございます。

次に、4点目の一者特命随意契約に係る業者選定過程の件でございます。

1点目の答弁と重複いたしますが、一般競争による入札につきましては、先ほど申し上げました実施要領等に基づき執行しており、一般競争入札・指名競争入札の方法につきましては、町入札参加者指名選考委員会での審議となりますことを御理解くださいますようお願い申し上げます。

最後に、5点目の一者特命随意契約による事業効果の検証についてでございます。

各事業担当所管課におきまして、次年度以降の事業執行あるいは契約発注に向けて、当該年度の決算審査及び次年度の予算編成を通し、事業の効果検証はしてございます。

また、契約事務を執り進めていくに当たり、一者特命となる随意契約をする場合、必ず理由書を添付するというものとして事務を進めてございまして、契約締結事務を通し、事業の再点検をしてございますので、御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

ちょっとあまり言葉がよく分からなかった点もあるんですが、一般競争入札が行われているという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（野田省一君） 三上総務財政課主幹。

○総務財政課主幹（三上 祐君） 事業の規模等にもよりますが、過去、一般競争入札で執行しているという案件もございます。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 案件もありますということは、ないものもありますという認識でよろしいんですか。

○議長（野田省一君） 三上総務財政課主幹。

○総務財政課主幹（三上 祐君） すみません、接続語の関係でございます。一般競争入札で付するという形で、指名選考委員会で決定した案件もございますし、これの工事については指名競争入札で執行するという審議の下、決定した案件もあるということでございます。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） すみません、私もちょっと言葉がよく分からず申し訳ないんですが、一般競争入札をする案件もあれば、あとは一者特命随意契約でやる案件もありますよという認識でよろしいですか。

〔「指名競争入札」と言う人あり〕

○3番（古内みゆき君） 指名競争入札でやりますということでよろしいですか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私からお答えをしたいと思います。

通常、町の契約事務については、個々の具体的な契約ごとに、当該契約の種類だとか内容、性質、目的等の諸般の情勢を、事情を考慮して、公共団体の契約担当者の合理的な裁量によって判断をされるといったところで、場合によっては一般競争入札もあるし、プロポーザルに付する場合もあるし、それから指名入札というようなこともあると。そしてまた、随意契約もあるというようなことで、都度都度判断をさせていただいているということでございますので、御理解をいただきたいなと思います。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 分かりました。ありがとうございます。

私もそこまで詳しくはないんですが、地方自治体が物品を買うですとか、事業をやるというときには、まずは一般競争入札を行うというのが私の認識だったんですが、それは間違っていないですか。

○議長（野田省一君） 佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 競争の透明化、公正化という観点から、やはり一般競争入札のほうがそういったメリットがあるのは間違いないと思います。ただ、それぞれデメリット、メリットございますけれども、指名競争入札のほうが業者をこちらのほうで選定するという形なんですけれども、例えば、工事とかですと、誠実な、誠実なといひましようか、実

績があつて誠実な業者の選定が可能となるといったところから質の高い事業が確保できるといったメリットがあります。

一方で、一般競争入札につきましては、例えば、町外の事業も対象になりますので、例えば実績がないですとか、ノウハウがないとか、資金力がないとか、むかわ町のことをよく知らないとか、そういったような業者が落札する可能性もないことはないというようなことになっております。件数としては、指名競争入札がうちの場合、町の場合は圧倒的に多いんですが、先ほど申しました一般競争入札の条件に合致するものにつきましては一般競争入札で扱っているというような現状でございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

町民の皆様からお預かりする税金なので、家計簿じゃないですけども、一円でも安いほうがきつといいだろうというふうには思うんです。役場の皆様方の御苦勞もあるとは思いますが、なるべくであればというか、まずは一般入札がありきというふうに考えて、私としては思っています。

そうでなければ、指名入札ということであれば、そんなことがなかったとしても、何かうわさ話があったよとか、出来レースじゃないのとかというふうなうわさ話にもつながりかねないというふうに思うんです。それを防ぐためにも、まずは一般競争入札というのが必要だと思いますし、先ほど、佐々木課長のほうから、町外で適切じゃない業者ももしかしたら入札するかもしれないというお話ありましたが、もしかすると、それを裏返しをすれば、町にそれがあるから移住してこようという業者さんも現れるかもしれない。その機会をみすみす逃しているんじゃないかというふうに考えたりもします。

先ほど、午前中に大松議員がおっしゃっていた、例えば空き家対策の話とかというのもありましたけれども、私、クリック数、大分貢献しているんじゃないかというぐらい、毎日むかわ町のホームページ、チェックしています。そうすると、この案件に関しては、私、見ていないんです。そうすると、じゃ、一般競争入札というのは一体行われたんだろうかというのがちょっと疑問視もありまして、やっぱり、一般競争入札ありきで、その後いろいろと町のほうでどんな業者が適切なのかというのを決めていけばいいんじゃないかというふうに考えるんですが、その辺のところはいかがお考えでしょうか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 契約については、競争入札が原理原則ということでございますけれども、事務量からいって膨大な量になると、そういった意味でコストをかけて、職員が相互にかかるコストをかけて契約行為を結んでいくというのが現実的かどうかといったところもあると思います。そういう意味において、適正な形の中で指名競争入札あるいは随意契約というものもありますけれども、当然、そういう中で適正な処理という部分では、予算を超えない範囲の中で業者に落札をしていただいて事業を速やかに行っていただくということでございますので、全てが競争入札に付すというのは現実的には難しいと考えております。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら、先ほども話出ていましたが、このガイドライン、ガイドラインができましたので、今後は全てがというふうに、難しいというふうにおっしゃっていましたが、ガイドラインに沿って入札を行っていく、これからはそういうふうにしていくというガイドラインもできたことですし、そういうふうやっていくという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（野田省一君） 佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 一者特命の随意契約に関しまして、ガイドラインに基づいて契約日、契約名称、契約金額、契約の相手方、適用条項、選定理由を公表していくということでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 全て公表していくというふうに今、おっしゃったかと思うんですが、その辺は、令和6年度、5年度、先ほど、必要があれば公表しますというお話ありましたが、公表してくださいというふうにお願いをすればリストかなにか頂けるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 先ほど、大松議員のときにもお答えをしましたけれども、ガイドラインの施行は今年の5月31日に決定しましたので、今年の4月以降になりますけれども、遡及行為として適用するのは5年度分から適用するというふうになっていますので、この分については、要求があれば速やかに出すという形になります。ただし、今年度分については四半期ごとにお出しをするということですから、まずは3か月分、まず、すぐ、6月いっぱい終わってから公表させていただくということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

ガイドラインが出たので出しますよというふうに受け取ったんですが、地方自治法のほうにも、必要というか、出してくださいというふうなのがあれば出していただけるというような書き込みがありますので、その辺は、お願いをすれば、令和5年度の分も出していただけるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（野田省一君） 佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） そういう認識で結構でございます。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

そうしましたら、後ほど請求をさせていただきますので、ぜひ19件、あと、令和5年と6年のほうを出していただけますようによろしく願いいたします。

2つ目の質問のほうに移らせていただきます……

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 基本的なことで、改めてでございますけれども、本来、地方公共団体における契約というのは競争入札が原則でございます。このことは十分認識されているかと思えます。ここを例外である、今、質問が出ている地方自治法施行令の規定に基づく、例えば随意契約を行う場合には、今後においても個々の契約ごと、それには技術の特殊性だとか、あるいは経済的な合理性だとか、種々条件、緊急性の解釈というんでしょうか、こういったところも含めながら総合的に判断することでより一層の公平性、さらには経済性、こういったところを確保して説明責任を果たすということとともに、引き続き安易な随意契約を行うことがないように、今後においては、今回定められた随意契約ガイドラインの趣旨徹底、これを図っていければなと思っております。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。町長から力強いお言葉をいただきましたので、そのようにされるんだろうなというふうに思います。

ちょっと1点だけ気になったのが、技術の特殊性というお話があったんですが、ちょっと、後でお話ししようかな、ごめんなさい、じゃ、ちょっとそれは後にします。

2つ目のお話です。ホームページのお知らせ欄の話です。

先ほども言いましたとおり、ホームページを毎日見ているというお話をしたんですが、

過去の情報が消えているんですよ。過去何が起こったのかというのは必ず残していくべきだと私は思っているんです。いろんな業者さんが、どんな仕事があるんだろうということで、いろんな市町村のホームページを見ているはずですよ。そういった場合に、むかわ町の場合、今年度の公共工事の入札の状況、あとプロポーザルですか、それぐらいしか今のところ私は見ていないんですが、過去の情報、全くありません。ホームページのほうの、ちょっと技術のほうの問題で、残せないというのがあるのかもしれないんですが、これはもう補正予算組んでもホームページの改修をする必要があるんじゃないかというふうに思いますが、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（野田省一君） 梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津 晶君） 私のほうから、ホームページの体裁と申しますか、仕組みについて御説明をさせていただきます。

現在のホームページですが、記事のほうは各所管で作成をするとともに、いわゆる公開期限というものを設定することができる仕様になってございます。こちら、何も設定をしないで公開をしますと、常時公開。あとは、頭だけとか、最終期限ですとか、その両方を設定するとかということによりまして、掲載期間のほうを調節することができる仕様になってございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 公表の期間でありますけれども、今のところ、当該年度の3月31日まで公表するというになっております。特に、早く消したいとか、そういった意味は一切ございませんので、公表期間、今は3月31日になっておりますけれども、ちょっとそこら辺につきましては、今後どれぐらいまでがいいのかということにつきまして、ちょっと内部でも検討させていただきたいというように思っております。

以上です。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 何、どんな事業が過去にあって、もしかすると、例えば来年度以降、例えばですよ、パソコンが何台も買ってもらえるかもしれないみたいなものというのは、フォルダーごとに見ている業者さんというのは必ずいるかと思います。過去の情報を上げておくというのは、我々にとってもすごく大事なことでございますので、フォルダーを切って、そこにPDFを入れておけば必ず見られるようになるかと思いますので、ちょっとホームページの仕様

を必ずや変えていただければいいんじゃないかなというふうに考えていますので、その辺のところ、御対応のほう、どうぞよろしくお願いいたします。

あと、3つ目です。総務厚生常任委員会の際に、一者特命随意契約ということをしたときの理由書を提出してくださいというふうにお願いしたことがあります。指名委員会が議事録、どなたが出て、何年、何月何日に出て、どなたが出て、どういう話をされたのかというようなものを議事録、あるはずですよというふうにお願いしました。そうしましたら、「ないです、議事録」というふうに言われました。役所としてそれってありなんだろうか、というふうに私は単純に思ったんですが、どなたかがそういう議事録が欲しいので出してくださいと言われたときに、速やかに出せるように準備しておくのが常だと思うのですが、その辺の認識というのは私が違っているのでしょうか。

○議長（野田省一君） 佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 先ほど三上主幹のほうから申し上げましたとおり、議事録というものはないんですけれども、議事に関する報告につきましては、審議事項だとか、決定に係る質疑、意見というものを要点を整理して会議報告として保存しているというところなんです。もちろん、出席者の委員の、そのときの出席した委員と、あと、質問がなければそれで終わりという形になるんですが、例えば質疑があれば、それも記載をしたものを会議報告として保存をしているというところであります。

以上です。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 簡易報告というふうに今、おっしゃっていましたが、それも含めて何も話合いがなかったらなかったような形で議事録というのは残しておくべきだと私は思っています。もし、それが今、行われていないということであれば、これから先、明日からでも必ずや会議の際には残していただけるようお願いをしたいと思います。

それから、残してきているというふうに聞いたんですが、お願いをした際は、議事録ありませんというふうに言われたので、この質問をしています。

〔発言する人あり〕

○3番（古内みゆき君） ないというふうに言われたので、メモというか……

○議長（野田省一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事録の関係、先ほど、ある、ないの話があったんですけれども、それについて。

佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 指名選考委員会の会議内容につきましては、会議報告書として記録、保管しております。

以上です。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 言葉の使い方が違うのかもしれないですけども、私の認識では、議事録というのは何月何日、誰が出席をしてこういう話をしましたよということなんです、そういう書類はあるんですか、ないんですか。

○議長（野田省一君） 佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） ございます。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 前回、蒸し返すわけではないんですが、総務厚生常任委員会のときに、そういった書類はありませんというふうに言われたものですから、今回そのような質問をさせていただきました。あるということであればいいんですが、もし、認識が違っているということであれば、これから先、必ずやそういうものは取っていただいて、何か必要があるとき、どういった人が出席をして、どういった話合いをしたのかというふうにお問い合わせしたときには出していただけるようにしていただければというふうに思いますが、その辺は大丈夫でしょうか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） お答えします。

通常、我々が会議をする場合、会議報告という形で必ず報告をするという形になっておりますので、議事録という部分で替わるものとして、会議報告というものがきちんと存在しておりますので、そこは誤解ないようにお願いをしたいと思います。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 分かりました。そうしましたら、今度、何かお願いするときには、

会議録でよろしいんですね、を提出してくださいというふうにお願いすればいいということで分かりましたので、今後、そういうふうにさせていただきます。

じゃ、4つ目にいきます。

公募ではなくて、職員が調査をしましたということで成立している事業もあるというふうに考えています。むかわ町の職員の方、幾ら優秀だとしても、町内のどなたがどんな事業をしているのかというのは、全てを網羅しているわけではないんじゃないかというふうに私は思っています。

現在、ネット社会ですから、ホームページに一言、こういう事業を今、募集していますというふうに載せればいいだけの話で、そういったことで手を挙げる人というのが出てくるんじゃないかなというふうに考えています。その中で、例えば、先ほどもおっしゃっていましたが、全てが全てできるわけではありませんというふうにおっしゃっていただきましたので、例えば、事業者にこういうお知らせがありますよというふうにお知らせをする、じゃ、ほかの事業者の人たちにはどういう形でお知らせをするのかというのがちょっと分からなくて、やってみたい、手を挙げたいという業者がいるのは、みすみすちょっと芽を摘んでしまうんじゃないかというふうに思ってしまうのですが、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（野田省一君） 答弁。佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 随意契約、先ほどの8番議員の答弁の中にもありましたが、根拠法令が地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に、ここで各号は申し上げませんけれども、該当するかどうかというようなところで判断をしているところであります。その各号に該当するかどうかというものにつきましては、地方公共団体の判断によるものということになっております。そういった根拠法令を基に、地方公共団体で、これは一者特命随意契約が有効であろうということで判断をしたというところでございます。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 地方公共団体が判断をして、ここの業者が適切だろうというふうを考えられたということは、全ての人がその情報を知っているわけではないということになると思います。そうすると、公正だとか、平等とか、透明性というところからは外れてしまうと思うんですが、それであれば、必ずや一般公募すれば何の問題もないんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（野田省一君） 佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 先ほどの一般競争入札と指名競争入札の話にまた戻ってし

まうんですけれども、一般公募をすると、先ほど言ったように、全国、道外からも含めていろんな業者が落札する可能性もあるというところであります。基本は、そういった観点から指名競争入札のほうが多いというようなことにもなっております。その中において、1社でなければならないという適正な理由がある場合に限り、一者特命の随意契約というものを行っております。

先ほどの答弁でも繰り返しになりますが、必ず理由書というものも添付をしております。そして、今後公表もしていくということでもありますので、透明性の確保というもの、公平性の確保というものについても配慮していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 自治体のほうで適切な、業者と判断しますというふうなお話でしたけれども、それは、役場の担当者の方の主観ですか。それとも、行政として決めることですか。行政としてここが適切だというふうにするのであれば、必ずや一般競争入札をするべきだと思いますし、ここがすごいんですとか、この方はすごくいい人なんですみたいな主観で物を言われては、町民が納得できないと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（野田省一君） 佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 先ほど申し上げましたとおり、最終的には指名選考委員会の中で議論が行われて決定をするというところであります。その指名選考委員会なんですが、担当がいろんな部署の担当の課長を中心として構成されているメンバーでございます。いろんな担当部署の課長を集めているということは、様々な視点から公平な目線で見るというようなことも配慮いたしまして、そのようなメンバー構成になっております。この個人の人がいいからとか、そういったような理由で決定をしているというような事例はございません。

以上です。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 公平な目線で、というふうにおっしゃっていましたが、課長が集まって、皆さんでお話をすれば公平になるのかというのは、私から言わせればちょっと甚だ疑問だと思います。どなたがその事業ができてというのは、公募してみなければ分からないことだと思っています。それを行わずして公平ですというのは、ちょっと論理的におかしいんじゃないかなというふうに思います。

もう一つ、課長がおっしゃいました、この人がすごいんです、それとか、この人はすばらしい人なんですというようなことで事業は決定しておりませんというふうにおっしゃっていましたが、実際、そのようなことを私は委員会のほうで答弁されました。

〔発言する人あり〕

○3番（古内みゆき君） 答弁されました。この人がすごいからこの人に決めたんですというふうに言われました。それで誰が納得できるんでしょうか。そうやって、いたんです、そういうふうに言っている方がいらっしゃいました。誰とは申しませんが。それは、あまりにも職員の方々の主観によるものになりませんか、誰かがもしかしたらできたかもしれない芽を摘んでいませんかというふうに思ってしまう。なので、必ずや公募をかけていただきたいと。

私が言っているのは、それだけです。公募をかけてほしい。皆様方の事務の煩雑さというのはよくよく分かります。ただ、皆さんの公平性を保つために一般公募を行ってほしいというのは、そんなに難しいことだったり、ここの町に1,000億のビルを建ててくれと言っているわけじゃないんです。当たり前のことを当たり前にやってくれと言っているだけなんですけれども、その辺のところをお願いしたいと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（野田省一君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 3時00分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場内の室温が上がっております。上着の着用は自由とします。

古内議員。

○3番（古内みゆき君） すみません、先ほどの質問に対してちょっと訂正をさせていただきます。

事業を決めるに当たって、この人はすごいんですよということで決めていました、というような、私が発言をしましたが、これについては、その方がどういう方かということについてのすごい人ということで、訂正しておわびをいたします。

そうしましたら、もう一つだけ伺います。

一般競争入札と随意契約の割合というのはどれぐらいなのかというのをひとつ伺いできますでしょうか。

○議長（野田省一君） 佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 令和5年度のデータになりますけれども、指名競争入札が、これは工事、業務、物品全部含めまして106件でございます。そのうち、一者特命については19件ということになります。

令和5年度につきましては、一般競争入札はありませんでしたが、いわゆる提案型といひましょうか、プロポーザルというもののなんですが、こちらが2件ございました。

以上です。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 一般競争入札があまりに少なくてびっくりしたんですが、もちろん、事務方の方々の御負担というのもあると思うんですが、せつかくこのガイドラインができたことですので、金額が書かれています、130万とか80万とかと書かれております。そちら以上の事業につきましては一般公募入札という、一般入札というのをぜひやっていただきたいなというふうに考えております。

この辺は、町長にお伺いします。どのようにお考えでしょうか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどの答弁、繰り返すことになりますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○町長（竹中喜之君） あくまでも地方公共団体につきましては、これまで申し上げているように、競争入札というのが原則でございます。随意契約は例外的な契約として受け止めているところでもございます。しかし、繰り返します、この原則を十分認識しながら、例外である地方自治法の施行令の規定、法の規定に基づく随意契約、これは存在しておりますから、随意契約を使う場合の個々の契約ごとの経済的な合理性だとか、先ほど申し上げました緊急性、こういったところの解釈、これを総合的にしっかりと判断しながら、議員がこれまでも言っている公平性、言わずもがなでございます、経済性、こういったところも確保した中での説明責任を、これも果たしていくんだよということで今回、さらにガイドラインというのも策定をしておりますので、このガイドラインの趣旨徹底というのも図りながら、今後に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

そうしましたら、ちょっともう一つの質問に移りたいと思います。

6月15日土曜日に東京にて開かれました「北海道移住相談会」に出展された件について伺いたいします。

1つ目、今回出展されての成果をお伺いいたします。

2つ目、今後出展するに当たっての改善点などをお伺いいたします。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） それでは、私のほうから、先日15日に東京で開催されました北海道移住相談会についての御質問についてお答えいたします。

まず、1点目の成果についてでございますが、本町のブースには今回11組12名の方が来場されております。その方々にパンフレットや動画を活用し、町の環境を直接お伝えすることができたほか、今後の取組に活用するためのアンケート調査に御協力いただいているところでございます。

2点目の今後に向けての改善点につきましては、本町同様に就職先の選択肢が少ない自治体においては、企業支援の分野に力を入れている事例や、近隣自治体との差別化の必要性を感じたところでございます。また、職員のマンパワー不足を補うために、移住促進をミッションとした地域おこし協力隊を活用する自治体も見受けられたことから、事業を推進するに当たりまして、今後、調査研究を進めてまいりたいと思います。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 11組が座られたということで、いい効果だったんじゃないかなというふうに思います。来年度も行かれるのかもしれないので、また、こういった、チラシですとか、そういったものをぜひ活用して、新たな移住者を獲得していただければというふうに思っています。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（野田省一君） ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時08分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 伊 藤 恵 美 議員

○議長（野田省一君） 次に、2番、伊藤議員。

〔2番 伊藤恵美議員 登壇〕

○2番（伊藤恵美君） 第2回定例会に当たりまして、通告に基づき順次一般質問をさせていただきます。

3回目になりますが、穂別診療所の現状について質問させていただきます。

①現在の看護師人数は何人ですか。

②派遣看護師が期間延長してくれるような工夫など、どのような取組をしていますか。

③副師長の管理職研修は実施しましたか。

④先月、診療所に入院している方のお世話をしている方から、看護師の対応に関する苦情の相談がありました。診療所への相談はありましたか。

⑤第1回定例会でお願いした医師の働き方に関する条例の書面はいつ頂けますか。

⑥病棟休止中の3月に入院の受入れがあったようですが、事実ですか。

以上6点をお伺いします。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（長谷山一樹君） それでは、私のほうからお答えいたします。

1点目の看護師人数につきましては、6月21日現在、正職員が6名、派遣職員が8名の計14名となっております。

2点目への派遣看護師への取組につきましては、最長で3年という決まりはありますが、できるだけ長く働いていただけるよう、声かけを行っております。また、家具や家電を備え付けた住宅の提供やWi-Fiを使えるようにするなど、住環境の整備も行っているところです。

3点目の副師長の管理職研修は、6月に1度受講しております。今後におきましても、各種研修を受講する予定でございます。

4点目の診療所への相談ですが、窓口や看護科にも確認いたしましたが、相談はありませんでした。

5点目の条例の書面につきましては、診療所に関する各条例等を6月14日に郵送でお送りしました。お渡しが遅くなりまして大変申し訳ありませんでした。

6 点目の病棟休止中の受入れですが、3 月に 1 名の方が入院しております。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2 番（伊藤恵美君） まず、①に関してなんですが、事前調査の時点で、正職員が 6 名、派遣が 8 名ということで伺っております。第 1 回定例会前の 2 月の事前調査では、正職員 5 名と伺っていたんですが、お 1 人正職員が増えたということによろしいでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（長谷山一樹君） 5 月に、5 月 1 日より 1 名の正看護師が採用となっております。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2 番（伊藤恵美君） 正職員として採用されたということは、とても喜ばしいことだと思います。

派遣看護師の契約状況というか、今後、今月で辞めるとか、そういう入れ替わりの予定はありますか。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（長谷山一樹君） 派遣看護師の入れ替わりというのは、結構、常時ございまして、基本的に 3 か月ごと契約を、そこで終わらせるか、延長するかということになっておりますので、今月で契約満了という方は何人かいらっしゃいます。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2 番（伊藤恵美君） 満了になった後の補充というか、代わりに来てくださる派遣さんも見つかっていますか。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（長谷山一樹君） 病棟を常に維持していくためには、ある程度のやっぱり看護師が必要でありますので、入替えに伴いまして新しい方も随時受け入れているというところでございます。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2 番（伊藤恵美君） 分かりました。

2 番の質問に移らせていただきます。

昨年の第 4 回定例会でも触れさせていただいたんですが、働き方が派遣主体に移行している現在、どうしたら働き続けてもらえるかというところに視点を置いて、正職員、派遣ともに一人一人の声を聞く必要があると思いますが、どういった対応をしているか、教えていた

だきたいです。

あと、事前に伺ったときに、事務長はそのような聞き取りを副師長に任せているとおっしゃいましたが、それだけでは十分とは思えないのですが、どう考えていますか。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（長谷山一樹君） 基本的なところは副師長にお願いして、いろいろと個人面談なりを行っていただいて、問題があるときには、私含め所長、管理職内で共有して対応するというようにしております。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 穂別診療所に限らず、派遣看護師が契約を延長しない理由として、職場の人間関係、ライフスタイルの変化による条件の相違、職場のフォロー体制やサポート体制がないなどが大半を占めていますが、医療職に関する専門のアドバイザーというか、そういう部署を設置する考えとかはありますか。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（長谷山一樹君） 前にもちよっとお答えしたかもしれないですけども、中塚先生が一応町の医師ということになっておりますので、その中で対応する部分でいきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 分かりました。じゃ、そこは変わっていらっしゃらないということですね、前回と。

では、次の質問に移ります。

管理職研修についてなんですが、ウェブで6月に受講したということで、穂別診療所として日本看護協会に入会したと認識してよろしいでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（長谷山一樹君） 看護師個々の看護協会の入会というのは、診療所のほうでは別に強制しているわけではありませんで、個々、任意で入られている方がいらっしゃると思います。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） では、今回、副師長が受講されたということで、副師長は入会されて受講したということでよろしいですか。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（長谷山一樹君） 今回の研修については、看護協会のものではないので、違う協会の研修を受講したということになっております。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） ほかの協会。そうなんですね。

ちょっと私、認識不足なんで、ちょっと今、看護師の管理職研修を行っているのは日本看護協会のみとちょっと認識しているんです。なので、ほかのそういう受講できるあれがあるのでしたら、ちょっと教えていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（長谷山一樹君） 医療部門、各国保の協会とか、自治体の病院の協会とか、様々な協会がございます。その中でいろいろと事業として研修も行っている部分でありますし、看護協会の研修というのは、結構時間がかかるというか、受講する時間がかかなり長くて、お金もかかるものとなっている部分があります。それを受けるかどうかというのは、また個々の判断ということに現在ではしているところです。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） ですから、今回受けられたのは、国保病院の関連する協会ということですか。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（長谷山一樹君） すみません、ちょっと受講名までは今、ちょっと押さえていませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 分かりました。ぜひ、早めのお知らせ、お願いしたいと思います。

では、④番の質問に移らせていただきます。

診療所への直接の相談はなかったということで、ちょっとこれ、相談を受けたときに、管理者の指導のほうはどうなっているのかなというのもありましたのでお聞きするんですが、患者様とか、または御家族への対応というのは細心の注意が必要なのは言わなくても分かると思うんですが、やっぱり、一番密に接するのも看護師なんで、コミュニケーションの取り方というのは看護学校でも一番重点を置かれる部分だと思うんです。やはり、制服を着た時点でプロとしての意識を高く持っていたいただいた対応をしなければならないと思うんです。そのためには、やはり指導者である管理者の適切なスキルを取得していただく必要があるとも考えますので、ちょっとしつこく質問させてもらっているんですけども。

私に直接相談があったということは、皆さんしつこいと思っていると思うんですけども、それを少しずつ町民の方が周知してくれた結果かなと私自身は受け止めているんですが、でも、その逆を返すと、直接言っても変わらないんじゃないという諦め、分からないですけども、そういう気持ちがあるとも言えないんじゃないかなという印象は受けております。

どこの医療機関にも、俗に言う御意見箱とか、医療サービスに関しての問合せの電話とか、直接来院される方もいらっしゃると思うんですけども、過去に例があったかどうかちょっと分からないんですけども、そういった場合、穂別診療所としてはどのような対応をなさっているか、教えてください。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（長谷山一樹君） 診療所が始まったときから、意見箱というのは、玄関前のところに置いておりました。あまり数的に意見はなかったと思うんですけども、1か月に1度ほど中身を確認して、入っていれば、ほとんどが匿名の方が多いので、個々に返すことはないんですけども、そういう部分で問題があれば所内で確認して対応したというところですよ。

また、苦情、相談という部分で、看護師の対応に、無意識で対応してしまう場合もあるかと思うんですけども、再度、患者様はもとより、家族やお見舞いにいらっしゃる方々への親切丁寧な対応を所内でいま一度確認したところです。

あと、また、そのような相談、苦情等が議員のほうに入りましたら、随時私のほうに情報をいただければと思います。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 分かりました。今後とも医療サービスの向上にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

⑤番の質問に関してなんですが、事前調査に伺った後、郵送されてきたのが17日の午後だったんです。だったので、ちょっと質問通告の締切時間に間に合いませんので、ちょっといつ頂けますか、という、こういう質問形態になったことを御理解ください。

ちょっとこの件に関しては、3月の第1回定例会でお願いしたのですが、忘れていらしたようで、ちょっと残念に思います。

私がお願いしたのは、医師の働き方に関する条例はありますかという点だったんです。送られてきたのが、例規、町のほうのホームページでいける例規の中にある診療所の設置条例、設置条例施行規則、処務規程、医師の給与に関する条例、医師の宿日直手当に関する規則の

部分が抜粋されて送られてきて、処務規程の中の宿日直の第17条、夜間及び休日の業務に対処するため、医局及び事務局の部門ごとに宿日直を置く。宿日直者の職務。第18条（1）、医局宿日直者は、診療その他医務に従事するほか、所内の規律及び安全保持に努めること。この2項目が医師の働き方に関連しているかとは思いましたが、これでいくと、宿日直時、所内に医師が常駐しなくてよいという項目は見つからなかったんです。

この処務規程も、平成18年に定められたもので、その後、ブラッシュアップはされていないのかなと思いながら拝見させていただきました。また、この規定どおりであれば、医局及び事務局の部門ごとに宿日直を置くということですから、医局を医師と看護師と考えると、やはり医師の所内常駐は必要と考えますが、それに関してはいかがですか。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（長谷山一樹君） 処務規程の中では、あくまでも宿日直をやってもらいますよという部分なので、診療所に常駐するかしないかというのは、また別のことになりますので、それで、今の状態で言いますと、前も申し上げたとおり、オンコールで十分対応できるということで対応しているところでございます。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 分かりました。

では、今の現状で問題なしであれば、例えば、医師は特別にオンコールで必要時に来所して診療に当たるというような項目を追加していただけると納得しなきゃいけないんだなとは思いますが。

ちょっと、これ以外に、事務長送っていただいた以外に、働き方に関する条例というか、そういう決まりみたいなのはないということでもいいでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（長谷山一樹君） その部分では、特に決められているというか、内部で決めているという、紙に落としたものというものは、それ以外ありません。条例等以外にはありません。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 分かりました。

では、次の質問に移ります。6番の質問に移ります。

病棟休止中に入院の受入れがあったということで、再度お聞きします。間違いありませんか。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（長谷山一樹君） 先ほども申したとおり、1名の方が入院されております。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 看護師の数が定員を満たしていないための病棟休止ということで、穂別地区の町民は理解して協力していたと思うのですが、今回、この入院があったということ、情報がちょっと私に入ってこなければ、それは隠されたままだったと理解してよろしいでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（長谷山一樹君） 特に隠すものでもないものでありますけれども、特に公表するものでもないと考えております。

また、休止前より経過観察や様々な理由により入院せざるを得ないという方を想定して、1床のベッドは使用できるように準備は随時していたところです。

いろいろ理由がありまして、理由というか、経過観察も含めてなんですけれども、そこは医師の判断で若干入院していただくということも想定していたところです。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 全ては患者様のためと。それは理解できるのですが、お話を伺ったときに、事務長は、入院は1件だけではなくて数件あったとおっしゃいました。それは、私の聞き間違いでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（長谷山一樹君） 実際に、休止期間中、1月に2名の方、2月に2名の方が入院しております。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） ちょっと整理させていただきます。

じゃ、1月、病棟休止中の1月入院2名、2月にも2名、3月が1名ということでいいんでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（長谷山一樹君） はい、そのとおりです。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 先ほど事務長がおっしゃいましたが、入院できるベッドは1床

開けていたということで。じゃ、この2名、2名となっている1月2月は、特に患者さんがダブって入院したわけではないということですね。

この対応に、前回私、お聞きしたんですけれども、夜勤が1名だったときもあると思うんです、1月、2月ですか、そのときも入院の患者さんはいらっしゃったということでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（長谷山一樹君） 1月の入院時については、経過観察で2名の方が合わせて3日間、1名の方、大体1日、2日ぐらいの経過観察で入院していただいたんですけれども、そのときには、2名体制は組めていたと思います。あと、2月、3月に入りまして、派遣職員も動員できてきていましたので、そこは2名体制で対応していたところです。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） ちょっと、皆さんがどう理解するかは分からないんですが、ちょっと病棟は休止しますと公言した後に、でも、実は入院している方いらっしゃいましたとなったら、どういう。それだったら、穂別診療所で診られる患者さん、最初から鶴川厚生病院にお願いしたりとか、ほかにもお願いしたりする必要もあったんですかね、というちょっと疑問が湧くんですが、そこはどうでしょうか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうからお答えをいたします。

オープンには診療所に入院できませんということでしたけれども、現場の判断といいますか、医師の判断で、特に経過観察を要するといったようなことで、患者に寄り添った対応もしなければならない。命に関わる、命を預かる現場でございますから、そういったイレギュラーな対応ということもあるかということでございますので、その点、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 分かりました。そこは理解しなくはないのですが、でも、ちょっと、何というのですか、裏切られた感というか、そういう気持ちを持つ方は私以外にもいるのではないかと思います。

分かります。経過観察というのは分かるんですけれども、それはちょっと患者さんのために思ったら、外来扱いとするんじゃないかなと思うんですが、事務長にそれを聞いたときは、入院として請求を上げていたということで間違いはないですね。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（長谷山一樹君） 経過観察で入院される方、大体、時間外で来られますので、夜中來たらやっぱり朝か夕方まで経過観察するということで、入院として取り扱っているところなんです。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 分かりました。夜中受診したら、そういう経過観察として入院という結果だったということで理解します。

今回も、しつこく診療所について質問させていただきました。事務長にお話聞きに行ったとき、苦言を呈されました。しかし、穂別地区に住む町民にとって、いざというときの命の砦なので、信頼できる医師とスタッフの一人一人が高い意識を持って、パイプ役である事務長が正しい方向に調整していただいて、町民が安心して受診できる透明性のある診療所づくりにより一層御尽力いただけるようお願いいたします。今後とも、しつこいんですけれども、また保険介護課を含め、両地区の医療機関にお話を伺いたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。それに関して御答弁がなければ、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 何度となく、診療所の医療体制の充実ということでやり取りをしているかと思います。

これも、伊藤議員、繰り返して述べさせていただきますが、穂別地区においての、現在、必要不可欠な唯一の医療施設でもございます。この存続、これはもちろんのことですが、これからにつきましても、先ほどのやり取りにもあります医療サービスの充実、こういったところの一層の充実、さらにはその在り方というのも含めながら、医療スタッフをはじめとした関係者間での日常、ふだんの状況の確認、さらには情報の共有、こういったところはもっともっと大切にしていかなければならないのかなと考えております。地域医療というのを持続可能に取り組む上でも、重要性は、重ねますけれども、言わずもがなともされております。行政としても、もちろん、適宜点検、検証、こういったところの視点は大事にしたい。

なお、新年度に入ってから、病診、要するに厚生病院それから診療所、こういったところの医療機関同士の病診連携の集いというのも実際に行われているところでございます。今後においても、地域医療の充実強化に向け、さらなる連絡、連携に努めていきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） ありがとうございました。

これで、一般質問を終わります。

◇ 栗 原 健 一 議 員

○議長（野田省一君） 次に、1番、栗原健一議員。

〔1番 栗原健一議員 登壇〕

○1番（栗原健一君） 第2回6月定例会、通告に基づき、順次一般質問をさせていただきます。

第1に、公共交通計画の状況と高校生の通学対策について質問させていただきます。

1つ目に、これまでも、バスによる公共交通については令和10年度までの計画となっておりますが、今年、バス時間の変更があり、町民から不安や不満の声があります。特に、土日に対して、穂別地区から鵜川高校へ通う子どもたちなんですけれども、部活が午前中で終わって、昼に終わってから次のバスまでの時間が夕方4時過ぎということで、4時間もバスを待たなくてはならないという状況になっております。令和9年3月には、穂別高校も廃校となる予定となっております。通学のしやすさを確保しておかなければ、穂別地区の子どもたちも鵜川高校への選択肢がなくなるというような可能性があると考えております。町の考えを伺います。

②穂別地区稲里から鵜川高校へ通う際のバス便が必要と考えておりますが、対策を伺います。

③鵜川高校へ通う町外生徒への交通費支給があるのに対して、町内から町外へ通う生徒への交通費の支援がないのはなぜなのか伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 澤田総合政策課主幹。

○総合政策課主幹（澤田 健君） それでは、私のほうから、まず1点目の御質問にお答えをしたいと思います。

バス時間の変更につきましては、今年3月に改正されましたJR日高線のダイヤに併せまして、その接続性と利便性を考慮し、4月から穂別鵜川線の運行時刻を一部変更したものでございます。特に、夕方の穂別行きにつきましては、鵜川高校の下校時間に併せた時刻変更を行い、穂別地区から通う生徒の利便性向上を図ったものでございます。

今後も、利用実態を踏まえ、両地区をつなぐ効率的で持続可能な公共交通の確保に努めて

まいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 矢野企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（矢野優子君） 私のほうから、2つ目の御質問についてお答えいたします。

現在、稲里地区からは、路線バス穂別鵠川線穂別出張所前7時12分発便に接続する支線バスがないことから、保護者の方が送迎する対応となりますので、御理解願います。

○議長（野田省一君） 山木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（山木美幸君） 3点目、私のほうから回答いたします。

町外から鵠川高校に通う生徒に対する通学費支援につきましては、高校の魅力化対策の一環として、町外からの生徒確保を目的に実施しているものです。なお、町外高校へ通う生徒に対しましては、苫小牧駅から市内高校までのバス定期券値上げ分の半額を助成しておりますので、御理解願います。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 値上げ分ですか。全額じゃなくて。

〔「はい」と言う人あり〕

○1番（栗原健一君） ああ、そうなんですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○1番（栗原健一君） 全額だと思っていましたけれども。

1つ目の利便性に併せてという、JRに併せてという形なんですけれども、土日の質問をしているので、ここの改善を何とかしていただきたいなというところがあります。これは、2個目のほうの質問のほうにも関わってくると思うんですけれども、そういう、子どもたちの居場所がやはりないということで、土日の、高校生にちょっと聞いてみたら、何をしているのかというと、その辺をぷらぷらしているとか、セイコーマートへ行って立ち読みをしているとか、そういったような形で時間を潰しているということなので、これは何か対策をいただかなければちょっとかわいそうかなというふうにも思いますので、何か考えはちょっとないでしょうか。まず、これをお願いします。

○議長（野田省一君） 西生涯学習課長。

○生涯学習課長（西 幸宏君） 土日の部分でございます。現在、各種目ごとでもかなり土曜日の活動の時間帯が違ったり、もしくは土日で行ったり、隔週で部活を行ったりというような状況があるかなという、そこはお聞きをした中ではございました。こちらについて、我々

のほうとしては、また、高校側のほうとも何かしら連携をして、例えば土日の部活の在り方でありまうとか、そういったものに関してはちょっと検討できるのかなというふうな考えを持っているところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 協議してもらって。中には高校の部活を午後にしようとか、そういった対策で夕方までつなぐというような形なんですけれども、ただでさえ部活が平日あつて、夜のバイトもしている子もいるんで、朝から、7時十何分ですか、それに出してから、帰ってくるのが8時過ぎなんです。バイトして帰ってくると、ここから何時ですか、6時か6時ちょっと過ぎぐらいのバスに乗って、最終バスは旭岡とかいろんなところを全部回って帰ってくると、1時間では帰ってこれないので、2時間近く、ちょっと大げさに言っていますが、2時間ぐらい、たしか。本当のことなんです、本当のことなんです、これは。

なので、やはりそういったところの対策を考えていっていただかなければ、先ほど言いました穂別高校は次からもう入れませんので、選択肢ないんで、そういった子どもたちがそういう事情を知ると、もしかしたら行きたくないとか、出てくるかもしれないですよ、今後。なので、教育長、よろしくお願いします。しっかりと考えていただきたいと思いますけれども、次いきます。

7時12分、2個目の稲里から鶴川高校まで行く直接のバスがあればいいんですけれども、連結する時間がないんですよ。保護者も、本当に、稲里地区、今見ても何家族ですか、三、四家族ぐらいの方だと思うんですけれども、大きいバスじゃなくても、小さい燃費のいいバスを1つ増やしてもらって、それで直接行くような考えは今後検討していただきたいんですけれども、それはいかがですか。それか、登校時間を遅らせてでも、次のバス便を考えてやるとか、対策は考えられないでしょうか。よろしくお願いします、教育長。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えします。

様々な観点から、今、検討を進めているところです。一番基本的な考え方は、小学校、中学校、義務教育課程なので、まずそのスクールバスはきちんと確保したいということは御理解いただきたいと思います。

それで、7時12分に間に合わすバスをもし出すとしたならば、1時間前から運行しないと間に合わない。ですので、稲里からもし高校生用のバス1便、小中学生用のバス1便とい

うことになると、2便走らせるという大変な問題になりますので、ここら辺はきちんとバスの運行会社とも相談しながらしていかなければならないという実態があります。ですので、そこら辺を踏まえながら調査、検討させていただきたいと思います。

それで、もっと具体的に言いますと、鷗川高校に通う生徒が増えれば増えるほど、直行便を出せる可能性は高まると思います。そこら辺の、鷗川高校に通う生徒の人数によっても変わっていくということがシミュレーションで今、いろいろ考えているところであります。ですので、今ここで即答して、やれるとかやれないとかいうちょっと話に持っていけないので、もう少し調査させていただきたいと思います。

それと、先ほどの土日のバスの運行ですが、夕方のバス、実は2便あります。ですので、そのうちの1便を昼の例えば13時とか13時半に運行するという手もあるのかなという話は、実は、各課で検討してもらっています。ただ、問題は、夕方のバスの便を繰り上げることによって、そこでまた一般市民が不便をすることになるとまた本末転倒でありますので、そこら辺の実態も実は調査しないと分かっていないところありますので、そこら辺を踏まえてちょっと調査させてください。

私からの答弁です。よろしくお願いします。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） いろいろとこういったバス、道南バス、スクールバスとかの予算が幾らぐらいかかっているのかとちょっと調べたら、1億ぐらいですか。1億以上、全体的に見て、町の一般財源も1億ぐらいかかっているんでしょうか。どうなんですか。そういったところもちょっと教えていただきたいんです。どのぐらいかかっているのか。

そこが緊迫していて、そういった増便ができないのか、やっぱり検討しなきゃ、その予算です。穂別地区でどれぐらいかかっているのか、鷗川地区でどれぐらいかかっているのかという、分からなければ後で配付していただきたいんですけれども、大体、多分バス事業で両地区に1億何千万と多分かかっていると思うんですよ。その詳しいところをちょっと知りたかったんで、後で配付でもいいんで、ちょっとお願いします。改善に向けてちょっと知っておきたいというところがありますので。

穂別地区でも、サポート交通ですか、実証実験、昨年行われましたけれども、そういった組織との兼ね合いも考えて、そういった道南バス会社、そういったところと、あとは穂別ハイヤーとむかわハイヤーですか、でしたか、任せているお金と、これからサポート交通行なんですけれども、そことがバッティングしないように進めると思いますけれども、そういっ

た負担というのはどうなんですか。かなりかかりそうなんですか。ちょっと気になったんで、よろしくお願いします。

あとは、高校の魅力化予算、先ほど、3番のところで言っていましたけれども、これとバスから出ている予算とはまた別ということなんですね。町内から町外に通う生徒にもちょっと支援してほしいなということで、前向きにちょっと検討してもらいたいですけれども、穂別から苦小牧へ行くというのはちょっと難しいんですけれども、鵜川地区の子どもたちが苦小牧なり千歳なりに通うという人たちにもちょっと支援をいただきたいなというふうにも考えていますので、それについて、また、再度答弁をお願いします。

○議長（野田省一君） 澤田総合政策課主幹。

○総合政策課主幹（澤田 健君） 私のほうからは、公共交通計画に関わる部分がございましたので、御答弁をさせていただきたいかと思います。

令和6年3月にむかわ町地域公共交通計画というものを策定しているものでございます。このとき、通っております高校生の利用実態等も調査を行いまして、先ほど、栗原議員のほうで2時間程度というふうなお話もありましたけれども、調査を行った結果、穂別から通っていて、一番長い時間、バスに乗っている時間というのは1時間10分程度というような調査結果でもございました。

また、バスに係る公的経費の合計でございしますが、こちらにつきましては、令和4年度を基準として考えております。穂別地区、鵜川地区、合計をいたしまして約1億4,200万円というのが公的経費で使われているものでございます。こちらに対しまして、歳入といたしましては、運賃収入、また、国からの補助金も運行補助金の一部が入っておりますが、収支比率でいきますと、僅か2.2%というような収支比率になっているものでございます。こちらにつきましては、今後、計画年度の令和10年度までの間で、できる限り縮減をしていきたいというものでございます。具体的には、バスの運行ルートの見直しですとか、バス更新の際にはできる限り利用実態に併せたダウンサイジングといったようなものも含めまして公共交通を維持していくというような考え方でございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 山木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（山木美幸君） 町のほうからの通学費の支援につきましては、やっぱり高校の存続というものがちょっと重要な課題となっておりますので、より多くの生徒に町外から来てもらうということに取り組んでおりますので、そこはちょっと御理解いただければと

思っております。

なお、町内の高校生に対しましては、大学の進学の際に、大学等進学奨励金ということで奨学金のほうをお支払いしておりますので、そういう事業もありますので、今後活用などをしていただけるように、より周知していきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） あと、追加で、先ほど、町内から町外に通われている生徒って何人くらいいるのかだけ、分かれば教えていただきたいというのと、運賃の面で、収入が2.2%というような状況で、いや、大変厳しいんだなという、私もちょっとチェックしたことがありました。大変だと思います。なので、ちょっと考えていかなければならないなという状況なんですけれども、むかわ町地域公共交通活性化協議会、これはまだ今も協議会があるということでしょうか。

あとは、穂別高校がなくなるので、しっかりと子どもたちのことを考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（野田省一君） 澤田総合政策課主幹。

○総合政策課主幹（澤田 健君） まず、1点目の町内から町外に通う高校生という人数でございますが、こちらは、計画策定時に調べた人数になりますので、参考ということで、68名となっております。また、その後に御質問のありましたむかわ町公共交通の活性化協議会でございますが、現在ももちろん組織はございまして、議会終わった後、6月27日に1回目の協議会を開くというような予定になってございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 栃丸総合政策課長。

○総合政策課長（栃丸直士君） ただいまの栗原議員への補足なんですけれども、公共交通計画に今、穂別地域協議会から令和5年1月31日付で提言をいただいております。その中に、穂別高校の廃校が懸念されるという課題があって、それを踏まえた中で穂別から、要は高校生の通学を可能とする手段との提言もございます。今後、こういった提言内容もぜひ踏まえながら、持続可能な公共交通のネットワークの構築といったところを考えていかなければならないということで、交通資源も限られておりますので、その辺は、先ほど答弁した費用対効果といったところも当然考えながら、効率的な、また地域ニーズに合った公共交通形態の確立といったところに努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） よろしくお願ひします。

あと、もう一個だけ。すみません。

つい昨日ですか、日曜日の、バス問題についてちょっとむかわハイヤーさんですか、の人員不足というところで、中学校の部活動の関係で、室蘭のほうで大会があるということだったんですけれども、その中で、今までバス便があったのにバス便が出ていないというような、出なくなったというような形をちょっと聞いたんですけれども、ちょっと不満の声があったので、それについては、今回だけだったんでしょうか。それとも、今後もそういった形で、大会なりあるときは車を保護者が出して送り迎えとか、そういう形にしなければいけないんでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（野田省一君） 矢野企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（矢野優子君） ただいまの御質問ですが、多目的バスの利用についてということでございます。確かに、中学校のほうから、バドミントン大会のための室蘭までの送迎のほうの申請がございました。申請日時につきましては、むかわハイヤー、穂別ハイヤーとも調整が難しく、やむを得なくお断りした経過はございます。今回が初めてでございます。以上でございます。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 地域の足を守るバスの関係でございます。議員も御承知かと思いますが、各道内の路線バスを運営している会社、非常に運転手の確保に苦労しているといった実態がございます。実際にバス路線を減少させて、減便させて対応せざるを得ないといった状況が、むかわのみならず、ほかの地域でも報道がされている中身でございます。町内事業者でも意見交換をしていますけれども、最近ですと、むかわハイヤーでも退職者が複数名出ていると。というのは、高齢化ということで、80歳を越える方がやっぱりいらっしゃって、どうしてもやはり体力的な問題、視力的な問題だとか、体が追いついていかないというような実態もございます。そういう中で、運転手の確保というのは本当に死活問題というふうになっています。

穂別ハイヤーについても、家族経営を中心にやられておられるということで、なかなか募集しても運転手が集まらないといった実態がございまして、町も広報に折り込みをして協力もしているところなんですけれども、なかなか難しいと。

こういった状況が生まれているのかということ、札幌を中心に、今までハイヤーの運転手については固定給がなかったということだったんですけれども、いわゆる歩合給、これがもう固定給プラス歩合給というような形で運転手の囲い込みが始まっています。そういう中でどんどんバス会社から退職をして、そういったところに流れていっているというのが実態でございます。そういう中で、なかなか地域の公共交通のバスの確保という部分については、やはり運転手さんの確保をしっかりとしていかなければならないというようなことで、バスを更新しても、運転手の確保が今、大きな課題となっています。この辺をバス事業者とも協力しながら、これからバスの運転手を確保しなければならないし、今いる方も大事にしながらということでございますので、そういった実態があるということもちょっとお知らせをしておきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） ぜひとも、新しい、バス、新しい新設博物館とかもできてくるということで、そういったところにもバスに乗る方が増えるというふうな予測もして、前向きな形で、あとは子どもたちの足の確保をしっかりと考えていただいて、親、保護者も何かの形で手伝いたいね、ということも言っている方もいますので、そういった形で支援できるかもしれませんので、しっかりと対応していただきたいというふうに思います。

続きまして、2個目にいきたいと思います。

鵜川地区にサテライトオフィス設置の考えについてでございます。

鵜川地区でも、穂別地区に設置されているホコスタのような自由に使用できる建物、コンテナなども含みますけれども、を設置する考えはないのか伺います。

○議長（野田省一君） 江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君） 私のほうから、サテライトオフィスの件について御答弁いたします。

鵜川地区におけるサテライトオフィスの設置についての御質問にお答えいたします。

これまで、鵜川地区においては、企業などからサテライトオフィス活用に係る問合せはございません。また、鵜川市街地におきまして、四季の館内の無料スペースや、また安価で利用可能な町民会館などがあることから、新たに独自で整備する予定はございませんので、御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） ああ、やっぱり、なかなかちょっと設置しないということですね。

先ほどに関連するんですけれども、4時間待つということで、何かそういったところ、場所を確保していただきたいということが先にありますので、四季の館でそういった無料で使えるスペースがもしあるのであれば、W i - F i とかはつながっていましたっけ。

〔発言する声あり〕

○1番（栗原健一君） つながっている。ですから、そういう、つながっているのであれば、勉強できるスペースですとか、そういったこともこれから考えていかなければ、ちょっと。

まなぶ館もあるというふうに伺っていますけれども、平日、学生利用ですか、ができるという形なんですけれども、土日は空いていないということで、そういうところもちょっと検討していただいて。まなぶ館もいろいろな方が使うところですので、そこもちょっと、1つだけだとちょっと難しいかなというところもあるんですよ。なので、先ほどコンテナのほうももう撤去されたという形で、どこに行ったのかちょっと分からないですけれども、それも残してもよかったんじゃないかという、正直思っているんです。

なので、その辺の検討は何か改善策、復興拠点事業Ⅱにもありますけれども、企業さんとの連携という場でも、いろんなスペースの使い方、コワーキングスペース、シェアオフィス、専用オフィス、特定プロジェクト、部門の拠点、災害対策としてのバックアップオフィス、利用目的、いろんな特徴がありますけれども、そういった企業との連携をこれからむかわ町としてもやっていきたいというふうな形で協議していると思いますので、ラピダス関係も来て、いろんな市町村が争奪戦のような形で、人に住んでもらえるような取組を進めているわけなんですけれども、そういったむかわ町が考える課題解決と一緒に考えていっていただきたいと思いますので、何か答弁あれば、よろしくお願いします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まさに今、議員おっしゃるように、今後に向けての鶴川地区の復興拠点Ⅱ整備事業、こういったところのこれからの住民との交流だとか、あるいはにぎわい、生きがい、そしてなりわいといったところの視点の、サテライトオフィスには限りませんけれども、こういった交流施設の在り方、こういったところも今後の整備の提案に求める仕様となっておりますので、今後の最適提案者というんでしょうか、こういったところとしっかりと向き合って議論していきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） ぜひとも、子どもたちの居場所ということもしっかりと考えていただいて検討していただきたいというふうにも思います。

それでは、3つ目にいきたいと思います。

穂別商店街の街路灯、メタセコイア並木の整備状況についてお伺いいたします。

①穂別地区のホッピー通りにあるアンモナイトや首長竜等が添えられた街路灯が色あせて、部品等も折れた箇所がかなり見受けられます。今後、新たな拠点や新博物館が完成した場合に、町外からたくさんの観光客が訪れると考えます。おもてなしの精神で、町なかの景観にも気を配る必要があると思いますが、対応を伺います。

2つ目に、メタセコイア並木のアンケート結果、進捗状況も含め、どのようになるのか伺います。

○議長（野田省一君） 中上企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（中上紀文君） 御質問の要旨に沿い、お答えいたします。

穂別市街地の道道ほべつホッピー通りにつきましては、街路樹メタセコイアを含む、いわゆる進化の道の維持管理をこれまで商工会が窓口となって御対応いただいております。沿道の皆様の声を道路管理者である北海道へ届けていただき、環境整備に御尽力をいただいているところです。北海道において定期的に維持補修点検作業を行っており、危険箇所等に関して修繕対応等実施しているところでございます。

街路樹メタセコイアについてのアンケート調査につきましては、今後どのように維持管理をしていくのか、基礎資料とするため、商工会が道道沿線の方々を対象として実施したものと伺っております。今回のアンケート結果を踏まえ、商工会より間伐の実施や清掃の協力、落ち葉用ごみ袋の枚数増加等の要望があったところでございます。具体的な対応については、今後、関係機関との協議の上、進めてまいりますので、御理解願います。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） メタセコイアに関しては、商店街の方と商工会が考えてやるということなんですけれども、街路灯は商工会のそういった環境整備の中で協議されるということになっているのでしょうか。ちょっと確認で、すみません。

○議長（野田省一君） 中上企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（中上紀文君） この間、進化の道に関しましては、いろいろな方々の御協力により、また、その中心的な役割におきましても、商工会のほうで担っていただいているというのが現状でございます。今後におかれましても、商工会を中心に、道路管理者である北海道との連携というのが不可欠でございます。町としましても、協議の場を設けるなど進めてまいりたいと思いますので、御理解のほう、よろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） ぜひとも、そういった整備の協議をいち早く進めていただいて、2年後、新博物館、また、来年は温浴施設もできるということですので、しっかりと協議をしていっていただきたいというふうにも思います。

点検作業というのは、最近、いつ行ったんでしょうか。電柱も、電柱といいますか、信号機ですか、も、細かいことを言えば、傾いているですとか、というところがちょっと見受けられますので、早急に。地震の影響だとは思いますが、そういったところも見受けられますし、街路灯がメタセコイアにかかって、という場所もありますので、早急に協議を進めていただいて、道と一緒にこのむかわ町、きれいに町の未来を明るく照らしていただければというふうにも考えていますので、よろしくお願いいたします。

答弁あれば、最後、町長、お願いします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 道道の穂別、鶴川の進化の道、これ、経過も拝見させていただいているところでもございますけれども、平成12年、こういったところで、北海道と一致しながら、マイウェイ・アワーロードでいいのか、マイウェイ・アワーロードという事業を取る際に、何とか地元としても積極的に関わりを持っていくんだ、とりわけ維持管理については主体的な意気込みでいくんだということで、文面を見ますと、この施設、進化の道の施設そのものを穂別商店街の財産とするぞというふうな規定も残っているところでもございます。

そういったところも併せて、これは時間もかなり経過しておりますけれども、管理者の北海道、そして、これからまた、先ほど言われた新たな市街地の形成といったところもありますから、そういうふうな時代の背景、時代の変化というのも捉えながら、現在、町なか再生で、持続可能なまちづくり、この活性化事業としてどういうふうにこれから地元としても取り組むんだという意気込み、これも併せて、当時の経過といったところにもらんでの、商工会としての当時の、栗原議員も商工会員かと思っておりますけれども、商工会としての当時の協定の取扱い、もう一度確認し合いながら、現状と、それと今後に向けてという取扱いをどのように展開していくのか、こういったところも協議していただければなと思っております。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） ぜひとも、協力のほう、よろしくお願いいたします。

以上、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野田省一君） 換気のため、暫時休憩いたします。

再開は16時30分とします。

休憩 午後 4時17分

再開 午後 4時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

◇ 中 島 勲 議員

○議長（野田省一君） 次に、7番、中島 勲議員。

〔7番 中島 勲議員 登壇〕

○7番（中島 勲君） 通告に基づきまして、直面している現実的な3点について質問いたします。

まず、第1点ですけれども、町民への広報活動、情報発信についてですけれども、本町の人口動向は、長期的に見ると減少傾向にあります。これは、今、申し上げることでもございません。しかし、直近のデータを見ますと、4月末では、先月末より32名増加、5月末では、先月末に比較して26名の増となっております。そして、総人口は、5月末で7,344名ということになっております。このうち、外国人の5月末では233名の方が、本町の住民となって登録されております。そして、本町に住まわれております。

このような人口構成の下、外国人を含めた町民の自治会、町内会への加入率は16%に上っております。人口増加、減少と自治会、町内会への未加入実態を踏まえて、行政の報告活動及び情報発信について伺います。

まず、1つ目、自治会、町内会に未加入の世帯に対しての情報発信、例えば広報誌の配布等はどのような手法でなされているのか伺います。

2つ目に、外国人に対して、特に夜間での自然災害が発生した場合、避難情報及び情報発信体制はどのようなになっているのか、まず伺います。

○議長（野田省一君） 梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津 晶君） 質問に対してお答えをまいります。

令和6年第1回定例会における一般質問でもお答えをいたしました。が、広報誌、広報むか

わについてでございますが、自治会、町内会を通じた配布、公共施設への据置き、町ホームページやスマートフォンアプリで閲覧を可能とするなど、発信方法を多重化してきております。また、一部の自治会、町内会では、未加入の世帯に対しても広報誌を配布してくださっていることも把握しているところでございます。

広報誌につきましては、今後も住民の皆様に広く読んでいただけるよう、現行の配布、閲覧方法を基本に執り進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、外国人に対する避難情報の発信についてでございますが、むかわ町ホームページに、津波緊急避難場所と避難所を英語表記で公開をしているほか、北海道で作成したものでございますが、英語、韓国語、中国語、台湾語で作成されました津波からの避難意識向上のための啓発素材というものを公開しているところでございます。

一方、本町としての災害発生時における情報発信につきましては、現在、日本語のみでの対応となっておりますが、気象庁及び消防庁において作成をしております気象や避難に関する他言語に翻訳をされた辞書、また、観光庁が監修の下、開発をされております多言語災害時情報提供アプリというものもございますことから、これら既存ツールの活用についても周知をしてまいりたい考えでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 中島議員。

○7番（中島 勲君） まず、町内会、自治会への未加入に対する情報、例えば今、広報誌の話をしたんですけれども、たまたま、まあ、たまたまでない、毎回なんですけれども、この町内会の自治会に入っていない方、特にこれはアパートなんです。アパートにいる方が入っていないと。

そこで、今、言ったように巡回、回覧といっても、そこでカットされてしまう。本来関係ないわけですよね、町内会に入っていないから。ですけれども、入っている方もいます。その入っている方は、善意的に入っていない方にも渡す。そこでストップするんです。これは現実にあったケース、私のところであったんですけれども、不幸の連絡が来ないわけです。どうしたんだと、班長さんなら、これは実際回って歩くわけです。班長さんに聞いたら、それは「人の不幸の情報が来ないということはどういうことなんだ」と言って聞いてみたら、やはりそういうふうに入っていないもので、見たか見ないか分からないと、次、渡すのも恐らく知らないんでないのかと、こういう無責任な話なんです。これでは、ちょっと今これだけ情報が発達して、今、課長が言うように、何語、何語でやっていると言うけれども、現実

的に身近な問題としてのそういうことが起きているんです、現実的に。しかも、これは非常に今、始まったことではないんですよ。

ですから、私は提案したいのは、今、非常にあちこちにアパート建っていますよね。そのアパート建っているところに入居される方、一人一人に町内会の班長さんか総務部長さんか分からないですけども、加入に一応歩いているらしいんです。実際、私のときも歩きました。でも、いろいろな理由で、「いや、考えておきます」と、それっきりになっちゃっていると、これが現実なんです。

ですから、提案したいのは、新しくアパートを建てるオーナー、今、建てている方でも結構です。まだ満室になると思いますので、そのオーナーに、入室の条件として、こういう時世だから、何が起きるか分からないと、自然災害もある、いろんな事件もある、その連絡網として大切ですから、アパートに入っただけなら、町内会にも入ってくださいと、こういう条件をつけてくださいということを、担当のほうからお願いするのは一つの方法かなと。そうすると、大抵のオーナーさんは理解してくれるんです。こういう考えはどうですか。

○議長（野田省一君） 横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君） 私のほうからは、自治会の加入の関係についてお答えいたします。

まず、町内会、自治会の団体は任意団体でございます。なので、その加入に関して、強制的にというところは、なかなかその会の考えもでございますので、その判断になるのかなというふうに思っております。

ただ、町としまして、その加入の部分でお助け、お助けというか協力しているところがございまして、新しく町のほうに転入になった方に対して、自治会連合会で発行している自治会、町内会へ加入をお願いしますというチラシを転入時にお渡ししております。

背景としましては、自治会長が加入、町内会に入ってくださいというふうに言ったときに、やはりいきなり来られても、なかなかそこで反応が悪いといいますか、入りづらいといいますか、そういう状況がございました。なので、転入されたときに、役場のほうでチラシを配布してくれれば、そこでワンクッション置かれますので、2回目、自治会長がさらに加入してくださいと言ったときに、またそこで反応がいいというところもありまして、そのような対応をさせていただいているところでございます。

○議長（野田省一君） 中島議員。

○7番（中島 勲君） 今の未加入ということで、なかなか大変だという話ですけども、そ

ういう未加入団体に町のほうから面目で助成というんですか、補助というのですか、出しているわけですよね。ですから、ある程度、強い言い方でもいいんですけども、何とか加入させてくださいと言うことが、一番手っ取り早いかなと思います。町内会にお願いをすることです。あと、ダブりますけれども、オーナーに入居条件としてそれを挙げていただく、これをオーナーの理解をいただくということのほうが、両面で進めることがベターでないかなと。

私が、なぜこういうことを申し上げるかというと、最近、想像できないこの災害、先日もどこか輪島のほうで震度3ですか、の地震が起きておると。あちこち九州から北海道まで地震だらけなんです。いつここだって4、5クラスの地震が来るかも分からない。そのときの対応として、のんびりしてられないのです。ですから、最初に具体的に直面している問題点を言ったのはそこなんです。

そういう面を含めて、私の提案も少しは考えていただけたら、加入に促進し、最終的には連絡網が確立するというふうには考えております。何かありましたら、なければ次に入ります。

○議長（野田省一君） 江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君） 質問の中で、アパート建設の件でちょっと出てきましたので。

うちのほうでやっています民間のアパート建設の条件というところでは、自治会加入というところまでの条件は付していない形なんです、町から補助を出すという形でございますので、自治会に協力、入会のほうも勧めてくださいということは、アパートのオーナーさんというところには話しておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） 中島議員。

○7番（中島 勲君） 分かりました。なるべく完璧に近い形で連絡網がスムーズにいくように、よろしく願いでないですね、やってください。

それから、次、関連して、この海外の方の対策というか対応なんですけれども、これは先ほど言いましたように、2か月で、ここ2か月で、約60名近い58名の方が増加といいますか増員になっているわけです。恐らく今のような状況からいきますと、まだ増えると思っています。

それは、なぜかということ、現在、調べてみますと、農業に係の実習、技能実習というんですか、この方も増えていますし、一般の企業の工場ですよ、工場の企業の従業員、それから牧場の従業員、これらの場所によって、非常に海外の方が活躍しているんです。二、三日

前も生協行きましたら、四、五人のちょっと日本人とは違う顔をした方が、向こうの言葉でぺらぺらとしゃべっておると、ああ、これは時代も変わったんだなという反面、何か事故があったときには、これどういうふうな連絡を取るんだろうというふうにちょっと感じました。

それで、この今、農業だとか、あるいは牧場だとか工場のほかに、今、問題になっているラピダスの関係、千歳から、千歳に勤務する方々の住宅確保、これもむかわのほうにも少しづつは影響あると見ています。ですから、こういう方々を考えると、これから微増ではあるけれども、町の人口は増えていくと思います。これは合併前の人口から比べたら問題になりませんけれども、しかし、現実には増えていくということになります。

それで、このラピダス、それから農業、工業、それから牧場、これらのこの部門といいますか、この職業別といいますか、そういうところにきめ細かく、この非常事態の情報を伝えるすべを、全員が別世帯でなくて、農家なら農家のところに泊まっている方もいると思います。そういう方はいいんですけれども、どこかの借家にいる方、これらについて、その雇用主、これは牧場、工場も農業も同じですけれども、雇用主とこの外国人の方に対する非常事態の連絡、これを再確認して、こちらからアプローチをするということが必要かと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（野田省一君） 梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津 晶君） ただいま御質問ありました件については、基本的に、そういう形で進めてまいりたいと考えてございます。

一例ではございますが、會澤高圧コンクリートさんという会社が晴海地区にございまして、外国人の方も就業されているというふうにお聞きをしております。去年から、町と會澤高圧コンクリート社のほうで協議を進めておりまして、本年、ちょっとまだ日時までは決まっておりませんけれども、晴海地区、海岸に近いということもございまして、我々が想定している海溝型地震等に伴う津波警報が発令をされた場合の避難方法について、町と會澤高圧コンクリート社のほうで避難訓練を個別に行う計画が今、進んでおります。

当然、働いていらっしゃる従業員の方、外国人の方の避難も行う予定でございまして、そういうところからも課題を整理しながら、むかわ町の特性としては、議員御指摘のとおり、農業実習生中心に、個人個人が任意でむかわに住んでいるというわけではなくて、そういう農業実習とかつながりの中で、特定の団体等を経由して連絡が取りやすい方が大半と認識しておりますので、今後、會澤さんとの取組を基に、ほかの事業主さんに対しても、そういったアプローチをしてまいりたいと考えていますので、御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 中島議員。

○7番（中島 勲君） 事が起こっては間に合いませんので、事前にひとつ留意して進めていただきたいと思います。

次に進みます。

第2点ですけれども、ヒグマ対策について。

今年に入り、人里周辺に出没するヒグマの件数が急増し、北海道はもちろん、本州でも人身被害が発生しており、ヒグマ関連事故が頻繁に報道されています。幸いにも、本町にあっては、人身被害は今のところないようです。しかし、毎年この時期になると目撃情報が報道されておって、いつ人身被害が発生するとも分かりません。また、発生してもおかしくない状況なんです。

こういうことに鑑みて、全国的に今やヒグマ駆除の問題は大きな社会問題になっています。このような実態を踏まえて、本町でのヒグマ駆除に関して伺います。

まず、1つ、本町での狩猟免許者は何名おりますでしょうか。そのうち、町の助成を受けて新たに免許取得した方がおりましたら何名になるのでしょうか。これは後継者の問題にも関連しますので質問いたします。

2つ目、国は、熊を指定管理鳥獣に指定し、1頭捕獲につき上限8,000円を交付することになっていますが、本町での鹿捕獲を含めた交付実態はどのようになっていますでしょうか。

それから、3番目、ヒグマ出没時を想定した猟友会と行政との連携はどのようになっているのか、まず伺います。

○議長（野田省一君） 東農林水産課長。

○農林水産課長（東 和博君） それでは、ヒグマ対策についてお答えいたします。

1つ目の、本町での猟銃を所持し、かつ有害鳥獣駆除に対して猟友会により推薦をいただいている方の人数は31名で、町の助成を受け、猟銃による狩猟免許を取得された方は9名となっております。

2つ目の、本町においての交付実態ですが、ヒグマを捕獲した場合は、町としては、猟友会に対し1頭3万円を交付しております。

また、熊が出没した際における確認やパトロール等に従事していただいた場合は、令和6年度につきましては、1時間当たり2,850円となっております。参考までに、令和5年度は2,800円となっております。従事していただいております。従事者、その方々に対しましては、

従事者個人へ交付しているところであります。単価につきましては、毎年見直しを行っており、昨年度の従事実績といたしましては、延べ1,204時間でありました。

エゾシカ捕獲に伴う報酬について、町としては、登録された加工施設に搬入した場合は1頭9,000円、それ以外の場合は1頭7,000円を捕獲者個人へ補助し、そのほかに猟友会に対し、駆除報酬として1頭3,000円の上限900頭分をお支払いしております。

さらには、有害鳥獣パトロール交付金として、猟友会2つの部会に対し、それぞれ年15万円ずつ交付をしております。

続いて、3点目の連携についてであります。ヒグマ出没時において、猟友会へ出動依頼する場合について、各猟友会のヒグマ担当窓口へ連絡し、会から派遣をしていただいております。また、数日に渡るパトロールや捕獲巡回が必要な場合も、会へ相談し、従事していただける方を決めていただき、従事者一人一人に対し、捕獲指示書を発行しております。指示書に基づき出勤報告をいただき、従事実績で精算する流れとなっております。

以上です。

○議長（野田省一君） 中島議員、もう一度、マイク入れて。

○7番（中島 勲君） 毎年見直しをかけると、かけているということで安心しました。

数字で申し訳ないんですけども、熊3万円、熊はむかわにはないかと思うんですけども、鹿9,000円と。これは、国からの補助を含めてですね。例えば、この3万円の内訳は、国からあるいは道から幾らで、本町の財源から幾らというふうに見た場合は、どういうふうになるのでしょうか。

○議長（野田省一君） 藤野農林水産課参事。

○農林水産課参事（藤野真稔君） ヒグマ1頭を捕獲した場合の3万円の内訳ですが、全て町単費となっております。

○議長（野田省一君） 中島議員。

○7番（中島 勲君） 私が調べた範囲では、国からですか、8,000円を支給するというふうには理解していたんですけども、そうではないんですね。全然、道、国からは助成なしで、町独自でやっていると、こういうふうに解釈せざるを得ないんですけども、本当にそうですか。

○議長（野田省一君） 藤野農林水産課参事。

○農林水産課参事（藤野真稔君） ヒグマの捕獲に関しまして、議員の質問のほうにもありました、国で今、熊を指定管理鳥獣に指定して、1頭捕獲につき8,000円を交付するというよ

うなお話は出ておりますが、まだ、むかわ町としましては、それ以前から町単費で1頭3万円の捕獲を支払いをしてきたところです。

今後、エゾシカの先ほどの9,000円、7,000円でありますけれども、それと同様に、国のほうに申請を上げて、受理していただけたら、プラス8,000円の捕獲の交付は可能かとは思われますが、今のところにつきましては町単費のほうで対応しております。

○議長（野田省一君） 中島議員。

○7番（中島 勲君） 申請したら可能かと思うということで、それは現実に行っているところはあわけですから、これ以上言いませんけれども、検討して、できるだけ町の負担を、財源を少なくするように努力をしてください。

それから、最後に、このヒグマ対策に関連して、新聞紙上で北海道のどこだかの市ですけども、猟友会と行政が対立して意見が合わなくて、熊が出ても出動しないと。これは猟友会の免許保持者だよね、出る必要はないわけですよ、義務はないんです。趣味の延長といったら、ちょっと語弊ありますけれども、その範囲なんですね。ただ、全員寄って行政に協力し、鹿、熊が出たら出動するということになっています。

こういう行政との猟友会との関係を見ると、あるいは本町においても、先ほど毎年見直しをかけているということだから安心しましたけれども、やはりここは、向こうは命かかっているわけですね、熊を捕るということは、捕獲は。ですから、そこはやっぱり行政として、猟友会あるいは猟師たちに対して、いわゆる付度をして、付度は悪い意味でないですよ。立場、相手の立場を理解して、考えを組み込んで、そして対応する、してほしい、ということは、今までの対応よりもいい条件で対応すべきだと、これはお金の問題じゃないんです。確かにお金は多いほどいいんですけれども、そうでなくて、ふだんの会話とか情報提供とか相互の連絡、これを密にしていきたい。そうすると、どこかの市のように拒絶反応は出ないと思います。むかわの方は、そういう方はいないと思っておりますけれども、そういうふうにしていきたい。

なお、参考を申し上げますけれども、これは猟友会からの意見も何もございません。私の新聞等々、テレビ見た等々を考えたことで発言をしておりますので、そこは間違えないように理解をしてください。

それから、次に……

○議長（野田省一君） 中島議員、少しお待ちください。

本日の会議は、審議の都合によって、あらかじめ延長いたします。

中島議員、答弁よろしいですか。

東農林水産課長。

○農林水産課長（東 和博君） 議員御指摘のところにつきましては、十分私どもも理解しております。引き続き、しっかりと猟友会と向き合って、今後の対策、パトロール等々も強化しながら進めてまいりたいと思います。お願いいたします。

○議長（野田省一君） 中島議員。

○7番（中島 勲君） お互いに意思疎通しまして、そごのないように進めていただきたいと思います。

次に、第3点でございますけれども、高潮、津波対策についてですけれども、まず、1つ目は、台風シーズンを迎え、晴海工業団地の数社の工場が、毎年、海水の浸水による、いわゆる高潮被害を受けております。むかわ町下水処理場及びアイザワ生コン工場周辺の太平洋沿岸の高潮対策はどのようになっておるのでしょうか。

2つ目、津波避難対策緊急事業計画の進捗状況はどのようになっておるのでしょうか、この2つについてお尋ねします。

○議長（野田省一君） 梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津 晶君） 1点目の高潮対策につきましては、私のほうからお答え申し上げます。

晴海地区では、低気圧による暴風などにより、高潮被害が発生することがあり、緊急対応として、大型土のうを設置するなどの対策を講じてきているところでございます。高潮の浸入経路を確認しながら、事前の緊急対応措置も含め対策を講じてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 日本海溝、それと千島海溝周辺海溝型地震に伴います地震防災対策の推進に関する特別措置法、これが令和4年に改正されております。

本町は、こうなるとき海溝型地震が発生した場合に、著しい地震災害が生じる地震防災対策推進地域に指定がされております。あわせて、特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため、津波避難対策特別強化地域、これにも指定がされているところでもございます。

また、津波避難対策特別強化地域の指定を受けた市町村については、津波から避難するための必要な緊急に実施すべき事業に関する計画、そして津波避難対策緊急事業計画を作成することができるとなっております。

本町の津波避難対策については、現在策定中の事前復興計画、これにおける想定被害というのを海溝型地震に伴う津波被害と位置づけているところから、この計画策定の中で、現在検討をしているところでございます。事前復興計画の策定に伴い、計画も検討していますよというところですよ。

それと、津波避難対策緊急事業計画の作成におきましては、とりわけ積雪寒冷に配慮した計画の作成というのが求められるほか、むかわ町の浸水区域というのは、市街地全域というか相当広範囲に及ぶこと、こういったところから、地形だとか居住地域から浸水区域外までの距離、こういったところも踏まえ津波避難対策を整理をしていきたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 中島議員。

○7番（中島 勲君） 分かりました。

ただ、今、町長おっしゃいました復興拠点施設設備等の計画、事業Ⅱ、今これから始めようとしている。これと、先ほどの津波緊急事業計画、これは、今、町長がおっしゃられていたとおりでと思うんですけども、ただ、この計画については、国のほうから地域指定がありまして、国の補助が3分の1、その残の2分の1は道、あと残りは本町の財源というふうには私は記憶しているんですけども、こういう条件つくると、その策定する期限というのはないんでしょうか。

この先ほどの拠点整備事業Ⅱは、今年中か来年になるんですか、そうすると、かなり期間があるわけです。先ほど言いましたように、いつ地震が起きるかも分からないという状況の中で、あまりこうゆっくり、慎重には慎重でよろしいんですけども、あまり時間かけないで、この緊急事業計画を策定して、これを町民の皆さんに普及進行させるということが、まずもって当面の具体的にできる行動でないかと思うんですけども、大変忙しいと思うんですけども、この辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 緊急避難の在り方を含めた事前復興計画でございます。

それと、復興拠点、まちなか再生についても、にぎわい、なりわい、そして生きがいといったところと、震災からの復興の再生とともに、災害により強い、要するに避難の在り方、こういったところも並行した事前復興計画と絡めた中での一定程度の整合性を取った中で、まもりとつくるといったところも併せた中での事前復興拠点整備、これらを一定程度のスピード感、これまでも申し上げます。それと、住民の皆さんへの合意形成、これらも含め

た住民説明会、こういった中で、皆さんに途上途上でアナウンスをしていきたいなと思っております。

○議長（野田省一君） 中島議員。

○7番（中島 勲君） 分かりました。町長、少なくとも遅れないように、可及的速やかにと
いうんですか、進めていただきたいと思います。

それから、ちょっと視点変えますけれども、このし尿処理、下水処理場のところの太平洋沿岸、ここにはアイザワ生コンさん、ほか二、三の業者がおりまして、毎年この台風シーズンの高潮に悩まされております。前年でしたか、町長も行って見ておられたんですけれども、例えばアイザワ生コンさんの真ん中にメイン通りというんですか、大きな通りがあって、そこには水が高潮が入って、海水がずーっと100メートルぐらい続いていると。車で行っても、車が全部埋まるぐらいの高さまで海水が入っていると。これは地理的にしょうがないんでしょうけれども、たまたまその海水が浸入してくる、入ってくる両方、五、六百メートルあるんですか、両方は国の土地ですから、いろんな施策を講じて、障害物も築いている。ただ、その私有地だけは、ぽっこんと空いていると、そこから入ってくるわけなんです。これが毎年入ってきて、アイザワさんのところに入って、それがまた隣の工場に、それがまた隣の工場というふうになってきます。

そこで、私、申し上げたいのは、このアイザワ生コンさんに土地を買っていただいて、自分で何とかせいというのも一つでしょうけれども、なかなかそこまではいかないと思います。町についても、そんな財源あるはずないんです。少しの面積ですよ、五、六百メートルぐらいあるのかな、図面もありますけれども。これはもう譲ってもいいという話も、私のところに届いています。値段は分かりませんよ。そういう状況になっていますから、これはやっぱりアイザワさんと相談してもよろしいんでしょうけれども、道、国と、町長の政治力で何とか買い上げてもらって、国の防波堤というのですか、防波堤、これ造ってあげることがいいんじゃないかと。

何で私、こういうことを二回も続けて言いますかという、先月も見たんなんですけれども、このアイザワ生コンさんというのは、たまたまお父さんが静内で、今の社長は2代目なんです。むかわにあれだけのことをやっているんですけれども、つくばのほうで、国のほうから何億の助成を得て研究をして、その結果を、私は一応分かりませんが、何かコンクリートの中に電気をためる、何かそういうコンクリートを造れたと。それが東南アジアなり、あるいはヨーロッパのほうに行って、プランテーション、工場を建てて頑張っていると、も

う国際的な企業なんです。単なるむかわの企業ではないわけなんです。

そういう企業に対して、地元の自治会としては、さっき言った何メートルぐらいの私有地のために高潮が入ってくるということは、何とか防いであげたい、防ぐべきだと、こういうふうに思っております。これはやはり町長の国に対する働きかけしかないんじゃないかなと、私は考えています。申し上げますけれども、これはアイザワ生コンさんからのアプローチは一切ございません。私の今までの考えを申し上げました。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 昨年ですか、高潮の浸入を受けて、中島議員のほうからも、連絡連携というのでしょうか、現在、大型土のうというのですか、こういった緊急対策は実施しているところでございますが、今後に向けての恒常的というんでしょうか、こういった対策、例えばですけれども、一例として、西側の今おっしゃられた防潮堤の延伸、こういったところも考えられます。

それと、延伸箇所に対しての民地の保安林指定外区域というものも存在している。これらも併せながら、保安林の承諾または用地取得による保安林化が今現在、必要とされているところもございます。

なお、御存じのとおり、地権者の方が、そこの地権者の方が町外者の方であるといったところもあり、具体的に町として、あるいは北海道もそうですけれども、折衝協議というのは、今の段階行っておりませんが、なお、この関係については、関係先の実務者レベル、こういった段階にとどめることなく、先ほど議員も触れましたけれども、本件も併せて、苫小牧の総合開発期成会、こういったところも通しながら、令和7年度の重点事業の一つとして、晴海地区の海岸保全事業及び治山事業、こういった頭出しも図りながら、具体的に項目、そして今の現状というのも、関係先には整理しながら要請に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（野田省一君） 中島議員。

○7番（中島 勲君） ぜひ、そのように進めてください。

これは再度申し上げますけれども、アイザワ生コンさんのほうからアプローチがあつてしゃべっているわけではございませんので、あくまでも地元のやっぱり行政として、うちらは一議員ですけれども、たまたまあそこに住居あつて、同じ町内会なものですから、身に感じて発言していますので、この辺、再三申し上げます。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） これも御案内かと思いますが、アイザワさんとむかわ町におきましては、先般、再生エネルギー等々の包括連携協定的なものを結んでいるところでもあります。こういったところで、国内においての工場敷地がナンバー１のアイザワコンクリート鶴川工場、こういったところも含めながら、保全、充実に向けては、せいっぱい取組を進めていければなと思っているところです。

○議長（野田省一君） 中島議員。

○７番（中島 勲君） ぜひ、ひとつよろしくお願いします。

それと、最後ですけれども、この下水処理場があそこにあるわけですね。そして、先ほど答弁にありましたけれども、シーズンになると土のうを積んでしのいでいるということで、永遠とこれが過去続いているわけですが、それはそれでよろしいかと思うんです。

ただ、あそこに未来永劫、あの工場をあそこに置くのか、置くとすれば、抜本的な高潮対策が必要であるし、あるいは、いや、ほかに移転といいますか、合併をして広域でやるとか、その辺の取組は、支障のない範囲であればお願いします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 支障のない範囲で、こちらとしても掌握はしておりません。

○議長（野田省一君） 中島議員。

○７番（中島 勲君） そうしたら、まず、例年どおり土のう、シーズンが来たら土のうを積んで事故を避けると、被害を避けるということでいいんですね。はい、分かりました。

以上で質問を終わります。

○議長（野田省一君） 換気のため暫時休憩といたします。

再開は17時30分とします。

休憩 午後 ５時１４分

再開 午後 ５時３０分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

◇ 北 村 修 議員

○議長（野田省一君） 次に、11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） マスクを外させていただきます。

○議長（野田省一君） マイク押してください。

○11番（北村 修君） 質問に入ります。

最初に、ふるさと会についてであります。

ふるさと会の役割について、また、その基本姿勢について、町の考え方を伺います。

2つ目に、むかわ東京会がなくなったと聞きますが、これらについて、町としてどのように考え、対応されたのか伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） ふるさと会についての御質問でございます。

1点目の基本姿勢、これは、それぞれのステージで活躍するために町を離れて暮らす方々とが、ふるさとをキーワード、これに職業、さらには世代を超えての交流を行う場がふるさと会とされ、それぞれ設置がされているところでもございます。まちづくりや活性化などに対する意見交換、さらには提言、会員同士の親睦、こういったところも深めながら、ふるさとむかわ町、この発展に寄与していただいているところでもございます。

現在、札幌、苫小牧に両地区のふるさと会がありまして、4つの組織で会員数は約270名となっております。毎年開催される総会、さらには懇親会、むかわ町関係者も出席しながら交流を深める中、交流事業の開催だとか町内イベントにも御来町をいただいているところでもございます。

2点目の平成2年3月に発足している、むかわ東京会、この関係については、会員の高齢化、さらには会員の減少、輪をかけてコロナ禍といったような中での制約、令和3年、解散する旨のお知らせというのが届いたところでもございます、正式に。

なお、本町出身者とのつながりは大変貴重な財産でありまして、むかわ東京会の解散は大変残念でございますが、今後は新たな角度、新たな視点、こういったところも含めて、これまでの会員の皆さんも含めた中で、体制の構築、今後努めていければと考えているところでもございます。

執行方針で示させていただきました新たな組織についてでございますが、人口の減少、そして高齢化が進む中において、むかわ町においての出身者のみではなくて、ゆかりというんでしょうか、行ったり来たりする関係のある方もいらっしゃいます。関係人口、関心人口の創

出、拡大に向けても、速やかに調査研究を向け、そして立ち上げていければなと思っております。

その方々との交流で、新しい仕組みだとか、そして習慣、こういったところを取り入れることによって、新しいむかわ町に対しての価値というんでしょうか、これらも内発的发展、さらには将来的な移住者の増加にもつなげていくことを期待しながら取り組んでいければなと思っております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ぜひ、そういう方向でお願いしたいと思います。

私も、知り合い等々が「なくなって残念です」というのは、現地から言われているところでもございます。むかわ竜が新しい展示をもって始まるというときに大いに役立つものに、東京会などはなるというふうに私は思います。ぜひ、そういう方向で努力をお願いしたいということを述べて、2つ目の子育て問題、ファミリーサポート事業についてお伺いをいたします。

1つ目は、準備段階での推進状況についてであります。

2つ目は、利用料の考え方について伺うものであります。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私から、ファミリーサポートセンターの関係についてお答えをします。

まず、1点目のファミリー・サポート・センター事業の進捗状況につきましては、今月から合計4回の予定で、子どもを預かる側の講習会を実施しております。今後につきましては、7月から、子どもを預ける側の会員の募集を行い、10月の事業開始に向けて準備を進めてまいります。

2点目の利用料の考え方につきましては、近隣市町の料金を参考とし、30分で400円と設定しております。なお、事業を円滑に進めるため、子どもを預かる側の確保を考慮し、近隣より若干高めの料金設定としておりますので、御理解を願います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 幾つか再質問させていただきますが、1つは、この今、言われた預かる側、預ける側、いろいろあると思いますけれども、その参加状況、当初見込んでいた状況とどうなのかという点をお知らせいただきたいというのが1つ。

それから、そうした方々の内容、特にこれを利用したいという子どもを持つ親御さんたち

は、どんな方たちが今、希望されておるか伺っておきたい。そういうファミサポのいろんな中には、新規就農などの農業者の世帯のというふうなこともあります。そうしたことなんかが反映されているのかどうか伺っておきたい、まず最初に伺います。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） ただいまのファミリー・サポート・センター事業、預かる側の講習会の実施状況について御説明いたします。

おととい、6月22日、合計4回の研修会のうちの2回目を終了したところです。受講者は26人でございまして、そのうち鶴川地区が17名、穂別地区につきましては9名、合わせて26名の参加となっております。参加者の中には、保育士が4名含まれております。

あと、参加者の年齢別の構成といたしましては、10代が1名、20代が3名、30代が3名、40代が4名、50代が5名で、60代が6名、70代が4名で、合計26人の受講状況となっております。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） この事業を多機能施設という形の中での事業全体を通して、預かる側の皆さんの状況というのはどうでしょうか。ファミサポについては、まだ10月ですからないと思いますけれども、いろいろ募集の段階であるんじゃないかと思うんですが、その傾向について伺います。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） ただいまの質問にお答えします。

今、御説明いたしました26名が預かる側の人数でございます。

預ける側の募集につきましては、7月から、これから募集する状況でございますので、そこが何人かというのは、まだ読めない状況です。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） その点で、若干お尋ねしておきたいと思います。

この状況を見ますと、ファミサポに預けるには、保育施設の利用があつて、そして、やっていない土日等々、それから始業、園が始まる前後とかありますけれども、そういうふうなことで、どういう狙いなのかというのを伺いながら、そうだとすると、ここに参加できるのは、保育園に参加していなきや駄目だということになるんでしょうか、伺います。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） ただいまの質問にお答えします。

預かる場所の質問だと、最初の質問は思っております。多機能、今年の4月からオープンしました多機能型子育て支援施設、田浦にございますが、そこで預かることもできるというところがございます。

これから、今、御説明いたしました預かる側の26人、これから募集します、7月から募集します預ける側の募集につきましては、その方々で組織をつくりまして、預かる場所は、その預ける場所の、子育てをしている方の家とかでも可能だという内容となっております。マッチングといいまして、どこで預かるかは、その双方、預ける側、預かる側、双方の合意の上であれば、早朝でも夜間でも預けることが、実施することが可能な制度となっております。以上です。

〔「いやいや、俺が聞いたのは、違うよ。保育園に入っていないと駄目なのかって話です。この説明書によれば、そうなることになる、そのことについて」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 失礼しました。こども園に入っていないなくても利用することが可能ですし、入っていても利用することは可能です。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） だとしたらね、だとしたら、このカラー刷りのこの説明書は、これを読むと、保育所、こども園に、保育施設の休業日、それから開始前、こんなふうになっているんだよ。だとしたら、これだけ読むと、ここに保育所に通っていないと利用できないという形になるんです。

そうではなくて、ちゃんと誰でもが利用できるということでもいいんですね、もう一回お願いします。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 議員おっしゃるとおり、誰でもが利用できる制度となっております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 具体的にちょっとお聞きしますけれども、この間、ある新規就農を

やられていて、小さなお子様を持っている親御さんの中で、子どもが保育事業にかかれなくて、小さな子どもを他町の同様の施設に預けているという方がいらっしゃると思いますが、そういう方は、ちゃんとこれができた場合には、そこに利用できるというふうに捉えていいのでしょうか、そこら辺を含めて伺いたいと思います。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） すみません、預かれる側の、預かる側の先ほどの答弁に、ちょっと誤りがありました。訂正いたします。預かりが可能なのは、生後6か月から小学6年生まででございます。

ただいまの質問でございますが、今、他町で、認定こども園に入ることができなくて、他町で保育を求めている利用者の方が、こちらの制度を10月から利用することは可能です。マッチングさえできれば、利用することは可能です。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） この何丸というこのチラシ、チラシじゃないや、説明書、それから議員協議会にかけられ、全員協議にかけられた、この施設の内容等々に、どこにも6か月以上ってことは書いていない。ファミサポとえば、小学校6年生までの子どもを持つ世帯としか書いていないんだけど、なぜそういうふうになったんですか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 全員協議会のときから、開設するに当たって協議を進めている中で、このような年齢構成となりました。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 関わってお聞きますが、今そういう、今、他町に通っている、そういう方も利用できるというふうにおっしゃられました。この間、我が町として、待機児童はいないという説明であったというふうに思います。これであれば、この方は待機児童になるんじゃないですか、その辺どうでしょうか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 待機児童の定義について、まず御説明いたします。

厚生労働省で言っている待機児童の定義につきましては、保育園の申込申請をした方が、保育の必要性が認められているにもかかわらず、保育所を利用できない子どもを待機児童と

しております。

今お話のあった、他町を利用しているお客様については、申請書がなかったということで、申請があつて、町のほうで不承諾を通知しましたら待機児童になると思っています。ですので、現時点では、むかわ町は待機児童はいないという判断となります。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 待機児童がなかったというふうに、今、改めておっしゃいました。

それは申請がなかったからということなんですが、その関連の方たち、その兄弟たちは申請されているでしょう。そういうふうな状況があつて、そういう中であつて、申請がないから待機児童がないというのは、これはちょっと誤解を招くんじゃないかというふうに思うんです。

このサポート事業に書いている内容は、切れ目のない子育て支援を実現させ、子育て世代に選ばれる町を目指します、これは町長の一丁目一番地でもあると思っているんですが、そういうふうな中であつて、たまたま申請が、どういう経過であつたかということもあると思いますけれども、それがなかったから待機児童がなかったというふうに、私は判断をしているのはおかしいんじゃないかというふうに思うんです。

この方、大変な思いして他町へ行つて、高いお金を払っていらっしゃるそうです。やっぱりこれらについて、町として独自の支援策を取るぐらいのつもりが、取ってもいいんじゃないですか、その辺は伺っておきたいです。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） ただいまの質問にお答えいたします。

待機児童というのは、先ほど申し上げました厚生労働省の定義ではというところでございまして、本町出身の町民が、本町の認定こども園に入れないという状況というのは、私どもは押さえているところでございます。その方とは、お電話いたしまして、先週お電話いたしまして、申請書を出してもらうようにお話ししたところでございます。

また、町の今、進めておりますファミリー・サポート・センター事業も、こちらのこういう町内の認定こども園に入れない方、お客様も利用できるものと考えておりまして、今、10月のオープンに向けて進めているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） それは厚生労働省のあれで、町としてはちゃんと、それは待機児童

になるというふうに、今おっしゃいました。ありがとうございます。

そこで、我が町で、保育園も無料化に向かって支援をしている。それから、子育て支援で放課後子ども対策などという形での大きな支援もある。こういうような状況で、子どもたちに対して手厚い形をしている。

しかし、一方で、保育園に入れなかった子どもが、たまたまの事情で入れなかった子が、他町へまで預けられて、多額の支払いをしながらやられている。こういうことに対して、これまでの町の政策から言えば、当然何らかの支援があつていいというふうに、私はこのケースに支援があつていいというふうに思うんですが、いかがですか、町長。

○議長（野田省一君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後 5時51分

再開 午後 5時54分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 先ほどの待機児童の関係でございますけれども、私ども状況を押さえたのが先週ということで、ちょっと相談の内容をしっかりと聞き取った上で、無料化ということも当然していますので、今後その対象者の方について調査をさせていただいて、しっかりと対応していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ありがとうございます。ぜひ、お願いをしますということで、次に行きますけれども、次に利用料金の問題についてなんですが、この間、出された新聞報道で私、知ったんですが、30分で400円ということなんですね。そして、このそれのお金は全部その預かる側の報酬に充てるということなんだけれども、そこで、その400円の算定根拠についてをまず伺っておきたい。これは、近隣町と比べると、私は非常に高いというふうに思っているんです。例えば平取なんかよりも、その辺のところも含めてお尋ねをいたします。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） ファミリー・サポート・センターの利用料金について御説明いたします。

他町の利用料金、利用設定を参考に30分400円と設定させていただいております。管内の状況ですが、ファミリー・サポート・センター事業をやっている市町村、あまり多くはないんですが、苫小牧市で30分で350円、登別市で30分250円、白老町が300円です。管内ではないんですが、千歳市が300円の設定となっております。

400円とした状況なんですけど、若干、苫小牧市より50円高いというところなんですけど、このファミリー・サポート・センター事業の事業としては、ボランティアという要素が強いところでもあるんですが、担い手の確保のためにも、預かりたいというふうに思ってくれる人が多くなってほしいというところもございますし、昨今の物価高の影響もございまして、このような報酬体系とさせていただきました。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 近隣町を参考にとという状況じゃないです。これが、このサポート・センターの、ここであっている、子育て世帯に選ばれる町というぐらいに言っているんですよ。この料金だったら選ばれるわけじゃないじゃんとは私は思っちゃいます。やはりこの辺のところ、せっかくこの事業に対して、いろいろな費用計算はあるんだろうけれども、今年の年度予算でも1,400万円以上つけているわけですよね。そういうふうな状況から考えたときに、こういうのは、何も近隣町より高くする必要はないだろうというふうに私は思うんです。

まして、それをそのまま報酬として払うということになれば、この預かる人はどのぐらいの形になるということなんですか、その辺のところはどう考えている。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 預かる方にそのまま報酬が入るものと設定してございますので、1時間で800円という金額が預かる側に入る計算となります。そういう……

〔「ちょっと、ちょっと休憩して」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後 5時58分

再開 午後 6時00分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を願います。

熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君）　むかわ町が10月から開催するために進めておりますファミリー・サポート・センター事業の料金設定と事業の内容につきましては、今、10月まで時間がございますので、今、保育料につきましては、令和元年度から3歳児以上が無償化となつてございます。それに合わせる形で、3歳以上の利用者につきましては、支払った料金の償還払いをするような制度の検討を進めていきたいと考えております。利用料を、利用料の償還払いをしていきたいなと思っています。

預ける理由が、保育、就労とか病気の場合に預ける場合には、保育認定ができますので、保育認定をされたお客様が、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合には、3歳以上のお子さんに対しましては、利用料を一旦預かる側にお支払いいただき、その分につきましては償還払いをするような制度を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○11番（北村　修君）　とすると、今、10月からスタートするというこれについては、まだこれがコンクルードされていませんよと、まだ検討をしていきますということですね。

私は、それあると思っています。例えば、この事業の中に、任用職員だけれども、職員の手当を含めて報酬と手当で800万円以上持っています。じゃ、これ週2日しか預からないとしたら、この、この職員の人たちは何するのというふうなことになります。そういうふうなことも含めて、私は、もっともっとこれは中身をつくる必要があるだろうというふうに思います。ぜひ、そういうほう、今の方向でお願いしたいということで、次の質問に移りたいというふうに思います。よろしいですね。

それじゃ、次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、認定こども園での安全・安心対策についてであります。

冒頭、町長のほうから、行政報告として話もありました。それは追って触れたいというふうに思います。

私は、1つは、公私連携こども園での園児の病気等が発生し、保護者に正確な連絡がないなど、保護者や園児の不安が広がっている。直ちに安全・安心な保育改善が願われている。そのために、私は急ぐ必要があるというふうに思っています。

2つ目には、町の指導勧告へのその後の対応について、まず伺います。

○議長（野田省一君） 吉田支所長。

○支所長（吉田直司君） 私のほうから、まず、1点目の御質問のほうを答弁させていただきます。

町といたしましては、今、質問の中にもありました内容以外にも、けがの対応や不適切と疑われる保育の状況など、保護者から報告は受けている状況になっております。

5月24日、保護者代表と運営管理者、保育士、それから町とでの三者協議会において、事実を確認をした次第でございます。6月19日、保護者、それから運営管理者、保育士、それから町での三者会議でも、保護者の不安の声に対し、園の考えを聞く場を設けております。

今後、不適切な保育が認められれば、指導監督機関であります北海道と連携をし、改善を求めるように考えております。主任保育士の配置をはじめとする、保育士の目が行き届く、安心・安全な保育を努めるよう指導してまいります。

2つ目になります。

令和5年12月6日付で通知いたしました2回目の改善勧告について、一部の未回答項目があります。早急に回答を求め、回答内容を確認の上、改善が図られているか、図られていないか、総合的な判断をして、今後さらなる対応を協議したいと考えております。

改善勧告を出した関係にありますが、昨年、保育士から相談を受け、そして立入調査を行いました。職場環境の改善、保育士の適正配置などを目的に行っている経過があります。子どもの安全、それから保護者の安心を考え、引き続き改善を求めてまいります。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

私は、このさくらこども園をめぐって、当初から本議会でも、本当に大丈夫なのかというような声があったというふうに思っています。しかし、いろんな制度の変更の中から、こういう措置が取られていくという状況にあって、民間の方向ということになったわけでありまして、私も、この点では、地域で子どもを育てていくという、そういう立場に立てば、地元の方で本当に信頼できて、そういう事業をやっていただけるということであれば、ああ、これもよしかなというふうに思いましたし、また、公私連携型の保育園、こども園ということで、行政もちゃんと加わって、当面は保育士さんの派遣というようなこともあってやっていくということで、まあ、それなら何とか行けるんじゃないかという思いでありました。だから、期待もあったのも事実であります。

しかし、この間、行われてきた内容、今、説明もありましたけれども、この立入調査をはじめ、そして改善を求めるという状況がなされてきた。そういう経過にあります。

私も、この三者協議といいますか、保護者との町との説明会等々に何回か参加をさせていただきました。そして、この間、初めて運営者が出た中での話も聞きました。率直に言って、私は残念な思いをしました。本当にこういう中で、子ども第一の保育という、子育て、子どもを育てることが本当に行われているのだろうか、心配になりました。これが、ああ、親御さんがあんなにお怒りになって思うのは当然だと思いました。

私は、今一番大事なのは、この親御さんの不信、不安、そして子どもたちの安心・安全、ここを一刻も早くやることだと思っています。だから請願も出されました。しかし、我が議会は、それを委員会付託です。そうすると、この結論は、ずっと先になります。私は待てられない。7月からでも、何らかの手を打たないと、本当にこの子どもたちが安心・安全がつけられるのかという問題だというふうに思っています。

そこで、先ほど冒頭、町長はおっしゃいました。保育士にあっては、この春に7名が退職してしまったということで、基準より足りないとありました。協定書の中には、それらを含めて行政とちゃんと話し合うというふうに、また行政もそこに何らかの支援もするというふうな話もあります。その、まず、その辺はどうだったのでしょうか、お伺いします。

○議長（野田省一君） 吉田穂別総合支所長。

○支所長（吉田直司君） 今の御質問に答弁させていただきます。

保育士の支援につきまして、町といたしましては、両地区の保育園、認定こども園があります。そちらのほうで保育士の募集をかける際、学校等を訪問するという際には、こちらからも一緒にいかがですかという情報の周知や、それから鷺川地区ですが、保育士の方で高齢の方ですが、さくら認定こども園で働いていただけるという情報をいただきましたので、すぐ御紹介をいたしました。ですが、その本人の、働きたいという本人の方が、直接面談をした際に、こちらまで通って働くのは難しいということで断られたということは、園のほうからも話を聞いております。

その保育士の確保に向けて、何らか町としても、今後は協議を進めていく上で、支援が何ができるかということは、検討していかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 私は、この問題は常任委員会でもやられておりますので、細かい点

はそちらに回します。

私は、今、この安心・安全な状況をどうつくるか、今、急いでやるべき、この点に絞って質問をさせていただいておりますが、そこで今回、三者が初めて全体として集まってやった中に、第三者委員会の回答がありました。先ほど町長のほうからも紹介をされたように、認定とは、パワハラ認定とはしないけれども、この不適切な状況が、これは指摘せざるを得ないという、非常に言ってみればなかなか厳しい状況にあります。

これらについて、町としてどのように思っているか、改めて伺いたいと思っています。この間の話合いの中では、運営者側はなかったということで、大いに胸を張るような状況もあったかなというふうに思って、ちょっとおかしいなというふうな感じはしましたけれども、町としてはどのような認識を持っておられるか、伺っておきたいというふうに思いますし、まずそこでお伺いします。

○議長（野田省一君） 吉田穂別総合支所長。

○支所長（吉田直司君） 今の御質問のほうで答弁させていただきます。

パワハラ、第三者委員会でのパワハラの報告書を、ほぼ私どもも町としても受けて、提出を受けて中を確認させていただきました。むかわ町といたしましては、パワハラの認定機関ではないということをまず前提で、パワハラがあったかなかったかということは、第三者委員会が設置されて検討されております。その報告の内容です。

その報告を受けましたが、町といたしましては、昨年の春、保育士のほうから職場環境で内容の面談を、私も直接受けております。たくさんの複数の保育士の方から相談を受けました。その中には、私の記憶では、最低でも3名ほどは非常に怖い思いをしたというふうに聞いておりましたが、今回の第三者委員会では認定されなかったということは、中立の立場で第三者委員会が決定したことに関しましては、受け止めるという考えでおります。パワハラの認定に関しては、そのように考えております。

町といたしましては、パワハラについてではなくて、子ども、児童の安心・安全、それから保護者も安心して預けられる環境をどうしていくかということを、保護者の方、それから園の運営者の方と町とで協議をして、今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） その観点は大事だというふうに思っています。

ただ、この、この間ずっとこの問題が引きずってきた、そういう中に、そして町が三者協

議をとということを議会の中でもおっしゃいました。それがずっとできないできた中には、この問題が大きくあります。保護者の皆様の御心配もここに非常に大きなものがあります。具体的に言えば、一番役割を果たす保育士さんがいなくなるということにもつながっています。私は、こういう点を考えたときに、この問題はそう単純に済ませられる問題ではないかと、こういう思いで今、聞きました。

こういうふうな中であって、この間の三者協議、三者会議と言われる中で、いろいろ双方の御意見を承りました。それを聞いていると、私は、もはやこの安心・安全をつくり出していくときに、今、町が取っている三者協議で、また、今日、町長が行政報告の中でおっしゃった、指導をしていくという、そういうレベルでは、もうここに解決の道をつくれないうじやないかって気がしています。

私は、まず、この公私連携型認定こども園の協定書をつくった町と事業者が、きっちりと話し合いをして、この課題を整理して、そして親御さんたちに安全・安心をつくっていく、そういう方向をつくるか、または、今、出されているような方向で、新たな道を選択するということをはっきりさせるか、そういう段階に私は来ているんでないかと、そういう立場で行政として向かう必要があるんでないかというふうに思いますが、個々の問題を省いて、そこに私は一挙に質問をしますが、どうでしょうか。

○議長（野田省一君） 吉田穂別総合支所長。

○支所長（吉田直司君） 今の御質問のほうに答弁させていただきます。

今現在では、この間、5月19日に、やっと保護者、それから運営管理者、町、三者がそろった会議が開くことができました。

〔「6月19日」と言う人あり〕

○支所長（吉田直司君） あ、6月19日です、すみません。その際に、保護者からも、まだ不安の声がたくさん出ておりました。

それから、議員も御存じのとおり、有志の会、保護者の有志の会ということで、嘆願書、それから請願書も、議会、それから町にも出されております。大変、町といたしましては、この嘆願書に関しまして、重く受け止めております。

この三者の会議をまだ続ける必要もあるというふうに考えております。それは、保護者の不安を解消をどこまでするかという会議の場が必要だと私は考えております。当然、その会議で出てきた内容を、今度は運営管理者側と町と二者で公私連携の中で協議、二者での協議が今後は必要になってくるのではないかなというふうに私も考えております。

ですが、今は、保護者の不安を解消する、児童の安全を何とか確保する、そのことを第一に考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） ちょっと補足をさせていただきますが、先般、6月19日に三者による協議を行って、その後、私どもから勧告書を出していますけれども、この回答について、第三者委員会が開かれた結果をもって、まだその回答をいただいております。この部分について、6月21日で園側に対して、改善勧告についての再通知ということで、今月中かな、6月28日までに回答を出すようにというふうにしてございます。この回答書の中身を見て協議をしていくという形になろうかと思っておりますので、まずは、ここの改善の中身が、きちんとされるのかされないのか、そこは見極めたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 今、支所長のほうからは、二者での、町と協定を結んだ二者での話し合いもせざるを得ない、するということも言われましたし、副町長のほうから、28日の回答を待つということもございました。その辺にぜひ期待をしたいというふうに思いますが、併せて私がこの際伺っておきたいのは、北海道からの指導監査がございましたね。これは、特に保育士さんに関する問題だと思うけれども、労務管理に関わるものが多かったように思っていますが、それらについての園側の状況と、そして、その後の対応というのはどういうふうになってきているのか。まあ、それでもなおかつ、ああいうふうに保育士さんがいなくなっているという状況なのか、それらを含めて伺います。

○議長（野田省一君） 答弁調整するか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 6時24分

再開 午後 6時26分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を願います。

矢野企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（矢野優子君） お答えいたします。

北海道とも協議のほうは継続して進めております。道といたしましては、道の認可に関わるということで、町と足並みをそろえて進んでいきたいということでもあります。

これまで法人が道に照会しました内容で、町に対する勧告の回答として上がっている報告のところで、道としても疑義があるというところで、その部分も道としては、町から照会があれば正式に回答をしていきたいといったお話も受けております。

また、子どもに対して適切な保育がされていない、保護者への対応もどうかというところは、北海道としても認識のほうをされております。指導権限は胆振総合振興局にございますので、そちらに対して指導監督を求めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（野田省一君） 吉田穂別総合支所長。

○支所長（吉田直司君） 私のほうからは、ちょっと補足説明をさせていただきます。

当然、町が出しました改善勧告の内容につきまして、1回目、2回目は提出がされていない項目もありますが、回答をいただいています。その中でも、北海道からの回答をいただいているという、園側からの内容が確認されております。そこにつきましても、北海道に正式にこちらから通知を出して、そういう回答がされたかされていないかということを正式に文書でいただくように、北海道とも今、調整しております。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） いろいろありますけれども、細かいことは、後にできるだけ譲りたいと思っているんですけれども、一つだけちょっとお伺いしたいのは、19日に、19日でしたか、園側も含めたあのときに、向こう側から発言があった中に、例えば協定書について、本当に熟知されているのかな、民設民営なんだから、もう俺たちのというふうな発言や、協定書についても、まあ、よく見ていないというような中身に聞こえる内容がございました。

そういう点で、本当にこう協定書を結ぶときに、園側、その二者の中で、どういうふうな話し合い、それらが十分行われていたというふうに認識しているのかどうか、そこら辺のところが今回の問題に関わっていないのか、これらを含めて改めて伺っておきたい。

○議長（野田省一君） 吉田穂別総合支所長。

○支所長（吉田直司君） 今の御質問のほうに答弁させていただきます。

町といたしましては、その当時の担当者からも聞き取りをしております。園側のほうにも、きちっと説明をし、協定内容を理解していただいていると確認しております。当然、私たちも協定の内容は、その都度、確認させていただいて、理解していただいているというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 私は、この問題をずっと継続的に聞いて、また質問もさせていただいておりますけれども、冒頭申し上げたように、この民間事業への期待、これは本当に地域で子どもを育てるという立場に立てば、本当によいことかなというふうな思いでありました。皆さんもそうだと思うんです。

しかし、ここのような、本当に子どもにとっても、そして保護者にとっても、先が見えない、不安が広がるという時代、私はこういう安全・安心が一刻も早く、今、求められているというときに、これを直ちに回収をして、そういう事態をつくり出していくということが、本当に今、求められているんだというふうに思います。

働く親たちが働けるように、本当にこう、そして子どもが日々成長できていけるように、生きている子どもの人生に関わること、この立場に立って、私は今、考える必要があると思っています。そういう点では、28日というのはあるようでございますけれども、やっぱり7月からは、新たな形になるのかというようなことも含めて、町が英断を下してかかっていくときではないかというふうに思っています。ぜひ、そういう立場で向かっていただきたいということを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） これまでの2回の改善勧告、今のような不安が拡大しないように、改善勧告ということで、双方合意の協定書に基づく改善に向けた指導内容を確認してきているところでございます。

現在置かれているそれぞれの状況、置かれている状況、不安も含めての置かれている状況というのを、運営者をはじめ保護者、さらには町、さらには指導監督の立場の北海道、こういったところも併せながら、関係者間でまずは共通認識というのをしっかりと図りながら、先ほど申し上げました、町としては改善勧告、言わずもがなですが、一般的に勧告というのは、本来、相手方がその内容を自発的に受け入れることを前提にするものが勧告と言われているのかなと思いますけれども、その改善勧告の回答の内容、再確認と併せて、改善が図ら

れているか否かの判断、これをしっかりと速やかにさせていただきたい。

そして、繰り返して述べますが、保育の実施者としての責任、安全確保というのが施設には必要不可欠でございます。子どもの最善利益の確保というのを重点に、より安定した保育の提供というのを保障していく立場として、立場として、認可機関の北海道ともさらに緊密な連携を図って、速やかなる、可能な限り速やかなる問題解決に当たっていきたいと思っています。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ぜひ、そういう方向でやってくださることを強く願って、時間の関係上、次の質問に入らせていただきます。

次、4つ目には、医療保険証の問題についてです。

12月から医療保険証の利用ができなくなるのかなど不安が広がっています。マイナ保険証の利用は任意であります。その後も保険証に代わるものが利用できることを、住民に周知すべきというふうに私は考えています。当然だというふうに思います。対応を伺うものであります。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私から答弁をいたします。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化を含めた、マイナンバー法等の一部改正法につきまして、施行期日が本年12月2日とされたことによりまして、従来の健康保険証の新規発行は廃止され、マイナンバーカードでの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行をされます。

なお、改正法の経過措置によりまして、廃止時点で発行済みの健康保険証につきましては、廃止日から最長1年間、ただし、その1年よりも前に健康保険証の有効期限が到来する場合は、その有効期限まで、引き続き使用することが可能でございます。また、マイナ保険証を保有されていない方につきましては、従来の健康保険証に代わり資格確認書が交付されますので、引き続き医療機関へ受診することが可能となっております。

町としましては、マイナンバーカードの取得とマイナンバーカードの健康保険証利用登録の促進について、町広報誌及び町ホームページ等で周知を行い、あわせて、法改正による取扱いについても、町民の皆さんにお知らせしてまいりますので、御理解を願います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 今、法律的には、法律といいますか、国の方向としてはそうなって

きて、そして、さらに医療機関にそれを推進すれば、20万円から40万円に引き上げてお金を渡すぞというふうなこともやって、まあ、盛んにやっておりますけれども、そして、一方で、このトラブルに対して検査をしたというふうになっておりますけれども、しかし、その検査後、5,000件を超えるところでの医療機関から、やはりこのトラブルが上がるという巷間、なされて、そして、とどのつまり、最近になって、このマイナ保険証のトラブルがあつて、そのことによって亡くなる方も高齢者で出ました。医療がそこで適切に受けられなかったという事態が発生したんです。こんな事態が発生するなんて、多くの皆さんが不安を持つのは当然であります。

ですから、私は、マイナ保険証を推進するというのは、それは普通で今の決まりだからよいでしょう。しかし、同時に、マイナ保険証がなくても、当面こういう措置があります、資格書の措置がありますということも、お知らせするのは当然のことだと思います。そして、それは直ちに実施すべきだと、広報に載せるべきだというふうに思いますが、改めて伺います、いかがでしょうか。

○議長（野田省一君） 柴田町民生活課長。

○町民生活課長（柴田巨樹君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど副町長の答弁にもございましたが、保険証の更新のタイミングが8月1日から来年の7月31日までということで、来る7月にお知らせをする予定でございます。

今回、現行の保険証として最後の交付になりますことから、今回交付する保険証につきましては、交付から1年間使用ができますということで、あわせて、直ちにその健康保険証が今、使えなくなるという混乱を避けるために、適正な時期に必要な情報につきまして、町民の方には周知をさせていただきたいと考えているところでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） よろしく申し上げます。

マイナ保険証、もう一言だけ言わせていただければ、この間、この6月議会が全国各地で行われておりますけれども、この間を見ますと、岩手県では新たに5つの町で、現行の保険証を存続せよというふうに、保険証をなくすなという形で意見書が可決されて、岩手県は県議会と併せて、たくさんの町がなされたということが報道されております。やはりこの期日が迫るにしたがって、そういう事態が起きてくると思います。ぜひ、そういうことも含めて、皆さんにお願いをしておきたいというふうに思います。

それで、時間がありませんので、最後の問題に入ります。

事前復興計画についてであります。

まず、住民説明会等もされるか、現状でのアンケートは有効なのかを伺います。

②計画は、鵜川地区のまちづくり、拠点整備とリンクするものと言われております、理解するものですが、そうした観点、到達点を、観点、巨大津波から命を守る対策を示すなど、町の到達点を示しながら町民と協議をするなどの対応を図るべきではないかと考えますが、見解を伺うものであります。

つまり、時間がありませんが、私は、今のアンケートの中に6つの項目があるというふうに言われますが、大津波が来た後って、皆さんどうするんですか、町からいなくなりますかみたいな話になっているんです。これじゃ、このアンケートだったら、ああ、津波が来たらどうしようかと心配しているときに、余計心配になっていくんじゃないかと思っているんです。そういう意味で、この有効なのかということをお伺いしているわけです。よろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 事前復興計画についてでございます。

6月1日から実施しておりますアンケート、これにつきましては、事前復興計画とはどのような計画であるのか、なぜ事前に復興計画を策定しておくのか、計画の概要、対象とする被害、こういったところにつきまして、作成した動画、可視化を図る動画によって御説明をし、町民の皆さん、むかわ町に通勤、そして通学されていらっしゃる皆さんの、現時点でのお考えを伺うものでございます。

アンケートは6月30日まで受付をしており、6月20日現在、200名の方から回答があったところでございます。

アンケートを実施した背景としましては、この計画策定にある設置した専門家会議というのがございます。この専門家会議の識者の方々の進言があったことにもよる、結果も踏まえながら、事前に置かれている実施可能な施策だとか、復興まちづくりの基本の方針、こういったところの素案を固めてまいります。

なお、むかわ町復興拠点施設等整備事業Ⅱ、現在進められております、これとの関連につきましては、その事業におけるエリアデザイン、エリアデザイン策定業務の仕様におきましても、事前復興計画との関連についてしっかりと触れているところでもございます。

安心して住み続けられることができるまちづくりにおいて、皆さんからの御意見、協働、

そして協力、こういったところも含めて、これは非常に重要なものと捉えているところでもございます。今後の策定期間中、また、策定後におきましても、都度、御意見をお伺いしながら計画を策定することとしております。計画策定後も、不断の見直しの点検、検証というんでしょうか、こういったところも図ってまいりますので、御理解をお願いしたいと思えます。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 私は、事前復興計画がいいとか悪いとかということを質問しているつもりはございません。ぜひ、そういう方向は、それはそれで大きな役割があるというふうに考えております。

私も、町が出しているCG、この状況ですね、これを見ました、引き出して見させてもらっています。こういう中で、あのアンケートで言えば、被害があったらどうしますかという中で、本当に最後は町から離れますみたいなところもあるんです。そうすると、どうなるかわからないという状況の中で、本当にちゃんと判断ができるのかなと思うんです。

それよりも、私は、まず津波対策の基本として、こういう方向、高波対策では高い物、垂直のやつをあとどうするとか、避難についてはどうするとかという、そういうものを大まかにまず示しながら、こういうことでやっていきます。その上で、事前のこの計画をという形で、安心・安全をつくっていきますというふうに、まず示すということが大事でないかというふうに思うんですけれども、そこら辺を含めて、改めて考え方を伺っておきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津 晶君） 今回のアンケートの設問につきましては、東日本大震災において甚大な津波被害を被った各自治体において、住民の皆様にも直接降りかかった問題を設問の選択肢に入れているところでございます。

そういった中から、復興をしてきた各被災地におきましては、それらを基に復興事業でございすとか、その後の防災対策について進める中で、現状の被災地から、被災からの復興というのが成し遂げられているところでございます。

そういった観点からも、私どもとしては、事前に復興計画を策定できるという、ちょっとアドバンテージというのが適切な表現かは分かりませんが、検討をしていくこととなった身としましては、やはりまず現時点で、住民の皆様の率直な御感想をお伺いしながら、今後、この町を津波からどう守っていくのかという検討の素地としたい考えでございす。

国が示している大きな検討の素地は、ざっくり分けると2つございまして、津波から完全に防御をしていくための対策、これはまた小分けするとたくさんあるんですけども、という道を進むのか、もう一つは、L1、L2と称される大きい2つの津波がございまして、L1津波、100年から百数十年ごとに起こるであろうとされている津波からは人命も財産も守り、L2に関しては、まずは人命を守るところに進んでいくのかという、大きい2つの分かれ道がございます。こういったところは、どちらの道を進むのかによって、かなり、どういった事業を選択していくのかとか、どういったまちづくりを今後形成していくのかというところでは、かなり大きい岐路に立つものですから、やはり今の時点で、住民の皆様がどのようなお考えをお持ちなのか、もちろん東北の被災地を思いながらアンケートにお答えなさる方もいらっしゃるれば、やはりむかわ町はどうあるべきかという、それは様々あると思いますけれども、そういったことを念頭に置く必要があると、そこから、議員がおっしゃられているような、町としてはどういう立場に立って、どういう対策を講じていくことを、この事前復興の中で考えていきたいという手順が必要とされているというところもございまして、現状のアンケート実施というところに至ったところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

津波対策等や事前復興計画は、まちづくり、鵜川地区の施設建設に連動するということについて質問できませんでしたが、私は、鵜川地区のやつには、多少遅れてもしようがない、やはり一番大事な命を守ること、ここのところをぜひ優先して進めていただくことが大事なかなというふうに思ったりもしています。そのことを最後に述べさせていただいて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（野田省一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（野田省一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日の開会時間は午前10時とします。

御苦労さまでした。

散会 午後 6時50分

令和6年第2回むかわ町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和6年6月25日(火) 午前10時開議

町長提出事件

- | | | |
|-----|--------|---|
| 第 1 | 報告第 2号 | 令和5年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件 |
| 第 2 | 報告第 3号 | 令和5年度むかわ町上水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件 |
| 第 3 | 報告第 4号 | 令和5年度むかわ町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件 |
| 第 4 | 承認第 2号 | 専決処分につき承認を求める件
(令和5年度むかわ町一般会計補正予算(第14号)) |
| 第 5 | 承認第 3号 | 専決処分につき承認を求める件
(むかわ町税条例の一部を改正する条例) |
| 第 6 | 承認第 4号 | 専決処分につき承認を求める件
(むかわ町番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例) |
| 第 7 | 同意第 5号 | むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件 |
| 第 8 | 同意第 6号 | むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件 |
| 第 9 | 同意第 7号 | むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件 |
| 第10 | 同意第 8号 | むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件 |
| 第11 | 同意第 9号 | むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件 |
| 第12 | 同意第10号 | むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件 |
| 第13 | 同意第11号 | むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件 |
| 第14 | 同意第12号 | むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件 |
| 第15 | 同意第13号 | むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件 |
| 第16 | 同意第14号 | むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件 |
| 第17 | 同意第15号 | むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件 |
| 第18 | 同意第16号 | むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件 |
| 第19 | 同意第17号 | むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件 |
| 第20 | 同意第18号 | むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件 |

- 第21 同意第19号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第22 同意第20号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第23 同意第21号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第24 同意第22号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第25 同意第23号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第26 同意第24号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第27 同意第25号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第28 同意第26号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第29 同意第27号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第30 同意第28号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第31 同意第29号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第32 同意第30号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第33 同意第31号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第34 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に關する件
- 第35 議案第39号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に關する件
- 第36 議案第40号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案
- 第37 議案第41号 介護保険法施行規則の一部改正に伴う関係条例の整理に關する条例案
- 第38 議案第42号 令和6年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）
- 第39 議案第43号 令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第40 議案第44号 令和6年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 議員等提出事件
- 第41 発議第 2号 議会改革等調査審査特別委員会
- 第42 諸般の報告
- 第43 請願第 1号 むかわ町さくら認定子ども園に關する請願
- 第44 意見書案第 4号 生涯を通じた歯科検診の実現を求める意見書案
- 第45 意見書案第 5号 現行の健康保険証の廃止を撤回し、存続を求める意見書案
- 第46 意見書案第 6号 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書案
- 第47 意見書案第 7号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策

充実・強化を求める意見書案

第48 意見書案第 8号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案

第49 意見書案第 9号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

第50 意見書案第10号 教育予算確保・拡充と就学保障実現に向けた意見書案

第51 意見書案第11号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改訂版）を見直しすべての子どもにゆたかなまなびを保障する高校教育を求める意見書案

第52 所管事務調査報告の件

（総務厚生常任委員会）

（復興拠点施設等整備事業調査特別委員会）

第53 閉会中の特定事件等調査の件

（総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会）

（議会運営委員会及び議会広報委員会）

（復興拠点施設等整備事業調査特別委員会）

第54 議員の派遣に関する件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	成 田 忠 則
支 所 長	吉 田 直 司	会 計 管 理 者	今 井 巧
総務財政課長	佐々木 義 弘	総 務 財 政 課 主 幹	伏 木 允 一
総 務 財 政 課 主 幹	三 上 祐	情報防災対策室 長	梅 津 晶
情報防災対策参事	関 根 徹	総合政策課長	栃 丸 直 士
総 合 政 策 課 参 事	本 間 彰	総 合 政 策 課 主 幹	澤 田 健
町民生活課長	柴 田 巨 樹	町 民 生 活 課 主 幹	横 山 貴 仁
町 民 生 活 課 主 幹	松 本 和 香	保健介護課長	酒 卷 宏 臣
保 健 介 護 課 主 幹	小 坂 僚 介	保 健 介 護 課 主 幹	高 橋 佳 香
保 健 介 護 課 主 幹	加 藤 こずえ	福祉・子育て課 長	熊 谷 伸 一
福祉・子育て課 主 幹	谷 川 功 一	農林水産課長	東 和 博
農 林 水 産 課 参 事	藤 野 真 稔	農 林 水 産 課 主 幹	飛 岡 雅 幸
農 林 水 産 課 主 幹	宮 村 敦 嗣	経済建設課長	江 後 秀 也
経 済 建 設 課 参 事	菊 池 功	経 済 建 設 課 参 事	佐 藤 琢
経 済 建 設 課 参 事	西 村 和 将	企画町民課長	菅 原 光 博
企 画 町 民 課 主 幹	中 上 紀 文	企 画 町 民 課 主 幹	矢 野 優 子
経 済 恐 竜 ワ ー ル ド 戦 略 室 主 幹	藤 田 浩 樹	経 済 恐 竜 ワ ー ル ド 戦 略 室 主 幹	櫻 井 和 彦
経 済 恐 竜 ワ ー ル ド 戦 略 室 主 幹	太 田 耕 司	国民健康保険 穂別診療所 主 幹	長谷山 一 樹
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	西 幸 宏

生涯学習課 指導事	池田佳	生涯学習課 参事	高木龍一郎
生涯学習課 主幹	松本洋	生涯学習課 主幹	山木美幸
選挙管理委員会 事務局局長	佐々木義弘	農業委員会 事務局局長	東和博
農業委員会 支局長	宮村敦嗣	監査委員	数矢伸二

事務局職員出席者

事務局 局長	大塚治樹	主査	酒巻早苗
--------	------	----	------

◎開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎報告第2号及び報告第4号の一括上程、説明、質疑

○議長（野田省一君） 日程第1、報告第2号 令和5年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件及び日程第2、報告第3号 令和5年度むかわ町上水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告並びに日程第3、報告第4号 令和5年度むかわ町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件の3件を一括議題といたします。

報告第2号から報告第4号までの3件について報告を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 報告第2号 令和5年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件から報告第4号 令和5年度むかわ町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件までの3件を一括して御説明申し上げます。

初めに、報告第2号 令和5年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして御説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

本件は、令和5年度一般会計歳出予算の経費のうち、支出が終わらない一部を令和6年度に繰越しを行いましたことから、地方自治法施行令第146条の第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

議案書2ページをお開き願います。

繰越計算書につきましては、表中の金額の項目は、令和5年度むかわ町一般会計予算において繰越明許費として議決いただきました金額、その右の翌年度繰越額が議決いただきまし

た金額のうち、繰越処理を行った金額となっております。

繰越しました事業についてですが、２款１項復興拠点施設等整備事業Ⅰ、（実施設計業務）につきましては、穂別地区博物館施設及び温浴カフェ、まちなか交流拠点施設等の実施設計業務の完了が令和６年度となることから繰越したもので、繰越額は5,720万円、財源は全額一般財源でございます。

次に、復興拠点施設等整備事業Ⅱ、（エリアデザイン業務）につきましては、鶴川地区のまちなか再生に当たり、本業務の執行が令和６年度となることから繰越したもので、繰越額は2,420万円、財源は全額一般財源でございます。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業（物価高騰対応重点支援給付金支給事業）につきましては、物価高騰の負担感が大きい住民税均等割のみの課税世帯に対し、生活、暮らしの支援を行う観点から、一世帯当たり10万円の給付金を支給する事業及び住民税非課税世帯及び均等割のみの課税世帯の18歳以下の子ども１人当たり５万円の給付金を支給する事業を行うもので、事業完了が令和６年度となることから繰越したものでございまして、繰越額は3,133万6,000円、財源は全額国庫支出金でございます。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業（むかわ得々飲食券消費活性化事業）につきましては、物価高騰により影響を受けた生活者の消費行動の支援と、当町飲食店の利用を喚起し、地域経済活性化の支援を行うもので、事業完了が令和６年度となることから繰越したものでございます。繰越額は999万8,000円、財源は国庫支出金として950万円、残額の49万8,000円は一般財源でございます。

３項戸籍・住民記録システム改修事業につきましては、社会保障・税番号制度の対応に必要なシステム改修として、令和５年度内の執行が難しいことから繰越したもので、繰越額は929万5,000円、財源は全額国庫支出金でございます。

５款１項担い手確保・経営強化支援事業につきましては、農業者の機器等を整備する北海道の間接補助金が令和５年度で採択され、事業完了が令和６年度となることから繰越したもので、繰越額は1,076万円、財源は全額道支出金でございます。

次に、施設園芸生産基盤緊急支援事業につきましては、ハウスの遮熱材を導入する北海道の間接補助金が令和５年度で採択され、事業完了が令和６年度となることから繰越したもので、繰越額は６万4,000円、財源は全額道支出金でございます。

次に、水田農業緊急対策事業につきましては、転作田から水稻作付を行うため、畦畔の補修や圃場均平を行うための支援に対し、本年春以降の施行要望に伴い繰越したもので、繰

越額は384万2,000円、財源は全額農業基盤整備事業基金を繰入れするものでございます。

次に、花岡地区排水路整備事業につきましては、農業水路等長寿命化・防災減災事業として、整備工事の推進に係る特定財源措置に伴い、令和5年度に事業費を追加し、事業実施が令和6年度となることから繰越ししたもので、繰越額は134万円、財源は道支出金として97万8,000円、地方債30万円、残額の6万2,000円は一般財源でございます。

次に、道営農業農村整備事業につきましては、道営土地改良事業に係る農家負担軽減を図るための特別対策、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業におきまして、国及び北海道の事業推進に伴い、令和5年度で事業採択され、事業の実施が令和6年度となることから繰越ししたもので、繰越額は3,271万3,000円、財源は道支出金として1,363万8,000円、地方債520万円、負担金31万円、残額の1,356万5,000円は一般財源でございます。

議案書3ページにお進みいただき、7款2項町道整備事業につきましては、JR日高線の踏切を撤去する町道汐見4号道路改良舗装工事を、国の総合経済対策に係る国費措置に伴い、令和5年度に前倒しして事業費を追加し、年度内の竣工が難しいことから繰越ししたもので、繰越額は4,400万円、財源は国庫支出金として2,783万円、地方債1,610万円、残額の7万円は一般財源でございます。

4項立地適正化計画策定事業につきましては、国の総合経済対策に係る国費措置に伴い、令和5年度に前倒しして事業費を追加し、計画策定に係る事業完了が令和6年度となることから繰越ししたもので、繰越額は1,533万1,000円、財源は国庫支出金として1,100万円、残額の433万1,000円は一般財源でございます。

9款2項小学校施設整備事業及び3項中学校施設整備事業につきましては、国の総合経済対策に係る学校施設環境改善事業として、全小中学校に空調設備であるエアコンを整備する事業費を追加し、年度内の竣工が難しいことから繰越ししたもので、小学校費の繰越額は7,109万8,000円、財源は国庫支出金として2,385万6,000円、地方債4,710万円、残額の14万2,000円は一般財源であり、また、中学校費の繰越額は4,497万2,000円、財源は国庫支出金として1,417万円、地方債3,070万円、残額の10万2,000円は一般財源でございます。

以上で、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、報告第3号 令和5年度むかわ町上水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして御説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

本件は、令和5年度上水道事業会計の経費のうち、支出が終わらない一部を令和6年度に

繰越しを行いましたことから、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

議案書6ページをお開き願います。

繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第1項に規定する建設改良費の繰越しでございまして、施工箇所に係る北海道との協議及び施工計画及び工法検討等に時間を要したことから、年度内の完了が困難なため繰越ししたものでございます。

繰越額及び財源につきましては、穂別地区簡易水道事業第6次拡張事業の繰越額が7,500万円、財源は国庫補助金が3,000万円、企業債が4,500万円及び栄増圧ポンプ場災害復旧事業の繰越額が528万円、財源は全額保険金でございます。

以上で、報告第3号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、報告第4号 令和5年度むかわ町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして御説明申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

本件は、令和5年度下水道事業会計の経費のうち、支出が終わらない一部を令和6年度に繰越しを行いましたことから、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

議案書8ページをお開き願います。

繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第1項に規定する建設改良費の繰越しでございまして、施工計画及び工法検討等に時間を要したことから、年度内の完了が困難なため繰越ししたものでございます。

繰越額及び財源につきましては、穂別地区農業集落排水事業処理場機器更新事業の繰越額が8,242万4,000円、財源は国庫補助金が4,121万2,000円、企業債が4,120万円、残額1万2,000円は自己資金でございます。

以上で、報告第2号から報告第4号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑の順序は、報告番号順といたします。

まず、報告第2号について質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 2ページ、総務管理費の一番最後の得々飲食券消費活性化事業、今

年度に繰り越された999万8,000円なんですが、ちょっとこれ詳しくお聞かせください。

それから、3ページの小学校費、中学校費のエアコン設置、工事が続いているように見えますけれども、完成、完了はいつなのかについて伺います。

○議長（野田省一君） 高木生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（高木龍一郎君） 私のほうから、3ページ、教育費の小学校施設整備事業と、中学校施設整備事業についてお答えいたします。

現在、工事につきましては、鷗川中央小、それから、穂別小学校は設置済み。今月から来月に向けて、両校の鷗川中学校、それから、穂別中学校が工事完了する予定でございます。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 私のほうからは、総務費のむかわ得々飲食券消費活性化事業の繰越額について御説明します。

本事業につきましては、昨年第4回定例会ですね、12月に予算を計上して可決していただき、1,338万5,000円の繰越設定をした事業でございます。事業につきましては、本年1月24日から26日にかけて飲食券を販売し、その結果、当初4,000セットの販売予定でしたが、実績としましては2,882組の販売となりまして、令和5年度中にこちらは補助金の減額の変更をしております。その変更後の金額が今回の繰越額となりまして、999万8,000円となっております。

なお、事業につきましては、本年4月末をもって事業完了をしておりますが、令和5年から引き続き6年にかけて事業ということで、繰越しをしているところでございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑は。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 今の得々のことなんですが、4,000セットが2,880セットだったと、残った分を変更したと。今年度にこの残った分をさらに販売するということではないのですか。ちょっとその辺、もう一度お願いします。

それから、小学校は設置済みということによかったのですが、来月に向けて完了という、ちょっと広い解釈ができるんですけれども、いつ完了を目指して、夏休みに入る前に、何日か前にでも完了するのか、その辺はちょっとはっきりしないのですか。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 得々飲食券事業につきましては、国の交付金を活用した事業でございまして、この事業につきましては、令和5年度の交付金を活用させていただいて

おります。

実施計画の段階で、令和５年度に事業を実施し、Ｒ６年度に繰り越すということで行っておりますので、販売実績に伴う残数につきましては、追加販売ではなくて、３日間の販売期間の実績に基づいて事業を実施しておりますので、この４,０００組の予算がございましたが、残念ながら２,８８２口しか販売できませんでしたけれども、それ以降の追加販売等を行っておりませんし、今後も行えません。

○議長（野田省一君） 山木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（山木美幸君） 中学校のほうの検定につきましては部分検定ということで、今月から一応検定が終わり次第、使用できる予定となっております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

７番、中島議員。

○７番（中島 勲君） ３ページの７款２項道路橋梁費、これはＪＲの撤去だと思って聞いていたんですけども、これは今年度のいつ頃に完了するのかということと、この財源を見ますと、７万円という端数が一般財源になっているんですけども、これどういう理由で未収金財源に入らなかったのか、それをちょっとお尋ねします。

○議長（野田省一君） 江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君） 土木費等、町道整備事業についてお答えいたします。

今回、繰越した箇所でございますＪＲ日高線の汐見の駅のところです。その踏切撤去後の前後の道路改良を含めて、最終完成というところを見越しております。工事の完成としましては１０月を予定しております、この７万円の数字でございますが、これは４,４００万円の事業費の中から国庫補助金分を取りまして、また、それに伴う起債分という形で、起債の形が１０万円単位というところで、その残額の端数というところを一般財源７万円というところで計上しております。

以上でございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、報告第２号の質疑を終わります。

次に、報告第３号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、報告第３号の質疑を終わります。

次に、報告第4号の質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） これは心配ないのだろうというふうに思いますけれども、ここにあるように、簡易水道の拡張工事に従って、北海道ですね、道河川だから。そこの協議が整わなかったということなんだけれども、こういう生活に直結するという状況の中で、これは本当に心配がないのかということになるんだけれども、その辺の協議状況含めて、繰越後のその取組状況等、心配がないのかどうかも含めてお伺いしたと思います。

○議長（野田省一君） 佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤 琢君） こちら、私のほうからお答えします。

道道の占用協議については整っておりまして、占用の申請はもう行っているところでございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、報告第4号の質疑を終わります。

これで、報告第2号 令和5年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件及び報告第3号 令和5年度むかわ町上水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告並びに報告第4号 令和5年度むかわ町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の3件は報告済みといたします。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第4、承認第2号 専決処分につき承認を求める件（令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第14号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 承認第2号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第14号）の専決処分につき承認を求める件につきまして御説明申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

本補正につきましては、歳入におきまして、令和5年度末に確定いたしました地方譲与税及び地方交付税などの交付額、また、国庫及び道支出金の交付額及び財産収入実績による調

整、ふるさと納税に係る採納額のほか、事業完了に基づき財源となる地方債発行額を整理したこと、歳出におきまして、特定目的基金等を財源とした林業事業における年度内執行内容の確定及びふるさと納税の寄附者の御意向に基づき、後年度以降に活用するため、各基金積立予算額の確保のほか、歳入の確定に伴う各事務事業における財源の振替など、所要の補正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

議案書10ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ194万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ98億2,264万5,000円とするものでございます。

補正した款項及び補正後の金額は、議案書11ページから14ページまでの第1表歳入歳出予算補正となっております。

議案書15ページの第2表は、第2条地方債の補正の件でございます。地方債を財源として執行した事業の完了により、借入れ可能額が確定したことに伴い、1事業につきまして、限度額の補正を行ったものでございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第14号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書3ページの歳入、2款地方譲与税から、4ページ、9款地方特例交付金及び4ページ下段から、5ページ上段にかけての11款交通安全特別対策交付金につきましては、それぞれ令和5年度分の譲与額及び交付額が確定したことに伴い、既定額の追加または減額を行い、予算額を整理したものでございます。

予算説明書4ページ、10款地方交付税につきましては、令和5年度の特別交付税が7億5,476万4,000円と確定したことに伴い、既定額5億9,400万円との差1億6,076万4,000円を追加したものでございます。

予算説明書5ページにお進みいただき、14款国庫支出金及び15款道支出金につきましては、いずれも年度内交付確定による予算額を整理したもので、各補助金につきましては、資料右側の説明欄に記載のとおりでございます。

16款財産収入につきましては、2項1目不動産売払収入として町有林造成事業で間伐した、立木の売払い実績に伴い整理したものでございます。

17款寄附金につきましては、1項1目一般寄附金として、令和5年度のふるさと納税の採納額が7,373万2,000円と確定したことにより、既定額7,250万円との差、123万2,000円を追

加したものでございます。

18款繰入金につきましては、予算説明書6ページ、1項1目財政調整基金繰入金として、歳入歳出の財源調整として繰入れを予定しておりましたが、各交付金及び特別交付税の確定に伴い、一般財源の確保が見込まれたことから、1億4,911万3,000円を減額したものでございます。

21款町債につきましては、事業の完了に伴い、借入額が確定したことから、1つの事業に係る予算額を整理したものでございます。

続きまして、予算説明書7ページ、歳出を御説明申し上げます。

2款1項5目、200番、基本基金積立金につきましては、この後御説明申し上げます、立木売払収入を財源とする林業振興及び造林事業の執行額の確定及び、歳入でご説明申し上げました立木売払実績により、原資積立予算額を整理したものでございます。

6目、210番、公有財産管理事務につきましては、歳入の14款、国庫支出金における年度内交付確定に伴い、財源振替をしたものでございます。

続きまして、9目、300番、地域振興基金積立金、305番、未来担い手基金積立金、306番、恐竜の卵基金積立金につきましては、ふるさと納税の寄附者の御意向に伴い、それぞれ原資積立予算額を整理したものでございます。

予算説明書は7ページ下段から8ページ上段、3款1項5目、885番、子育て支援医療費還元事業の50万円の追加につきましては、冬季における感染症流行等により受診が増加したことに伴い、扶助費を追加したものでございます。

5款2項1目、1351番、私有林等整備促進事業につきましては、森林環境譲与税を財源に執行した事業の確定に伴い補助金を減額、1419番、森林環境譲与税基金積立金につきましては、先ほど御説明申し上げました1351番事業の減額に伴い、その財源であった森林環境譲与税を次年度以降の事業に活用するため、原資積立予算額を追加したものでございます。

予算説明書は8ページ下段から9ページ、2目、1430番、基本基金管理事務につきましては、先ほど、2款総務費、200番事業で御説明申し上げましたとおり、事業の確定に伴う減額。1440番、基本基金造成事業につきましては、歳入の15款、道支出金における年度内交付確定に伴い、16款財産収入で財源振替したものでございます。

7款3項1目、1660番、河川維持管理事務につきましては、地方債の借入額の確定に伴い、財源振替したものでございます。

9款1項4目、1857番、鈴木章記念事業推進基金積立金及び予算説明書10ページ、4項1

目、2160番、生涯学習推進基金積立金につきましては、ふるさと納税の寄附者の御意向に伴い、それぞれの原資積立予算額を整理したものでございます。

以上で承認第2号の説明を終わらせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分につき承認を求める件（令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第14号））を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第5、承認第3号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

松本町民生活課主幹。

〔松本和香町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（松本和香君） 承認第3号 専決処分につき承認を求める件につきまして御説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、むかわ町税条例等の一

部を改正する条例につきまして、専決処分を行いましたので、同法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

議案書17ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に交付され、その一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、該当部分についてむかわ町税条例の改正が必要となりましたので、令和6年4月1日に専決処分を行い、所要の改正を行ったものでございます。

説明の都合上、別冊議案説明資料1ページをお開き願います。

地方税法等の改正に伴う、むかわ町税条例等の改正概要により御説明いたします。

改正の趣旨については、先ほど御説明したとおりでございます。

次に、改正概要でございます。

別冊議案説明資料3ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、デフレ完全脱却のための総合経済対策において、デフレ脱却を確実にするための一時的な国民負担の緩和措置として、国民の可処分所得を直接的に下支えする所得税、個人住民税の定額減税を行うことが柱の1つと位置づけされたことに伴い、規定の新設、整備をするものでございます。

議案説明資料1ページにお戻りいただきたいと思います。

①個人町民税関係に関する項目でございます。

第51条の改正につきましては、町民税の減免について、職権による減免を可能とする規定の整備をするものでございます。

附則第7条の5から附則第8条まで、附則第16条の3から附則第20条の3までの改正につきましては、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を行うに当たり、その税額控除に係る規定を整備するものでございます。

次に、②の固定資産税に関する項目でございます。

第71条の改正につきましては、固定資産税の減免について、職権による減免を可能とする規定の整備をするものでございます。

附則第10条の2の改正につきましては、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定の整備をするものでございます。

附則第10条の3の改正につきましては、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定の新設をするものでございます。

附則第11条、第11条の2、第12条、第13条の改正につきましては、法改正に併せて年度更新の整備をするものでございます。

③の特別土地保有税関係に関する項目でございます。

第139条の3の改正につきましては、特別土地保有税の減免について、職権による減免を可能とする規定の整備をするものでございます。

附則第15条の改正につきましては、法改正に併せて年度更新の整備をするものでございます。

本条例改正の新旧対照表につきましては、議案説明資料4ページから23ページに記載してございます。

議案書の26ページをお開き願いたいと思います。

附則といたしまして、第1条で施行期日を規定しております。

第2条では、固定資産税に関する経過措置を規定しているものでございます。

以上、承認第3号の説明とさせていただきます。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 一つ二つ。

この税条例、特に皆さん、多くの人にとっては、減税という形になるんでよろしいのかなというふうに思っていますが、そこで今、非常に気にされているというか、問題になっているのは、この減税がどのように行われていくのかということでもあります。そういう点で、自治体の事務方のほうも大変苦勞されているんだろうなというふうに思っておりますけれども、それでいつ頃からこういう状況になっていくのかということをお伺いしたい。

例えば年金生活者の場合ね、6月から減税ということになっておるけれども、それはそのように進んでいくのかというようなことについてお伺いをしておきたい。結局、これが何回かに分けて、そういう措置で対応されていくということなんでしょうけれども、このとおりに、予

定どおりに減額されていくのはいつ頃、我が町としてはどのぐらいになるかという、そういう見通しも含めてお伺いしておきたい。

○議長（野田省一君） 松本町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（松本和香君） 公的年金所得者の方につきましては、定額減額前の税額を基に算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除し切れない場合は、令和6年12月以降の特別徴収税額から順次控除されます。

○11番（北村 修君） ごめん、難しいこと言っちゃった。いいですか。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 今、説明された ……

○議長（野田省一君） マイク入れてください。

○11番（北村 修君） 今、説明されたとおりだというふうに思うんです。そこは正しいと思っています。ただ、そこだけで終わらないで、最終的にそれがどこに行くかという、25年、ですから来年ですよ、12月でないと、最終的に控除が終わっていかないということになるんじゃないかと思っているんです。

そういうことになれば、本当にこういう、今、先ほど趣旨を述べられました。こういう経済状況の中でという形の中で言われました。そういうものに本当になっていくのかなという思いを持っています。これは、我が町としてどうこうできる問題ではないというふうには思っておりますけれども、そういうところなんかちょっと明確にしておいて、多くの人たちが減税になるんだということで、すぐさまそういう恩恵が来るように思われるというようなことになって、どうなったんだという形になっても、非常にやるほうとしても辛い話だと思うんで、そこら辺のところはちゃんと整理をして、住民に説明できるようにしたほうがいいんじゃないかという思いで質問をいたしました。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第6、承認第4号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

梅津情報防災対策室長。

〔梅津 晶情報防災対策室長 登壇〕

○情報防災対策室長（梅津 晶君） 承認第4号 専決処分につき承認を求める件につきまして御説明申し上げます。

議案集につきましては、29ページをお開き願います。

本件は、むかわ町番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものでございます。

専決処分の経緯につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に交付され、交付の日から1年3月を超えない範囲において、政令で定める日から施行することとされておりましたが、令和6年4月12日政令第169号により、施行日が令和6年5月27日からとされたものでございます。これに伴い、施行日に併せた条例の改正が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により改正をしたものでございます。

改正の概要につきましては、別冊議案説明資料に基づき御説明を申し上げます。

25ページをお開き願います。

25ページ、2、改正概要を御覧ください。

番号法の改正に伴い、引用しておりました別表が廃止されたことから、必要な用語の意義

を追加するとともに、個人番号の利用範囲を新たに規定したものでございます。

改正部分につきましては、同じく議案説明資料26ページをお開き願います。

番号表、別表第2の廃止に伴い、条例第2条に用語の定義を新たに2号追加するとともに、条例第4条におきまして、別表の廃止に伴う字句の整理及び追加した用語への置き換えを行ったものでございます。

以上、承認第4号の説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎同意第5号から同意第31号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第7、同意第5号から日程第33、同意第31号までのむかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件までの27件を一括議題といたします。

同意第5号から同意第31号までの27件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 同意第5号から同意第31号 むかわ町農業委員会の委員の任命につき
同意を求める件について、一括して御説明を申し上げます。

よろしいですか、説明してよろしいですか。

〔「 ありがとうございます」と言う人あり〕

○町長（竹中喜之君） 議案書第31ページ、議案説明資料27ページでございます。

むかわ町農業委員会の委員の任期が令和6年7月19日をもって満了することに伴い、むかわ町農業委員会委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

同意第5号から第12号、第14号から第18号及び第20号から第31号は、同条第5項の規定に基づく認定農業者または認定農業者に準ずる者であり、むかわ町農業委員会委員として農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行っており、農業に関する識見を有する方でございます。

同意第13号及び第19号は、同条第6項の規定に基づく農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない方で農業に関する識見を有する方であります。

順に、住所、氏名を申し上げます。

同意第5号、むかわ町穂別488番地4、石崎憲一氏。

同意第6号、むかわ町穂別557番地8、柴田健志氏。

同意第7号、むかわ町穂別平丘44番地3、森山幸治氏。

同意第8号、むかわ町宮戸1379番地1、平島道弘氏。

同意第9号、むかわ町穂別安住239番地28、田代英孝氏。

同意第10号、むかわ町穂別841番地、清瀬利一氏。

同意第11号、むかわ町田浦749番地、松並恵一氏。

同意第12号、むかわ町宮戸955番地、貞廣賢治氏。

同意第13号、むかわ町美幸4丁目30番地、藤井智子氏。

同意第14号、むかわ町春日221番地2、渋谷裕二氏。

同意第15号、むかわ町米原477番地8、清水修一氏。

同意第16号、むかわ町穂別稲里690番地3、藤江政利氏。

同意第17号、むかわ町豊城167番地1、伊藤正人氏。

同意第18号、むかわ町旭岡162番地5、辻勉氏。

同意第19号、むかわ町松風1丁目61番地2、鈴木秀子氏。

同意第20号、むかわ町宮戸581番地3、清野薫氏。

同意第21号、むかわ町穂別仁和407番地9、小林朋導氏。

同意第22号、むかわ町田浦205番地3、佐々木保成氏。

同意第23号、むかわ町生田182番地7、林利輝氏。

同意第24号、むかわ町穂別仁和187番地16、小岸元気氏。

同意第25号、むかわ町穂別和泉23番地2、藤岡健人氏。

同意第26号、むかわ町花岡569番地、稻田春一氏。

同意第27号、むかわ町若草4番地3、中田賢大氏。

同意第28号、むかわ町二宮319番地10、毛利武氏。

同意第29号、むかわ町穂別451番地3、中澤浩氏。

同意第30号、むかわ町穂別199番地6、土屋祐規氏。

同意第31号、むかわ町花岡279番地、内海久俊氏。

以上、27名の任命につきまして、御審議の上、御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

本件に関する質疑は一括質疑にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認め、同意第5号から同意第31号までについて質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

本件に関する討論は一括討論にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

同意第5号から同意第31号までについて討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第5号から同意第31号までの27件を採決いたします。

本件に関する採決は一括採決にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

同意第5号から同意第31号までのむかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号から同意第31号までのむかわ町農業委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第34、議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書85ページをお開き願います。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、令和5年むかわ町議会第2回定例会、議案第28号において議決いただきました、生田辺地における事業費及び辺地対策事業債の予定額の変更につきまして、北海道知事との協議が整いましたので、議会の議決を求めるものでございます。

議案書86ページをお開き願います。

議案書86ページにつきましては、生田辺地に係る変更後の総合整備計画（案）でございま

して、今回の変更につきましては、生田6号橋橋梁整備事業に伴い、主桁の損傷規模により事業費が増加するもので、3、公共的施設の整備計画の表中、括弧書きで記載しておりますとおり、計画における事業費は1,726万円、財源は道補助金1,085万4,000円、残りは一般財源640万6,000円のうち、640万円を辺地対策事業債として計画変更するものでございます。

以上で、議案第38号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

換気のため、暫時休憩といたします。

再開は11時15分とします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（野田省一君） 議場内の気温が上がっておりますので、上着の着用は自由といたしま

す。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第35、議案第39号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に
関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

柴田町民生活課長。

〔柴田巨樹町民生活課長 登壇〕

○町民生活課長（柴田巨樹君） 議案第39号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に
関する件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

議案書は87ページ、別冊配付してございます議案説明資料につきましては、81ページで
ございます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の
一部を改正する法律の施行により、当該広域連合規約の一部を変更する必要性が生じたことから、
地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容といたしまして、改正法によるマイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴
う、令和6年12月2日付の被保険者証の廃止に関し、規約第4条及び第4条関係の別表第1
の事務内容につきまして、削除または変更するものでございます。

議案書88ページをお開き願います。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による、北海道
知事の許可の日から施行するものでございます。

以上、議案第39号の提案内容を御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定賜りま
すようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） お医者さんや医療機関から、それから、国民からも多くの反対の声が上がり、様々なトラブルが発生し続けているマイナンバーカードを、保険証と一体化する政府の愚策には反対の立場を取り続けています。そのことから、この議案に対しても反対とさせていただきます。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

○9番（三上純一君） 国の変更に沿った政策の推進というのは当然として思っておりますので、賛成といたします。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第39号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野田省一君） 起立多数です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第36、議案第40号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

松本町民生活課主幹。

〔松本和香町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（松本和香君） 議案第40号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書89ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の交付に伴い、所要の改正を行うものです。

説明の都合上、別冊議案説明資料83ページをお開き願います。

地方税法等の改正等に伴うむかわ町税条例の改正概要により御説明いたします。

初めに、改正の趣旨については、先ほど御説明のとおりでございます。

次に、改正概要についてですが、①個人町民税関係に関する項目でございます。

第34条の7の改正につきましては、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う既定の整備をするもので、附則第4条の2においては、単に課税標準の計算を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ既定を削除するもので、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日施行でございます。

2の固定資産税関係に関する項目でございます。

第56条の改正につきましては、固定資産税の非課税の手続に関する規定において、引用している私立学校法の規定について整備するもので、令和7年4月1日施行でございます。

なお、本条例改正の新旧対照表につきましては、議案説明資料84ページから86ページに記載してございます。

議案書の89ページにお戻りいただきたいと思います。

附則といたしまして、第1条で施行期日を規定しております。

第2条では、町民税に関する経過措置を規定しているものでございます。

以上、議案第40号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第40号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第37、議案第41号 介護保険法施行規則の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

小坂保健介護課主幹。

〔小坂僚介保健介護課主幹 登壇〕

○保健介護課主幹（小坂僚介君） 議案第41号 介護保険法施行規則の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書91ページ、議案第41号をお開き願います。

この改正は、介護保険法施行規則の一部改正により、地域包括支援センター運営協議会の定義規定が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、議案説明資料87ページをお開き願いたいと思います。

新旧対照表は88、89ページに記載しております。

本条例案の概要について、令和6年厚生労働省令第61号が4月1日に施行され、介護保険法施行規則140条の66第1号、ロ（2）に規定されていましたが地域包括支援センター運営協議会の定義規定が、同じ号のイに移行したため、関係条例の一部を改正するものでございます。

関係条例と改正内容についてですが、（1）のむかわ町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例では、現行、ロ、（2）の文言をイへ改めるとともに、「地域包括支援センター」の文言を、「地域包括支援センター運営協議会」へ修正するものでございます。

（2）のむかわ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例では、現行、ロ、（2）の文言をイへ改めるものでございます。

議案書の91ページに戻っていただきたいと思います。

附則において、この条例は交付の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものでござ

ざいます。

以上、提案理由の御説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第41号 介護保険法施行規則の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号から議案第44号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第38、議案第42号 令和6年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）から日程第40、議案第44号 令和6年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題といたします。

議案第42号から議案第44号の3件について、提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 議案第42号 令和6年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）から議案第44号 令和6年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）までの3件を

一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第42号 令和6年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書93ページをお開き願います。

本補正につきましては、町長施政方針、執行方針に基づく政策的な事業及び国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する事業、そのほか、各種事務事業の推進に必要な経費を追加するものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出の総額に1億5,833万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ95億7,550万4,000円とするものでございます。

補正する款項及び補正後の金額は、議案書94ページから96ページの第1表歳入歳出予算補正となっております。

続きまして、第2条につきましては、議案書97ページ、第2表地方債の補正の件でございます。本補正に係る地方債対象事業の変更に伴う特定財源として、2事業において限度額を変更するものでございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和6年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書6ページの歳出から御説明申し上げます。

なお、追加する歳出の各事務事業に伴い、特定財源として歳入の追加があるものにつきましては、歳入も併せて御説明いたしますので、説明資料が行き来しますことを御了承くださいますようお願い申し上げます。

2款1項1目、30番、総務一般事務の22万円の追加につきましては、人事給与システムの改修費として、本年6月からの定額減額に伴う対応経費を追加するものでございます。

次に、60番の1、庁舎等管理事務（本庁）の100万円の追加につきましては、本庁舎の非常階段軒天部の修繕に必要な経費として追加するものでございます。

2目、90番、情報管理一般事務の261万9,000円の追加につきましては、特定個人情報関連事務の委任に伴う戸籍や税など、マイナンバー関連システム運用等に係る経費として負担金を追加し、財源につきましては、予算説明書3ページの歳入、14款2項1目総務管理費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として同額を追加するものでございます。

予算説明書6ページにお戻りいただき、6目、210番、公有財産管理事務の2,890万円の追加につきましては、現在借入れしております公営住宅、若草団地の敷地の一部を、所有者様

からの御要望もございまして、購入するための費用を追加するものでございます。

次に、225番の1、地域情報施設管理運営事務（本庁）の308万円の追加につきましては、米原地区国営かんがい排水事業に伴う、支障光通信ケーブル移設経費として修繕費を追加するものでございます。

予算説明書7ページにお進みいただき、9目、293番、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業の4,925万円の追加につきましては、別に配付してございます議案説明資料91ページ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業の概要により御説明いたします。

本補正につきましては、資料の経過及び歳入に記載のとおり、当該臨時交付金の給付金、定額減税一体支援分を財源に2つの給付金を支給し、低所得者支援及び定額減額を補足する給付の一体的支援を行うものでございます。

2つの給付金につきましては、資料の歳入に記載の①と②及び歳出に記載のとおり、1つ目の給付金として、令和6年度に、新たに住民税非課税世帯及び均等割のみの課税世帯に対し、生活、暮らしの支援を行う観点から、1世帯当たり10万円の給付金と、給付対象世帯に18歳以下の子どもがいる場合、子ども加算として、子ども1人当たり5万円の給付金を支給するものでございます。

給付対象世帯等につきましては、住民税非課税世帯として180世帯、均等割のみの課税世帯200世帯、子ども加算として60人を予定し、給付金4,100万円の支給を見込むものでございます。

また、2つ目の給付金として、所得税及び住民税における定額減額の対象でありながらも、その恩恵を十分に受けることができないと見込まれる個人に対し、その差額を調整するため給付金を支給するものでございます。定額減税しきれない調整給付対象者及び給付額につきましては、住民税対象分として315人、494万円の支給を見込むものでございます。

なお、給付支給開始時期につきましては、いずれも本年4月下旬より順次給付を予定しており、また、補足ではございますが、定額減税しきれない所得税対象分につきましては、現在、給付対象見込額を積算しているところでございますから、今後、補正予算の上程を予定しておりますことを申し添えます。

予算説明書の7ページに、本補正の支給事務に係る職員の時間外勤務手当、需用費、役務費等及び支給に係る扶助費を追加し、この事業補正に係る財源につきましては、予算説明書3ページの歳入、14款2項1目総務管理費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付

金として同額を追加するものでございます。

予算説明書 7 ページにお戻りいただき、2 項 1 目、450 番、税務一般事務の 101 万 2,000 円の追加につきましては、定額減額に伴う住民税システム改修経費として追加するものでございます。

3 款 1 項 1 目、660 番の 2、国民健康保険特別会計繰出金（直診勘定）の 973 万円の追加につきましては、この後、議案第 43 号で御説明いたします国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算に必要な財源として追加するもので、本補正に係る一部財源につきましては、予算説明書 4 ページの歳入、18 款 1 項 11 目公共施設長寿命化推進基金を、穂別診療所施設整備事業に係る財源として 807 万 4,000 円を繰入れするものでございます。

予算説明書は 8 ページをお開きいただき、2 目、710 番、ひだまりの里管理運営事務の 260 万円及び 711 番、グループホームみのり管理運営事務の 10 万円の追加につきましては、各施設の設備等の不具合により規定予算を執行、今後の故障発生時に備え、修繕料を追加するものでございます。

2 項 1 目、912 番、子育て応援基金積立金の 20 万円の追加につきましては、歳入における給付金の採納がありましたことから、後年度以降に寄附者の御意向に沿う事業で活用するため、原資積立金として追加するものでございます。

なお、寄附金につきましては、予算説明書 4 ページの歳入、17 款 1 項 1 目一般寄附金でありまして、本年 4 月 19 日に苫小牧市□□□□□□□□□□□□□□、代表者、□□□□様から、むかわ町子育て支援として寄附の申出があり、採納いたしましたことを御報告申し上げます。

予算説明書 8 ページにお戻りいただき、3 目、960 番、児童手当等支給事務 34 万 1,000 円の追加につきましては、児童手当制度改正に伴う関係システム改修経費として追加するもので、財源につきましては、予算説明書 3 ページ、歳入、14 款 2 項 2 目児童福祉費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金として同額を追加するものでございます。

予算説明書は 8 ページから 9 ページにかけての 5 款 1 項 2 目、1210 番、地域農業推進事業の 782 万 7,000 円の追加につきましては、農地利用効率化等支援として、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の実現に向け、経営改善に取り組む必要な農業用機械、施設等の導入を支援する北海道の間接補助事業として、本町が事業者に対し交付金を支出するため追加し、財源につきましては、予算説明書 4 ページ、歳入、15 款 2 項 4 目農業費補助金、農地利用効率化等支援交付金として同額を追加するものでございます。

の追加につきましては、施設の下水、非常放流ゲートに係る信号分配器の修繕に必要な経費として追加するものでございます。

財源につきましては、予算説明書3ページの歳入、12款1項2目農業費分担金、基幹水利施設管理事業分担金として21万1,000円、予算説明書4ページ、15款2項4目農業費補助金、基幹水利施設管理事業補助金として109万4,000円を追加するものでございます。

予算説明書9ページにお戻りいただき、2項1目、1340番、林業振興対策事業の700万円の追加につきましては、企業や地域住民により植樹、管理を実施している豊城地区町有林の植樹活動推進に伴う周辺環境整備として、管理道路設置及び駐車場造成等の事業費を追加するものでございます。

なお、この事業に係る財源として、森林環境譲与税の活用を図るものでございます。

次に、1351番、私有林等整備促進事業の1,786万7,000円の追加につきましては、森林の多面的機能を保持、保全のために、計画的かつ安定的な森林整備を推進する必要がありますが、今年度の国の森林整備事業補助事業予算の確定を受け、本町において、年度内に必要な事業費を追加するものでございます。

なお、事業に係る財源として、森林環境譲与税の活用を図るものでございます。

次に、1360番、小規模治山事業の166万円の追加につきましては、春日の沢小規模治山工事におきまして、北海道管理の砂防施設であります、穂別沢川との接続部分にかかるすりつけ工が必要となったことに伴う事業費の増として追加するものでございます。

なお、財源につきましては、予算説明書4ページの歳入、15款2項4目林業費補助金、小規模治山事業補助金として80万円及び予算説明書5ページ、21款1項3目林業事業債、小規模治山事業債として80万円を追加するものでございます。

予算説明書10ページをお開きいただき、1381番、林業・木材産業構造改革事業の1,842万5,000円の追加につきましては、林業事業者の設備整備に伴う北海道の間接補助事業として、本町が事業者に対し補助金を支出するため追加し、財源につきましては、予算説明書4ページ、歳入、15款2項4目林業費補助金、林業・木材構造改革事業補助金として同額を追加するものでございます。

予算説明書10ページにお戻りいただき、1410番、鳥獣対策事業の追加につきましては、エゾシカによる農林業被害の軽減を目的とする、緊急捕獲事業に係る本年度の割当てがありましたことから補助金2,642万4,000円を追加するもので、財源につきましては、予算説明書4ページ、歳入、15款2項4目林業費補助金、農村環境保全対策事業補助金のほか、農林業被

害軽減及び捕獲活動意欲衰退防止を図るため、計画捕獲頭数を上限とし、道補助の差分を支援していくため、一般財源として措置してございます。

予算説明書10ページにお戻りいただき、1419番、森林環境譲与税基金積立金2,486万7,000円の減額につきましては、先ほど、1340番及び1351番事業で御説明申し上げましたとおり、森林環境譲与税を財源として本事業補正に計上しておりますことから、基金積立金予算を減額し充当するものでございます。

7款2項2目、1640番、町道整備事業の158万8,000円の追加につきましては、橋梁長寿命化事業、久田橋橋梁補修工事におきまして、塗装に鉛が検出されたことにより、剥離作業及び処分が必要になったことに伴う事業費の増として追加するものでございます。

なお、財源につきましては、予算説明書3ページの歳入、14款2項4目道路橋梁費補助金、地方道路事業費補助金として100万4,000円及び予算説明書5ページ、21款1項4目道路橋梁事業債、町道橋梁補修事業債として50万円を追加するものでございます。

予算説明書10ページにお戻りいただき、9款4項2目、2230番、学習交流センター管理運営事務の162万8,000円の追加につきましては、施設用備品として食品加工で利用する、油圧絞り機の故障に伴う機器更新経費として追加するものでございます。

続きまして、歳出予算の財源で御説明申し上げていない歳入を御説明いたします。

予算説明書3ページ、1項1款1目個人町民税の減額につきましては、本定例会承認第3号で御承認いただきましたむかわ町税条例の一部改正に伴い、個人町民税所得割に係る定額減額分として、対象者3,471人、2,902万9,000円の減収を見込み、その減収分につきましては、同じく、3ページの9款1項1目地方特例交付金で全額補填されることから、追加するものでございます。

予算説明書4ページ、下段、18款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、政策的事業に係る財源として3,925万1,000円を追加するものでございます。

同じく、4ページから5ページにかけて、19款1項1目前年度繰入金につきましては、本補正予算における歳入歳出の財源調整として883万円を追加するものでございます。

以上で、議案第42号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第43号 令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書99ページをお開き願います。

本補正につきましては、保険事業勘定補正予算（第1号）及び直診勘定補正予算（第1号）

でございます。保険事業勘定におきましては、穂別診療所医療機器更新整備に係る直診勘定への国民健康保険特別調整交付金算定に伴う歳入歳出の調整、直診勘定につきましては、保険事業勘定補正に伴う財源調整及び穂別診療所施設整備に係る特定財源の確保に伴う追加のほか、各種事務事業の推進に必要な経費を追加するものでございます。

第1条でございますが、保険事業勘定における既定の歳入歳出の総額から384万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ11億7,342万3,000円に、第2条でございますが、直診勘定における既定額の歳入歳出の総額に4,393万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億2,936万1,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、保険事業勘定は議案書100ページ、第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正、直診勘定は議案書101ページ、第2表直診勘定歳入歳出予算補正となっております。

続きまして、第3条につきましては、議案書102ページ、第3表地方債補正の件でございます。直診勘定補正に係る地方債対象事業費の変更に伴う特定財源として、限度額を変更するものでございます。

説明の都合上、先に保険事業勘定補正予算につきまして、別に配付してございます令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書、保険事業勘定補正予算（第1号）により御説明申し上げます。

予算説明書4ページ歳出より、3ページの歳入を併せて御説明申し上げます。

歳出、6款2項1目他会計繰出金の384万9,000円の減額につきましては、穂別診療所医療機器更新に係る国民健康保険特別調整交付金算定に伴い、直診勘定への繰出金を調整するもので、財源につきましては、歳入、3款道支出金として同額を計上するものでございます。

続きまして、直診勘定補正予算の説明に移らせていただきます。

こちらにつきましても、説明の都合上、別に配付してございます令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、直診勘定補正予算（第1号）により御説明申し上げます。

予算説明書4ページ、歳出から御説明申し上げます。

歳出、1款1項1目診療所施設維持管理費の4,232万8,000円の追加につきましては、穂別診療所のスプリンクラー整備を2か年度で実施する予定でございましたが、国費の措置に伴い、単年度で整備するため事業費を追加するものでございます。

次に、一般事務費の160万7,000円の追加につきましては、電子カルテシステム及び医事シ

システムとマイナンバーカードを、資格確認端末との連携によるシステム改修をすることで、オンライン資格確認に関する加算算定要件を満たすため、設定経費を追加するものでございます。

2款1項1目医業費用につきましては、先ほど御説明いたしました保険事業勘定補正に伴い、保険事業勘定からの繰入金の調整に伴い財源振替をするものでございます。

予算説明書3ページにお戻りいただき、歳入につきまして御説明申し上げます。

歳入、3款国庫補助金につきましては、医療施設等施設整備費補助金として、診療所スプリンクラー整備に係る財源を追加。

5款繰入金につきましては、他会計繰入金として本補正に伴う財源調整。

7款町債につきましては、病院事業債として、診療所施設整備及び医療機器更新事業に伴い追加するものでございます。

以上で、議案第43号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第44号 令和6年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は103ページをお開き願います。

本補正につきましては、水道事業に係る建設改良費として、米原地区国営かんがい排水事業に伴う支障配水管の移設工事及び春日浄水場施設に係る水質計器の機器更新工事経費を追加するものでございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和6年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書1ページ、下段の資本的支出、建設改良費、配水管布設費として支障配水管の移設費用730万円及び、施設整備費として施設の機器更新費用550万円を追加し、財源につきましては、上段の資本的収入、負担金、配水管布設工事に係る工事負担金として679万5,000円を追加し、残額は内部留保資金とするものでございます。

議案書103ページにお戻り願います。

第2条につきましては、資本的支出に不足する補填財源として、留保資金に係る調整を改めるものでございます。

以上で、議案第42号から議案第44号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 説明が終わりました。

昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は13時30分とします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 30 分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

各会計とも質疑されるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑をお願いします。

議案第42号 令和6年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書、別冊事項別明細書3、歳出6ページから11ページまでの歳出全般について質疑はありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 1点だけお伺いをしたいと思います。

6ページの210の00、公有財産管理事務の土地購入費についてお伺いをしたいと思います。

今まで、行政として借地料金が多過ぎるのではないかということで、できるだけ購入しようという、そういう過去にそういったことがありましたけれども、そういったことで、この購入に対しては問題ないんですけれども、この2,890万、若草団地ということなんですけれども、これ全部の面積ではないと思うんですけれども、その辺ちょっとどこからどこまでなのか、大体ちょっと教えてもらえませんかでしょうか。

○議長（野田省一君） 三上総務財政課主幹。

○総務財政課主幹（三上 祐君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の補正で、若草公営住宅の用地の一部をとということで補正予算の計上をさせていただきました。今現在、若草団地として借り上げてございます用地につきましては、若草4番地、5番地、8番地でございます。このうち、4番地の一部が共有者のほうで持っている土地ということで、共有者様から町への取得でという御要望もあり、今回の補正に至っているところでございます。

なお、今回取得する予定でございます若草4番地、面積でございますが、1万4,919平米

となつてございます。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 7ページの293なんですが、ちょっと教えてください。

この中で、物価高騰の対策支援の交付金事業ということなんですが、説明の中に、令和6年度に新たに住民税非課税と均等割のみ課税となる世帯への給付金ということなんですが、今年の春まで、均等割世帯のみの世帯に対して支援金が支給されていたと思うんですけども、そこはまた別に6年度新たにという部分がちょっと私、理解が足りないものですからもう一度説明をお願いいたします。

それから、今年の春まで支援金が給付された世帯のほうの事務手続というんですか、非常に遅れたと思うんです。それで、対象になる世帯の方から何回か、何の連絡もないんだけどもということ、いろいろと相談を受けておりました。それで、6年7月下旬より順次ということなんですけれども、やはりこれが報道されると、待っている方は本当に早くしてほしいというふうになると思うんですけれども、事務手続の円滑なといふかな、そういうところではどのように考えているでしょうか。

○議長（野田省一君） 谷川福祉・子育て課主幹。

○福祉・子育て課主幹（谷川功一君） 私のほうから、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

新たに令和6年度になりまして、非課税世帯、均等割のみの世帯ということで、春先までやっていた部分に関しては令和5年度になりますので、令和5年度でもらった方たちは対象になりませんので、そちらの方々を外して、令和6年新たになった方が対象ということで、重複してもらえないということではありますので、御理解をお願いします。

それと、均等割世帯の方が支給が遅れたという形なんですけれども、ちょうど7万円の給付の作業と均等割の作業がちょっと重なってしまっていて、その中で調整不足というところで、間違いなく執行するという形で、システム改修等を待つリストを作成するのも時間かかりまして、均等割の方及び子育ての子ども加算、こちらのほうが若干遅れたというのはございました。大変申し訳なく思っておりますが、適正な処理をしたいと思っておりますので、間違いのないような対応をしたいと思っておりますので、あとは迅速な対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 前回子ども加算の部分でも、例えば入学なんかにも間に合わなかったというところで、やはり迅速な支給ということを求めていると思っています。

それから、2番目の定額減税の対象でありながらという部分なんですけれども、この辺については、今、精査しているというところもあるようですけれども、これについては、いつ頃ははっきりできるのかということと、周知というんですか、どのようにされるお考えなのか伺います。

○議長（野田省一君） 谷川福祉・子育て課主幹。

○福祉・子育て課主幹（谷川功一君） ただいまの質問にお答えします。

調整給付に関しましては、新たな支給方法ということで、前例のない初めての事業ということで非常に困惑しております。その中で、適正な処理を行うために、明日、システムの操作説明会がございます。そちらのほうに参加して対応します。それで、システム改修が7月上旬に行われますので、そちらのほうと国が提供している算定ツールと町のほうの持っている所得税の状況と突合して、対象者を算定する形になってございます。リスト作成とか、間違いがないかという確認をするのに、およそ1か月ぐらい見えています。7月下旬には、対象者の方に確認書の送付をもって支給の開始事務を執り進めたいと思っております。あと、町の広報等で周知をしていきたいとは思っています。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、1ページから5ページまで、1、総括、2、歳入全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり93ページから97ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正、第2表繰越明許費補正、第3表地方債補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号 令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、保険事業勘定補正予算（第1号）、事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、

歳出の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、直診勘定補正予算（第1号）、事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり99ページから102ページまでの予算総則第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正、第2表直診勘定歳入歳出予算補正、第3表地方債補正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号 令和6年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづりの103ページの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第44号の質疑を終わります。

これから議案第42号から議案第44号までの3件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第42号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第42号の討論を終わります。

次に、議案第43号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第43号の討論を終わります。

次に、議案第44号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第44号の討論を終わります。

これから議案第42号から議案第44号までの3件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第42号を採決します。

お諮りします。

議案第42号 令和6年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号を採決します。

お諮りします。

議案第43号 令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号を採決します。

お諮りします。

議案第44号 令和6年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第41、発議第2号 議会改革等調査審査特別委員会の設置に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

6番、佐藤守議員。

○6番（佐藤 守君） 発議第2号 議会改革等調査審査特別委員会の設置に関する件について、提案理由の説明を申し上げます。

むかわ町議会委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議会改革等調査審査特別委員会を設置したく、むかわ町議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

設置理由といたしましては、現在の議員の任期が半分の2年を過ぎており、むかわ町議会として議員定数及び議員報酬等の調査審査を行うことが適切であること、また、さらなる町民へ開かれた議会を目指し、特別委員会の設置を提案するものであります。

委員定数は6名とし、期間は閉会中、調査審査終了までとするものであります。

なお、委員の定数については、議員定数の過半数を超えないこととして設定をしたものであります。

御審議、御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号 議会改革等調査審査特別委員会の設置に関する件を採決いたします。
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、6人で構成する議会改革等調査審査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

ただいま設置されました議会改革等調査審査特別委員会の委員の選任につきましては、6月3日開催の第5回議会運営委員会におきまして、議長に一任することで協議が整っておりますので、むかわ町議会委員会条例第8条の規定によって、議長におきまして、1番、栗原健一議員、3番、古内みゆき議員、5番、東千吉議員、6番、佐藤守議員、8番、大松紀美

子議員、10番、小坂利政議員を指名します。

御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人の議員を議会改革等調査審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました議会改革等調査審査特別委員会の委員に申し上げます。

委員会条例第10条の規定により、委員長を互選するため委員会を招集しますので、休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩といたします。

再開は14時15分といたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時15分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（野田省一君） 日程第42、諸般の報告を行います。

休憩中に開催されました議会改革等調査審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に、小坂利政委員、副委員長に、佐藤守委員が互選された旨の報告がありましたので、議会の運営に関する基準第107号の規定により報告いたします。

◎請願第1号の上程、委員会付託

○議長（野田省一君） 日程第43、請願第1号 むかわ町さくら認定こども園に関する請願を議題といたします。

本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の総務厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査としましたので報告いたします。

◎意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第44、意見書案第4号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書案を議題といたします。

本件について趣旨説明を願います。

1番、栗原健一議員。

○1番（栗原健一君） 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書（案）。

現在、我が国では、乳幼児に対する母子保健法に基づく歯科健診や小学校、中学校、高等学校等の児童生徒に対する学校保健安全法に基づく歯科健診等は実施が義務づけられているものの、40歳、50歳、60歳、70歳の者に対する健康増進法に基づく歯周疾患検診や高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者歯科健診などは義務づけられておらず、成人期以降の受診体制は十分とは言えない状況にある。

近年、歯と口腔の健康は、生活習慣病の予防に資するなど、全身の健康を保持・増進するための重要な要素であることが明らかになっており、人生100年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、歯と口腔の健康維持が極めて重要であり、そのためにはライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診の確保が必要である。

こうした中、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、「生涯を通じた歯科健診の具体的な検討」を行うことが初めて盛り込まれたことにより、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待されている。

よって、国においては、「歯科口腔保健の推進に関する法律」の改正などにより、生涯を通じた歯科健診の法制化を早急に進めるとともに、次の事項について措置を講ずるよう強く求める。

記1、いわゆる国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させること。

2、いわゆる国民皆歯科健診の実現に関しては、国において十分な財政措置を講ずること。

3、いわゆる国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のため、ひいては、全身の健康につながるよう、総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

御決定くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

一部、ミスプリントがあったようなので、ちょっと訂正をさせていただきます。

事務局から。

○事務局長（大塚治樹君） すみません、下から5行目になりますか、「1、いわゆる国民皆
歯科健診の実現と合わせ」と書いてありますが、「1」ではなく「3」の間違いですので、
訂正いたします。

○議長（野田省一君） これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第45 意見書案第5号 現行の健康保険証の廃止を撤回し、存続
を求める意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番、大松紀美子議員。

○8番（大松紀美子君） 現行の健康保険証の廃止を撤回し、存続を求める意見書（案）。

政府は国民の利便性向上等の観点から、2024年12月2日に現行の健康保険証を原則廃止し

てマイナンバーカードと健康保険証を一体化するとしています。廃止はマイナ保険証の利用率に関係なく行うという方針ですが、厚生労働省によれば3月の利用率はわずか5.47%に過ぎません。

政府は昨年、マイナンバーの紐づけの「総点検」を行いました。点検終了後も紐づけの誤りが報告され、一連の点検作業によって9千件を超える紐づけミスが発覚しています。そうしたなかで、国民の多くが現行の保険証の原則廃止に不安を感じています。

国民がマイナ保険証の利用をためらう一方で、厚生労働省はマイナ保険証の利用者を増やした医療機関に最大20万円の一時金の支給を打ち出しました。

また、閣僚からはマイナンバーカードでの受付をしていない医療機関があれば、マイナンバーカード総合窓口に連絡するようにという「お願い文」が出されるなど、医療機関に対しての圧力が強まっています。

現行の健康保険証が廃止されれば、任意であるマイナンバーカードの取得が事実上義務化されるおそれがあることや、マイナンバーカードを持たない人が保険診療を受けられなくなる懸念もあります。また、マイナ保険証を持たない人への資格確認書の交付や、マイナ保険証の利用登録者に送付される「資格情報のお知らせ」など、現行の保険証を存続させれば、わざわざ新たに税金を投じる必要はありません。

よって、政府においては、現行の健康保険証を本年12月に廃止することを撤回し、存続することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

4番、奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） 反対の立場から意見申し上げます。

確かに、このマイナンバーのひもづけという点では、様々な不具合が報告されております。

私も存じ上げておりますが、政府もこれから改善に向かってやっていただけるというふうに考えております。また、昨日の一般質問の答弁の中に、現行の保険証、来年7月末までは使えるという報告の説明がなされております。様々な改善を措置しながら進んでいくものと思っておりますので、その点は期待をしながら、マイナンバーカードに移行していくということには賛成でもありますので、この意見には反対したいと思いますし、マイナンバーカードと一体化になることによりまして、医療のDXという点から考えましても、スピーディーな医療、診療だとか、医療事務、また、ほかの面でも事務処理等を軽減されるのではないかなという点から、私はマイナンバーカードと一体化は賛成でございますので、このことについては検証をこれからしていただけるものというふうに期待して、意見には反対したいと思います。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 健康保険証の廃止を撤回して存続をしてほしいと、この意見書に対して賛成の立場から少し討論をさせていただきます。

この意見書は、マイナンバーを駄目だといっているわけではありません。今のデジタル時代にあって、マイナンバーを利用したいという方、それを望む方、これは大いに利用することは当然のことだと思っています。ただ、ここに述べられているように、現行の保険証を廃止することを撤回して、存続をしてほしいということです。これは、これまで日本は、日本国憲法に基づいて国民の健康を守るために様々な苦勞をして、皆保険制度というのをくり上げてまいりました。このことによって、国民は安心して医療にかかれるという状況をつくり出してきました。

ところが、今進められている状況の中で何が問題か、マイナンバーにひもづけするために、急ぐために、急ぐばかりに様々なトラブル、こうしたことが発生して、遂に先頃、この問題で、高齢者が医療機関に行ってマイナンバーカードを出したら、そのカードリーダーが本人確認をしてくれなくて、そして何とかどうしようといっているうちに、いろいろやっただけでも駄目で、本人も発作も少し収まったので一旦家に帰って、明日、保険証、厚生労働省が高齢者にはマイナンバーと同時に、保険証もちゃんと持っていなさいと今、指導をしています。そういうこともあって、それを持って、もう一回病院にかかるということになっていました。しかし、その夜に容体が急変して、そして医者に運び込まれましたけれども、残念ながら亡くなるということが起きたという報道がありました。

今の時代、いいことだといってやることでありますけれども、それがこうした事故を起こしている。これが本当にいつまで続くのかという問題、特に高齢者、障害者、今、カードリーダーに入れても本人確認ができないという事態が次々に広がって、多くの医療機関でも保険証でということになりつつあります。こういうのがあるから、当面といいますか、やっぱり高齢者や障害者など、マイナンバーをなかなか持てないという人たちを含めて、安心して医療にかかれるために、現行の保険証を継続してほしいと、そして先ほど、来年7月までの話もありましたけれども、任意という中で、5年間は資格証として発行するというようなこともここの中には書かれています。そういう立場からすれば、保険証を残していくというのはできることであります。そうすることによって、先ほどの予算案にも出ていましたけれども、町としてもそんなお金をかけてシステム改修なんていうようなことは要りません。そういうものを住民の医療、暮らしに充てる、そういうことが今求められているということも付け加えさせていただいて、賛成の討論としたいと思いますが、いずれにせよ、この意見書はマイナンバーを否定するものではありません。当面、現行の健康保険証、安心して医療にかかれる、そういうシステムは残しておきましょうと、こういうことだというふうに私は理解しておりますので、賛成の討論とするものであります。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（野田省一君） 起立少数です。

本案は否決されました。

◎意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第46、意見書案第6号 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村修議員。

○11番（北村 修君） 意見書案第6号であります。核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書案でございます。

まず、本文を朗読させていただきます。

人類史上初めて核兵器を違法とする国際法である核兵器禁止条約が2021年1月22日に発効いたしました。被爆者の長年の訴えが世界の国々を突き動かして実現した禁止条約は、2024年1月時点で、93の国、地域が署名、70カ国が批准をしております。「核なき世界」を求める声がどんどんと広がっています。

条約は、核兵器について、破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであることを断罪して、これに「悪の烙印」を押ししました。開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。核兵器禁止条約は核兵器廃絶につながる画期的なものです。

2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。わが国を攻撃すれば破壊し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇を行いました。また、2023年にはパレスチナのガザ地区への攻撃を行っているイスラエルの閣僚が、ガザ地区への核兵器の使用を「選択肢のひとつ」と発言しました。

核兵器の存在によって、人類の生存が脅かされていることは明白になっており、核兵器の使用を防ぐことが強く求められています。

いまこそ、日本政府が核兵器の使用を許さず、全面的に禁止する先頭に立つために、核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを強く求めるものです。

この意見書は、最後の文章にありますように、これまで国連で核兵器禁止条約ができたのは、世界で唯一の被爆国の国民である日本の国民、何よりも被爆者が先頭に立って世界に呼びかけ、世界を動かして、そしてこの禁止条約ができました。こういう運動の上に立って、今度は日本政府も核兵器禁止条約に参加をして、そして世界と国民を守る、そういう立場に立ってほしいということを求めた意見書でございます。我が町としても、今年も子どもたちを広島の平和祈念の集会に町からも派遣をいたしました。今、取り組まれている核兵器廃絶

の運動に町長をはじめ教育長、多くの皆さんが署名もいただいております。今、こうやって、日本国内で国民の多くが核兵器を使わせない、廃絶しよう。そして、この禁止条約に参加することこそ、その道だということを求めています。そういう意味での意見書でございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。どうぞ、皆さんの特段の御配慮をお願い申し上げて、趣旨説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

1 番、栗原議員。

○1 番（栗原健一君） この核兵器のない世界の実現、すなわち核廃絶こそが目指す目標であることをきちんと抑えておく必要がありますが、現実果たしてどうなのか。核を廃絶することは、すなわち核を持っている国が核を廃棄するというアクションを起こすことが絶対条件です。ゆえに、核廃絶のためには、核保有国を巻き込んでいかなければなりません。しかし、核兵器禁止条約に署名している核保有国は一つとしてなく、かえって非保有国との分断が広がっているという現実さえ指摘されています。

こうした現実を直視し、核廃絶を実現するためには、今、何をすべきかを冷静に考えた場合、我が国が果たすべきは唯一の戦争被爆国という立場から核保有国、非保有国の相互不信を払拭するための対話をこれまで以上に進めるための橋渡しの役割ではないかと思います。

よって、この意見書には反対といたします。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

8 番、大松議員。

○8 番（大松紀美子君） 日本は唯一の戦争被爆国です。その政府が核抑止の呪縛にとらわれて、核兵器禁止条約に背を向けているのは恥ずかしいことだと思っています。一刻も早く、署名・批准を切に願う立場から意見書案への賛成といたします。

○議長（野田省一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（野田省一君） 起立少数です。

本案は否決されました。

◎意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第47、意見書案第7号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番、東千吉議員。

○5番（東 千吉君） 意見書案第7号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）。

全文を朗読させていただきます。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給などの多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海

道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記 1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICTなどの活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。よろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第48、意見書案第8号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番、東千吉議員。

○5番（東 千吉君） 意見書案第8号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案。

3個の要望項目を朗読をもって説明いたします。

記1、賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考にして、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額「時間額1,078円」を下回らない水準に改善すること。

3、賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。よろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第49、意見書案第9号 地方財政の充実・強化に関する意見書案

を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番、大松紀美子議員。

○8番（大松紀美子君） 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）。

地方公共団体の現状は、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人材は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度までに確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要、また採用希望者減少や中途退職者が増加している現状から、不足する人員体制の改善を図っていくためには今後はより積極的な財源確保が求められています。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に対応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の10項目を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第9号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第50、意見書案第10号 教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番、東千吉議員。

○5番（東 千吉君） 意見書案第10号 教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）。

4個の要請項目を朗読して説明にさせていただきます。

記1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元されるよう要請します。

2、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編制標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求めます。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭、事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかるよう要請します。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。

4、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充をはかるよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第51、意見書案第11号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかなまなびを保障する高校教育を求める意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番、東千吉議員。

○5番（東 千吉君） 意見書案第11号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）。

5個の意見につき朗読をもって説明とさせていただきます。

記1、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。

2、すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃すること。

4、しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶ

ことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高等教育を実現するため検討をすすめること。

5、中卒者数の減少や定員割れを理由とした機械的な間口減や募集停止ではなく、公私比率にも配慮し、地域や子どもたちが将来を見通せる「持続可能な高校」の配置や在り方について、地域住民が納得できる形で計画を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第11号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査等報告の件

○議長（野田省一君） 日程第52、所管事務調査等報告の件を議題といたします。

本件について別紙配付のとおり、総務厚生常任委員長及び復興拠点施設等整備事業調査特別委員長から所管事務調査報告書が提出されております。

調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員長、報告はありますか。

8番、大松議員。

○総務厚生常任委員長（大松紀美子君） 35ページの所管事務調査報告書の名前ですけれども、「復興拠点施設等整備事業調査特別委員会」の間違いですので、訂正をお願いいたします。分かりますか、35ページです。その前のページには、31ページには、総務厚生常任委員会で私の名前で報告書が出ておりまして、また35ページにも総務厚生常任委員会になっていますね、35ページと31ページ、同じものが出ているかと思いきや委員会名が違っております。分かりましたか。

〔発言する者あり〕

○総務厚生常任委員長（大松紀美子君） 直している、ごめんなさい。私、前のやつ持ってきたんだ、すみませんでした。以前に頂いたほうを使っていた、直っていなかったんです、すみません。

〔「大丈夫か」と言う人あり〕

○総務厚生常任委員長（大松紀美子君） 大丈夫。

○議長（野田省一君） ほかに付け加えることは。

○総務厚生常任委員長（大松紀美子君） ないです。

○議長（野田省一君） 次に、復興拠点施設等整備事業調査特別委員長、報告はありませんか。

○復興拠点施設等整備事業調査特別委員長（大松紀美子君） ありません。

○議長（野田省一君） これから各委員長に対する質疑を行います。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、復興拠点施設等整備事業調査特別委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで所管事務調査報告の件を終わります。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（野田省一君） 日程第53、閉会中の特定事件等調査の件を議題といたします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会、復興拠点施設等整備事業調査特別委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、

特定事件等について閉会中の継続調査の申出があります。

追加をいたします。

もう一度、申し上げます。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会、復興拠点施設等整備事業調査特別委員会、加えて、議会改革等調査審査特別委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、特定事件等についての閉会中の継続審査、調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎議員の派遣に関する件

○議長（野田省一君） 日程第54、議員の派遣に関する件を議題といたします。

本件については、北海道町村議会議長会が主催する各種研修会が予定されており、議員が出席予定となります。

お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程の変更など細部の取扱いについては、議長に一任を願いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野田省一君） これで本定例会に付された事件は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第2回むかわ町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3時05分